# 石川県包括外部監査報告書 

## 平成 28 年 3 月

石川県包括外部監査人
早 川 晃 治

県税の賦課•徴収に係る財務事務の執行及び管理について

## 目 次

## 第1章 包括外部監査の概要

1．監査の種類 ..... 1
2．選定した特定の事件 ..... 1
3．特定の事件を選定した理由 ..... 1
4．監査の対象 ..... 1
5．監査の対象期間 ..... 2
6．監査の方法及び手続 ..... 2
7．監査の実施期間 ..... 2
8．包括外部監査人及び監査補助者 ..... 2
9．利害関係 ..... 3
10．その他 ..... 3
第2章 監査の視点 ..... 4
第3章 監査結果
I 総論
i はじめに ..... 5
ii 平成 27 年度県税収入予算 ..... 7
iii 県税組織 ..... 8
iv 主な県税の税目別推移 ..... 10
v 総論まとめ ..... 17
II 各論
i はじめに ..... 20
ii 法人 3 税（法人県民税•法人事業税•地方法人特別税） ..... 23
iii 個人事業税 ..... 39
iv 不動産取得税 ..... 42
v ゴルフ場利用税 ..... 49
vi 軽油引取税 ..... 51
vii 自動車取得税 ..... 55
viii 自動車税 ..... 58
ix 県たばこ税 ..... 63
x 鉱区税 ..... 67
xi 狩朕税 ..... 69
xii 核燃料税 ..... 72
xiii その他 ..... 75
xiv 税務システム ..... 80
xv 滞納整理事務について ..... 86
参考 指摘事項及び意見の一覧 ..... 112

## 第1章 包括外部監査の概要

1．監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第1項及び第2項の規定に基づく包括外部監査

2．選定した特定の事件

「県税の賦課•徴収に係る財務事務の執行及び管理について」

3．特定の事件を選定した理由

石川県において，平成 26 年度一般会計歳入に占める県税の割合は $23.6 \%$ である。
平成 27 年度の一般会計歳入予算（当初）は 5，359 億円で，このうち県税は 1，351 億円であり，全体の $25.2 \%$ を占めており，最重要財源である。

石川県は県税収入確保対策として
－個人県民税徴収対策
市町連携，特別徴収の推進，滞納整理機構の設立
－自動車税徴収対策
コンビニ納付等徴収機会の拡大，滞納整理の早期着手，タイヤロック等の実施
－適正課税の推進
課税客体の捕捉の網羅性確保
を掲げて取り組んできたところである。
直近5年間における法人2税（県民税，事業税）及び個人2税（県民税，事業税）の税収額は増加傾向にあるものの，税収の確保及び収入未済額の削減は喫緊の課題でもある。

また，課税•徴収の基本原則は公平性であり，減免措置は法規に基づき取り扱われなければな らない。適正課税の推進は，県民の信頼性確保のためにも，県税の重要事項である。

県税の賦課徴収事務は，現在も将来も県の収入面における最重要事務であり「県税の賦課•徴収事務に係る財務事務の執行及び管理について」を特定の事件として選定した。

4．監査の対象

総務部税務課，小松県税事務所，金沢県税事務所，中能登総合事務所，奥能登総合事務所

## 5．監査の対象期間

平成 26 年度，ただし，必要に応じて他年度についても監査の対象とした。

6．監査の方法及び手続
（1）監査の方法
県税の賦課•徴収に係る財務事務の執行及び管理が，関係法令及び内部規則にしたが って適正に実施されているかどうか，また，経済的かつ有効的，効率的に実施されているか どうかについて主眼を置き，関係帳簿書類の閲覧，分析及び質問等により必要と認める監査手続を実施した。
（2）主な監査手続
（1）県税の賦課徴収について関係法令，条例，規則等の根拠規定の確認を行う。
（2）県総合（県税）事務所，入江分室に往査し，県税の賦課徴収事務が効率的に行われて いるか質問及び関連資料の閲覧を行う。
③ 内部管理組織の整備•運用状況について組織図，報告書，稟議書，各種議事録，規則，諸規程及び運営マニュアル等を収集し，必要事項について質問及び視察を行う。
（4）課税客体の捕捉状沉について質問及び関連資料の閲覧を行う。
⑤ 減免，滞納整理，不納欠損処理について質問及び関連資料の閲覧を行う。
⑥税務システムについて，国税や市町システムとの連携及び情報セキュリティについて質問及び関連資料の閲覧を行う。
⑦ その他県税の賦課徴収に関連した業務について質問及び関連資料の閲覧等を行う。 （目的税については，当初の目的どおりに使用されているかどうか確認する。）

7．監査の実施期間

平成 27 年 7 月 7 日から平成 28 年 3 月 10 日

8．包括外部監査人及び監査補助者

包括外部監査人 公認会計士 早 川 晃 治

補 助 者 公認会計士 松 木浩一公認会計士 朝 日 翔史郎税 理 士 宮 川 知 生弁 護 士 粟 田 真 人

## 9．利害関係

包括外部監查の対象とした事件につき，地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

10．その他
（1）語句の説明
「指摘事項」…一連の事務手続等の中で，法令，規則，条例等に違反している場合，ある いは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項について記載している。
「意 見」…一連の事務手続等の中で，組織及び運営の面で合理化等に役立つものと して専門的見地から改善を提言する事項について記載している。

なお，外部監査の結果のらち，不適切な疑いがあり，是正措置が必要であ るが，重要性の観点から又は予算上の制約により，直ちに是正措置をとるより も，長期的に是正措置の検討が望まれる事項については意見としている。
（2）計算数値
本報告書の各表に表示されている数値は，原則として，表示単位未満を切り捨てて表示して いるため，合計と一致しない場合がある。
（3）調定額等
課税業務（調定事務等）は，税務課，金沢県税事務所及び中能登総合事務所において集約化されているが，納税業務は全事業所で管轄しているため，調定額•収入額を事務所ごとに振 り分けて，本報告書の各表に金額を表示している場合がある。

## 第2章 監査の視点

監査は，県税の賦課•徴収に係る財務事務の執行及び事業の管理が関係法令及び内部規則に従って適正に実施されているかどうか，経済的かつ有効的，効率的に行われているかどうか，網羅的かつ公平的に行われているか等の観点から，監査を行った。

## 第3章 監査結果

I 総論
i はじめに
地方自治法は，各地方公共団体による，地方税の賦課徴収権を認めており（地方自治法第 223条），地方税法は「地方団体（都道府県及び市区町村）は，この法律の定めるところによって，地方税を賦課徴収することができる。」（地方税法第 2 条）と規定している。

また，「地方団体は，その地方税の税目，課税客体，課税標準，税率その他賦課徴収について定 をするには，当該地方団体の条例によらなければならない。」としている（地方税法第3条第1項）。

これは，地方団体は，地方税法の定める範囲内において，当該地方団体の議会が条例を定めて地方税を賦課徴収することができるといらことである。

地方税法の枠内で地方団体に認められた課税権の行使には，法定外普通税と法定外目的税の新設または変更，標準税率の超過課税，公益等による非課税（課税免除）と不均一課税がある。 （地方税 Q\＆A）
広義の地方税（地方交付税，地方譲与税）を除く地方税の一般的体系を次のとおり示す。


## 県税の種類

石川県における県税の種類等を次に示す。（平成 27 年度版くらしと県税）

| $\begin{aligned} & \text { 熥 } \\ & \text { 税 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 直 } \\ & \text { 接 } \\ & \text { 税 } \end{aligned}$ | $\begin{aligned} & \text { 県 } \\ & \text { 税 } \end{aligned}$ | 個人県民税 | 県内に住所のある個人にかかります。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 法人県民税 | 県内に事務所•事業所のある法人にかかります。 |
|  |  |  | 県民税利子割 | 金融機関等から利子等の支払を受けるときにかかります。 |
|  |  |  | 県民税配当割 | 上場株式等の配当等の支払を受けるときにかかります。 |
|  |  |  | 県民税株式等譲渡所得割 | 特定口座内（源泉徴収）における上場株式等の売却時の対価などの支払を受けるときにかかります。 |
|  |  |  | 個人事業税 | 事業を営んでいる個人の所得にかかります。 |
|  |  | 哑 | 法人事業税 | 事業を営んでいる法人の所得または収入等にかかります。 |
|  |  |  | 産取得税 | 土地や家屋を取得したときにかかります。 |
|  |  |  | 車取得税 | 自動車•軽自動車を取得したときにかかります。 |
|  |  |  | 車税 | 自動車を持っている人（4月1日現在の所有者）にかかりま す。 |
|  |  | 鉱区 |  | 鉱業権を有する者にかかります。 |
|  |  | 県固 | 定資産税 | 固定資産税（償却資産）のうち一定額を超えるものにかかり ます。 |
|  |  | 核燃 | 料税 | 発電用原子炉の設置者にかかる法定外普通税です。 |
|  |  |  | 消費税 | 消費税が課税される取引に対して消費税（国税）と併せて かかります。 |
|  | $\begin{aligned} & \text { 間 } \\ & \text { 接 } \end{aligned}$ |  | ばこ税 | 卸売販売業者等が小売販売業者に売り渡したたばこの本数に応じてかかります。 |
|  |  | ゴル | 場利用税 | ゴルフ場を利用したときにかかります。 |
|  |  | 軽油 | 引取税 | 軽油の引取等をしたときにかかります。 |
| 目的税 | 直接税 | 狩絾 |  | 狩絾者の登録を受けるときにかかります。 |

ii 平成 27 年度県税収入予算
平成 27 年度県税収入予算の内訳は，次のとおりである。
県税総額1，351億円の税目別内訳（平成 27 年度税目別県税予算）


平成 27 年度の当初予算における県税収入の内訳は，県民税•事業税で5割以上を占めており， また，これに地方消費税と自動車税を加えた 4 税では全体の約 $88 \%$ を占めていることが分かる。

| 区 分 |  | 割 合 | 金額（億円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 県民税 | 個人 | 29．5\％ | 399 |
|  | 法人 | 4．8\％ | 65 |
|  | 利子割 | 0．6\％ | 7 |
| 事業税 | 法人 | 18．7\％ | 253 |
|  | 個人 | 0．9\％ | 11 |
| その他 | 地方消費税 | 20．2\％ | 273 |
|  | 自動車税 | 12．9\％ | 175 |
|  | 軽油引取税 | 7．6\％ | 102 |
|  | 不動産取得税 | 2．1\％ | 28 |
|  | 県たばこ税 | 0．9\％ | 13 |
|  | 自動車取得税 | 0．8\％ | 12 |
|  | ゴルフ場利用税•狩猟税•核燃料税•鉱区税 | 1．0\％ | 13 |
| 合計 |  | 100．0\％ | 1，351 |

## iii 県税組織

平成 26 年度県税組織図を示す。

石川県総務部


現在の税務組織編成は，平成 24 年度の組織改正によるものである。
組織再編の基本的な考え方は「新長期構想の着実な実現に向け，限られた人員を最大限に活用し，新たな行政ニーズに柔軟かつ機動的に対応できる，簡素で効率的／効果的な組織体制を構築。」によるものである。

そこで出先機関の業務分担見直しが行われ，税務組織関連では，
－小松県税事務所及び奥能登総合事務所の課税業務を，それぞれ金沢県税事務所及び中能登総合事務所へ集約
－両事務所に県税相談室を設置
課税業務の集約に伴い，納税者の申告窓口も集約されたが，納税者に不便を感じさせないよう に小松県税事務所及び奥能登総合事務所に県税相談室を設置する業務分担見直しが行われた。

なお，奥能登総合事務所における納税者の主な来所目的は，以下のとおりであった。

| 目的 | 対応部署 |
| :---: | :---: |
| 窓口収納及び納税証明 | 納税課 |
| 軽油引取税免税証受付 | 県税相談室 |
| 不動産取得税減額等受付 | 県税相談室 |
| 自動車税身障減免受付 | 県税相談室 |

## 課税業務に係る管轄区域



納税業務に係る管轄区域


《各税目の課税事務所等》

|  | 税 目 | 管轄事務所 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1 | 県民税利子割•配当割•株式等譲渡所得割 | 金沢県税事務所 |
| 2 | 法人県民税•事業税•地方法人特別税 |  |
| 3 | 鉱区税，狩猟税 |  |
| 4 | 軽油引取税〔特別徴収義務者に関すること〕 |  |
| 5 | 軽油引取税〔上記4以外の免税軽油等〕（ $\ldots 1$ ） | 【かほく市，河北郡以南の地区】金沢県税事務所 <br> 課税課•不動産取得税課 <br> 【羽咋市，羽咋郡以北の地区】 <br> 中能登総合事務所 税務課 |
| 6 | 個人事業税（ $※ 1$ ） <br> ※1 事務所又は事業所の所在地 |  |
| 7 | 不動産取得税（ $※ 2$ ） ※2 取得した不動産の所在地 |  |
| 8 | ゴルフ場利用税（ $\% 3$ ） |  |
|  | ※3 ゴルフ場の所在地 |  |
| 9 | 自動車取得税 | $\begin{gathered} \text { 県税務課自動車税グループ, } \\ \text { 自動車税グループ分室 } \end{gathered}$ |
| 10 | 自動車税 |  |
| 11 | 納税に関すること | 住所地を所管する県総合（県税）事務所 |

iv 主な県税の税目別推移
（県税の概況）
（1）法人県民税
（単位：円）

|  | 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 現年課税分 <br> （注記1） | 調定額（1） | 6，114，402，761 | 6，866，770，609 | 6，879，268，259 | 6，854，732，500 | 8，038，261，883 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 6，098，730，131 | 6，850，691，904 | 6，864，053，241 | 6，844，160，758 | 8，013，700，828 |
|  | 徴収率（2）／（1） | 99．7\％ | 99．8\％ | 99．8\％ | 99．8\％ | 99．7\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 20，240 | 17，497 | 19，171 | 7，010 | 76，000 |
|  | 収入未済額 | 16，002，527 | 16，071，908 | 15，234，375 | 10，703，330 | 24，594，057 |
| 滞納繰越分 （注記2） | 調定額（1） | 45，108，596 | 44，073，999 | 44，356，466 | 40，736，450 | 33，240，341 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 12，145，569 | 11，671，896 | 12，682，314 | 15，427，225 | 8，224，382 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 26．9\％ | 26．5\％ | 28．6\％ | 37．9\％ | 25．5\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 4，573，955 | 3，190，145 | 6，102，277 | 2，487，214 | 2，951，042 |
|  | 収入未済額 | 28，409，072 | 29，211，958 | 25，571，875 | 22，822，011 | 21，065，617 |
| 合計 | 調定額（1） | 6，159，511，357 | 6，910，844，608 | 6，923，624，725 | 6，895，468，950 | 8，070，502，224 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 6，110，875，700 | 6，862，363，800 | 6，876，735，555 | 6，859，587，983 | 8，021，925，210 |
|  | 徴収率（ ${ }^{\text {（2）／}{ }^{\text {（1）}} \text { ）}}$ | 99．2\％ | 99．3\％ | 99．3\％ | 99．5\％ | 99．4\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 4，594，195 | 3，207，642 | 6，121，448 | 2，494，224 | 3，027，042 |
|  | 収入未済額 | 44，411，599 | 45，283，866 | 40，806，250 | 33，525，341 | 45，659，674 |

（2）法人事業税
（単位：円）

|  | 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 現年課税分 <br> （注記1） | 調定額（1） | 17，272，860，658 | 18，995，942，419 | 20，185，678，962 | 22，305，157，371 | 25，764，902，396 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 17，255，512，261 | 18，980，649，539 | 20，169，300，763 | 22，294，217，410 | 25，698，421，240 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 99．9\％ | 99．9\％ | 99．9\％ | 100．0\％ | 99．7\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 収入未済額 | 17，348，397 | 15，292，880 | 16，547，599 | 11，311，120 | 66，481，156 |
| 滞納繰越分 （注記2） | 調定額（1） | 38，113，711 | 40，649，578 | 39，857，772 | 39，843，618 | 24，724，463 |
|  | 収入済額（2）） | 10，620，988 | 8，752，226 | 10，698，529 | 19，847，815 | 4，567，017 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 27．9\％ | 21．5\％ | 26．8\％ | 49．8\％ | 18．5\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 3，502，906 | 6，808，269 | 5，446，116 | 2，108，816 | 658，890 |
|  | 収入未済額 | 23，989，817 | 25，089，683 | 23，713，127 | 17，886，987 | 19，500，546 |
| 合計 | 調定額（1） | 17，310，974，369 | 19，036，591，997 | 20，225，536，734 | 22，345，000，989 | 25，789，626，859 |
|  | 収入済額（2）） | 17，266，133，249 | 18，989，401，765 | 20，179，999，292 | 22，314，065，225 | 25，702，988，257 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 99．7\％ | 99．8\％ | 99．8\％ | 99．9\％ | 99．7\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 3，502，906 | 6，808，269 | 5，446，116 | 2，108，816 | 658，890 |
|  | 収入未済額 | 41，338，214 | 40，382，563 | 40，260，726 | 29，198，107 | 85，981，702 |

（3）個人県民税（均等割•所得割）
（単位：円）

|  | 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 現年課税分 （注記1） | 調定額（1） | 36，268，398，238 | 35，100，150，121 | 37，146，616，260 | 37，452，476，779 | 38，124，295，823 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 35，539，840，332 | 34，428，459，040 | 36，449，474，006 | 36，809，706，838 | 37，536，779，291 |
|  | 徴収率（2）／（1） | 98．0\％ | 98．1\％ | 98．1\％ | 98．3\％ | 98．5\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 1，126，557 | 986，887 | 1，068，459 | 661，098 | 274，739 |
|  | 収入未済額 | 730，831，841 | 674，362，900 | 700，724，328 | 646，505，107 | 591，698，371 |
| 滞納繰越分 （注記2） | 調定額（1） | 2，842，019，393 | 2，938，793，128 | 3，114，920，431 | 3，046，134，997 | 2，857，204，725 |
|  | 収入済額（2） | 528，170，571 | 544，324，644 | 592，564，976 | 648，008，358 | 660，125，552 |
|  | 徴収率（ ${ }^{\text {2 }}$／（1） | 18．6\％ | 18．5\％ | 19．0\％ | 21．3\％ | 23．1\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 97，514，540 | 93，199，613 | 168，172，326 | 180，055，504 | 173，109，505 |
|  | 収入未済額 | 2，216，350，358 | 2，301，290，178 | 2，354，245，497 | 2，218，105，389 | 2，023，987，639 |
| 合計 | 調定額（1） | 39，110，417，631 | 38，038，943，249 | 40，261，536，691 | 40，498，611，776 | 40，981，500，548 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 36，068，010，903 | 34，972，783，684 | 37，042，038，982 | 37，457，715，196 | 38，196，904，843 |
|  | 徴収率（2）／（1） | 92．2\％ | 91．9\％ | 92．0\％ | 92．5\％ | 93．2\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 98，641，097 | 94，186，500 | 169，240，785 | 180，716，602 | 173，384，244 |
|  | 収入未済額 | 2，947，182，199 | 2，975，653，078 | 3，054，969，825 | 2，864，610，496 | 2，615，686，010 |

（4）個人事業税
（単位：円）

|  | 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 現年課税分 <br> （注記1） | 調定額（1） | 1，122，627，700 | 1，109，111，700 | 1，158，299，700 | 1，169，162，000 | 1，269，320，200 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 1，105，241，443 | 1，095，442，964 | 1，134，241，509 | 1，149，593，700 | 1，256，277，513 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 98．5\％ | 98．8\％ | 97．9\％ | 98．3\％ | 99．0\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 87，600 |
|  | 収入未済額 | 17，386，257 | 13，668，736 | 24，058，191 | 19，715，200 | 12，955，087 |
| 滞納繰越分 （注記2） | 調定額（1） | 329，299，239 | 301，555，412 | 266，710，669 | 251，222，424 | 231，880，879 |
|  | 収入済額（（2） | 37，927，627 | 35，817，875 | 34，066，844 | 33，948，988 | 29，810，076 |
|  | 徴収率（2）／（1） | 11．5\％ | 11．9\％ | 12．8\％ | 13．5\％ | 12．9\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 6，632，857 | 12，681，404 | 5，233，992 | 5，057，757 | 6，445，183 |
|  | 収入未済額 | 284，738，755 | 253，056，133 | 227，409，833 | 212，215，679 | 195，625，620 |
| 合計 | 調定額（1） | 1，451，926，939 | 1，410，667，112 | 1，425，010，369 | 1，420，384，424 | 1，501，201，079 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 1，143，169，070 | 1，131，260，839 | 1，168，308，353 | 1，183，542，688 | 1，286，087，589 |
|  | 徴収率（2）／（1） | 78．7\％ | 80．2\％ | 82．0\％ | 83．3\％ | 85．7\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 6，632，857 | 12，681，404 | 5，233，992 | 5，057，757 | 6，532，783 |
|  | 収入未済額 | 302，125，012 | 266，724，869 | 251，468，024 | 231，930，879 | 208，580，707 |

（5）不動産取得税
（単位：円）

|  | 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 現年 <br> 課税分 <br> （注記1） | 調定額（1） | 2，239，906，000 | 2，351，541，900 | 2，720，432，400 | 2，786，952，400 | 3，026，097，100 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 2，173，492，004 | 2，313，092，300 | 2，638，691，150 | 2，770，968，875 | 2，991，993，880 |
|  | 徴収率（ 2／／1 ） | 97．0\％ | 98．4\％ | 97．0\％ | 99．4\％ | 98．9\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 収入未済額 | 69，650，796 | 42，229，900 | 88，335，850 | 22，022，325 | 38，355，120 |
| 滞納繰越分 <br> （注記2） | 調定額（1） | 332，313，786 | 297，451，352 | 233，849，385 | 252，701，300 | 211，706，933 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 69，000，349 | 87，877，460 | 37，732，287 | 46，705，148 | 33，919，788 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 20．8\％ | 29．5\％ | 16．1\％ | 18．5\％ | 16．0\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 25，425，621 | 4，861，662 | 24，505，248 | 12，566，304 | 16，655，960 |
|  | 収入未済額 | 237，951，316 | 204，815，430 | 171，671，250 | 193，663，048 | 161，131，185 |
| 合計 | 調定額（1） | 2，572，219，786 | 2，648，993，252 | 2，954，281，785 | 3，039，653，700 | 3，237，804，033 |
|  | 収入済額（2）） | 2，242，492，353 | 2，400，969，760 | 2，676，423，437 | 2，817，674，023 | 3，025，913，668 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 87．2\％ | 90．6\％ | 90．6\％ | 92．7\％ | 93．5\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 25，425，621 | 4，861，662 | 24，505，248 | 12，566，304 | 16，655，960 |
|  | 収入未済額 | 307，602，112 | 247，045，330 | 260，007，100 | 215，685，373 | 199，486，305 |

（6）自動車税
（単位：円）

|  | 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 現年課税分 （注記1） | 調定額（1） | 18，054，162，600 | 17，933，908，300 | 17，823，499，600 | 17，720，480，900 | 17，533，648，000 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 17，863，987，257 | 17，771，189，412 | 17，678，708，227 | 17，582，463，843 | 17，401，578，884 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 98．9\％ | 99．1\％ | 99．2\％ | 99．2\％ | 99．2\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 163，400 | 128，468 | 52，155 | 63，700 | 113，800 |
|  | 収入未済額 | 190，168，143 | 162，923，420 | 144，846，418 | 138，121，957 | 132，050，416 |
| 滞納繰越分 <br> （注記2） | 調定額（1）） | 542，434，970 | 500，653，970 | 443，114，681 | 375，572，345 | 328，893，914 |
|  | 収入済額（（2）） | 170，375，868 | 165，327，214 | 152，258，398 | 139，876，373 | 127，331，009 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 31．4\％ | 33．0\％ | 34．4\％ | 37．2\％ | 38．7\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 41，541，791 | 42，095，228 | 43，760，063 | 32，339，144 | 27，192，085 |
|  | 収入未済額 | 330，541，911 | 293，314，317 | 247，161，974 | 203，394，619 | 174，454，820 |
| 合計 | 調定額（1） | 18，596，597，570 | 18，434，562，270 | 18，266，614，281 | 18，096，053，245 | 17，862，541，914 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 18，034，363，125 | 17，936，516，626 | 17，830，966，625 | 17，722，340，216 | 17，528，909，893 |
|  | 徴収率（ ${ }^{\text {2 }}$／（1） | 97．0\％ | 97．3\％ | 97．6\％ | 97．9\％ | 98．1\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 41，705，191 | 42，223，696 | 43，812，218 | 32，402，844 | 27，305，885 |
|  | 収入未済額 | 520，710，054 | 456，237，737 | 392，008，392 | 341，516，576 | 306，505，236 |

（7）軽油引取税
（単位：円）

|  | 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 現年課税分 <br> （注記1） | 調定額（1） | 10，904，288，799 | 10，927，622，947 | 10，582，870，831 | 10，627，821，404 | 10，512，280，406 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 10，900，458，884 | 10，924，003，732 | 10，537，417，665 | 10，566，551，458 | 10，452，840，261 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 100．0\％ | 100．0\％ | 99．6\％ | 99．4\％ | 99．4\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 収入未済額 | 3，829，915 | 3，619，215 | 45，453，166 | 61，269，946 | 59，440，145 |
| 滞納繰越分 （注記2） | 調定額（1） | 274，765，920 | 228，783，574 | 228，572，874 | 224，206，825 | 240，023，605 |
|  | 収入済額（②） | 49，812，261 | 3，829，915 | 49，819，215 | 45，453，166 | 61，269，946 |
|  | 徴収率（ ${ }^{\text {a }}$／（1） | 18．1\％ | 1．7\％ | 21．8\％ | 20．3\％ | 25．5\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 収入未済額 | 224，953，659 | 224，953，659 | 178，753，659 | 178，753，659 | 178，753，659 |
| 合計 | 調定額（1） | 11，179，054，719 | 11，156，406，521 | 10，811，443，705 | 10，852，028，229 | 10，752，304，011 |
|  | 収入済額（2）） | 10，950，271，145 | 10，927，833，647 | 10，587，236，880 | 10，612，004，624 | 10，514，110，207 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 98．0\％ | 98．0\％ | 97．9\％ | 97．8\％ | 97．8\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 収入未済額 | 228，783，574 | 228，572，874 | 224，206，825 | 240，023，605 | 238，193，804 |

（8）県たばこ税
（単位：円）

|  | 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 現年課税分 <br> （注記1） | 調定額（1） | 2，339，792，106 | 2，696，400，130 | 2，654，829，659 | 1，573，193，755 | 1，418，186，185 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 2，339，651，448 | 2，696，291，616 | 2，654，829，659 | 1，573，193，755 | 1，418，186，185 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 100．0\％ | 100．0\％ | 100．0\％ | 100．0\％ | 100．0\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 収入未済額 | 140，658 | 108，514 | 0 | 0 | 0 |
| 滞納繰越分 （注記2） | 調定額（1） | 0 | 20，928 | 123，442 | 0 | 0 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 0 | 6，000 | 115，491 | 0 | 0 |
|  | 徴収率（ 2／／1 ） | － | 28．7\％ | 93．6\％ | － | － |
|  | 不納欠損処理額 | 0 | 0 | 7，951 | 0 | 0 |
|  | 収入未済額 | 0 | 14，928 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 調定額（1） | 2，339，792，106 | 2，696，421，058 | 2，654，953，101 | 1，573，193，755 | 1，418，186，185 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 2，339，651，448 | 2，696，297，616 | 2，654，945，150 | 1，573，193，755 | 1，418，186，185 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 100．0\％ | 100．0\％ | 100．0\％ | 100．0\％ | 100．0\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 0 | 0 | 7，951 | 0 | 0 |
|  | 収入未済額 | 140，658 | 123，442 | 0 | 0 | 0 |

（9）ゴルフ場利用税
（単位：円）

|  | 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 現年課税分 （注記1） | 調定額（1） | 590，024，000 | 575，188，750 | 554，425，525 | 574，694，250 | 550，694，850 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 582，059，500 | 570，368，950 | 554，425，525 | 571，310，250 | 550，694，850 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 98．7\％ | 99．2\％ | 100．0\％ | 99．4\％ | 100．0\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 0 | 0 | 0 | 0 | ， |
|  | 収入未済額 | 7，964，500 | 4，819，800 | 0 | 3，384，000 | 0 |
| 滞納 <br> 繰越分 <br> （注記2） | 調定額（1） | 2，388，500 | 7，964，500 | 4，819，800 | 3，180，500 | 3，384，000 |
|  | 収入済額（ 2 ） | 2，388，500 | 7，964，500 | 1，639，300 | 3，180，500 | 0 |
|  | 徴収率（ 2 ／／1 ） | 100．0\％ | 100．0\％ | 34．0\％ | 100．0\％ | 0．0\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 収入未済額 | 0 | 0 | 3，180，500 | 0 | 3，384，000 |
| 合計 | 調定額（1） | 592，412，500 | 583，153，250 | 559，245，325 | 577，874，750 | 554，078，850 |
|  | 収入済額（2）） | 584，448，000 | 578，333，450 | 556，064，825 | 574，490，750 | 550，694，850 |
|  | 徴収率（ 2／／1 ） | 98．7\％ | 99．2\％ | 99．4\％ | 99．4\％ | 99．4\％ |
|  | 不納欠損処理額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | 収入未済額 | 7，964，500 | 4，819，800 | 3，180，500 | 3，384，000 | 3，384，000 |

（注記1）現年課税分とは，課税年度が現在進行中の年度（4月から翌年3月末まで）であるも のをいうが，収入の受入及び課税減額は翌年5月末まで（出納整理期間）可能である。
（注記2）滞納繰越分とは，翌年5月末に，現年課税分の出納が閉鎖された時点で，課税に対 する収入未済のもの（未納分）は翌年度に繰り越すこととされており，この繰越部分をい う。繰越部分は4月1日に翌年度の滞納繰越分として調定される。滞納繰越分について は，当該年度中にされた収入または課税減額は，滞納繰越分の収入または調定減額と して扱われる。この滞納繰越分については，出納整理期間が無く，翌々年の3月末を もつて終了となる。その時点でなお，未納となつたものは，翌々年度の滞納繰越分として調定される。
（10）延滞金及び加算金
地方税において延滞金，各種加算金が課される要件及びその免除要件は，おおむね国税通則法の附帯税の要件と同様であるが，地方税では，督促手数料や滞納処分費も附帯金となる。
（延滞金について）
地方税を納期限までに納めないときには，納期限の翌日から納税の日までの期間に応じて，下記表に示すとおり，延滞金が課される。

| 区 分 | 加算される額 |
| :---: | :---: |
| 納期限の翌日 から1か月を経過する日まで | 税額に年 $2.8 \%$ の割合を乗じて計算した額 |
|  | （平成 28 年中における特例基準割合は，年1．8\％となっている。） |
|  | ※ ただし，平成 12 年1月1日以後の延滞金の割合（年 $7.3 \%$ 部分）について は，年「7．3\％」と「特例基準割合（前年の 11 月 30 日経過時の日本銀行法第 15 条第1条第1項の規定により定められる商業手形の基準割引率 $+4 \%$ ）」の いずれか低い割合を適用することとなっている。 |
| 1か月を経過す る日の翌日から納税の日まで | 税額に年 9．1\％の割合を乗じて計算した額 |

法人県民税，法人事業税等で，更正又は修正申告が申告納付期限後 1 年を過ぎて行われた場合，偽りその他不正行為による場合を除き，その増差税額については，1年を経過する日の翌日から更正の通知又は修正申告を提出した日までの期間を延滞税の計算対象期間から除く（「控除期間の特例は国税と同じ扱い」となっている。）

一方，個人事業税や個人県民税については，国税（所得税）において更正又は修正申告が申告期限後に行われても，延滞金は発生しない（徴収されない）。その根拠とするところは，上記 2 税の徴収方法が，申告納税ではなく普通徴収であることによる。

普通徴収とは，賦課課税方式による徴収方法（地方税法第1条第1項第7号）である。賦課課税方式の地方税においても，個人県民税や個人事業税のように納税義務者に課税標準等に関する申告を要求する場合もあるが，この申告は，課税処分を行らための手続きの一部であり，申告納税方式による申告とは異なるとされる。

## （加算金について）

県民税利子割，県民税配当割，県民税株式等譲渡所得割，法人事業税（地方法人特別税），県 たばこ税，ゴルフ場利用税，自動車取得税，軽油引取税及び核燃料税について，実際より少なく申告したり，期限までに申告しなかったり，税金を免れようとした場合などに，以下表に示すとおり加算金が徴収される。

加算金は不正行為に対する防止及び制裁措置として，申告納税制度に伴って設けられた制度で，加算金制度は，行政秩序罰として捉えられている。

| 区 分 | 内 容 | 納める額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 過少申告加算金 | 期限内に申告をした場合で，その額が実際より少ないために，後日正しい額 に訂正したり（修正申告），訂正された （更正）場合 | 増差した税額の10\％ <br> ※増差税額が，期限内に申告した税額又は 50 万円のい ずれか多い額を超える場合には，その超える部分の税額の $5 \%$ をさらに加算します。 |
| 不申告加算金 | 期限後に申告した場合や申告をしな かった場合 |  |
| 重加算金 | 二重帳簿などで故意に税を免れようとし た場合 | 期限内に申告をした場合は，増加した税額の $35 \%$ 期限後に申告をしたり，申告しなかった場合は，納める税額 の $40 \%$ |

加算金の個人事業税や個人県民税については，その徴収方法が，申告納税ではなく普通徴収 であるといら理由により，課されない（徴収しない）のが原則である。
また，法人県民税については，申告納税方式をとる税目であるが，法人税の附加税的性格が強 いため加算金は課されない。

## （法定納期限について）

地方税優先の原則「地方団体の徴収金は，納税者または特別徴収義務者の総財産について，本節に別段の定めがある場合を除き，すべての公課その他の債権に先だって徴収する。」（地方税法第 14 条）

先だって徴収するとは，税と公課その他の債権が納税者又は特別徴収義務者の同一の財産から同時に弁済を受ける場合に，税を優先して徴収することをいら。
地方団体の徴収金が公課及び私債権に優先するといっても，例外なく全てに優先するわけでは なく，例えば法定納期限等と抵当権設定の時期との先後によって，税等と私債権の優先劣後は決め られる（地方税法第 14 条の 10 ）。

以下の表に各税目の法定納期限を掲げる。
（平成 27 年度版くらしと県税）

| 税 目 | 申 告 期 限 |  | 納 期 | 納める方法 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 個人の県民税 | 給与所得者については，給与支払者が給与支払報告書を1月末日までに市町へ提出 |  | 給与支払者が，6月から翌年5 月まで毎月徴収して翌月 10 日 までに市町へ納入 | 特別徴収 |
|  | （所得が公的年金のみの方は，申告不要） |  | 4月1日現在65歳以上の公的 年金受給者は，年金受給時 | 特別徴収 |
|  | 給与，公的年金以外の所得がある方は，3月15日まで（所得税の確定申告をした人は不要） |  | $\begin{aligned} & \text { 一般的には6月, 8月, 10月, } \\ & \text { 翌年1月 } \end{aligned}$ | 普通徵収 |
| 法人の県民税 | 確定申告は，事業年度終了日から2月以内 （場合により申告期限の延長適用あり） |  | 確定申告は，事業年度終了日 から2月以内 | 申告納付 |
| 県民税利子割 | 毎月分を翌月10日まで |  | 申告と同じ | 申告納入 |
| 県民税配当割 | 毎月分を翌月 10 日まで（ただし，源泉徴収選択口座内配当等に係るものについては，翌年の1月10日まで） |  | 申告と同じ | 申告納入 |
| 県民税株式等譲渡所得割 | 毎年分を翌年1月10日まで |  | 申告と同じ | 申告納入 |
| 個人の事業税 | 3月15日まで（所得税の確定申告や個人県民税の申告をした人は不要） |  | $\begin{aligned} & \text { 8月, 11月 } \\ & \text { (税額が1万円以下の場合は8 } \\ & \text { 月のみ) } \end{aligned}$ | 普通徵収 |
| 法人の事業税 （及び地方法人特別税） | 確定申告は，事業年度終了日から2月以内 （場合により申告期限の延長適用あり） |  | 確定申告は，事業年度終了日 から2月以内 | 申告納付 |
| 地方消費税 （国内取引） | 確定申告は，個人事業者が翌年の3月末日まで，法人が課税期間の末日の翌日から2月以内 （消費税と併せて国（税務署）に行う。） |  | 申告と同じ | 申告納付 |
| 不動産取得税 | 不動産を取得した日から60日以内 |  | 納税通知書に定められた日 | 普通徴収 |
| 県たばこ税 | 毎月分を翌月末日まで |  | 申告と同じ | 申告納付 |
| ゴルフ場利用税 | 毎月分を翌月15日まで |  | 申告と同じ | 申告納入 |
| 自動車取得税 | 登録又は届出のとき |  | 申告と同じ | 証紙徴収 |
| 軽油引取税 | 毎月分を翌月末日までに |  | 申告と同じ | 申告納入 |
| 自動車税 | 新規登録•名義変更•登録事項の変更などをしたと き |  | 5月 | 普通徴収 |
|  |  |  | 新規登録の時 | 証紙徵収 |
| 鉱区税 | － |  | 5月 | 普通徴収 |
| 核燃料税 | 価額割 | 核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日まで |  |  |
|  | 出力割 | 4月～6月，7月～9月，10月 ～12月，1月～3月の各課税期間の末日の翌日から起算して2月以内 | 申告と同じ | 申告納付 |
| 狩猟税 | － |  | 狩猦者の登録を受ける日 | 証紙徴収 |

v 総論まとめ
各税目別の監査結果については，各論として詳述し，ここでは主に国税及び他の国家機関との連携事務について述べるにとどめる。
（1）県税で発見された非違事項の国税側への働きかけについて
国税と連動する地方税の課税事務だが，完全に連動していない規定もあり，結果国税とは異なる課税処理となり，課税される側には分かりにくい場合，不利な場合も生じることがあると思われる。

人材派遣業においては，派遣先から派遣契約に従い，派遣料をもらい，それを派遣労働者に対 して，報酬（支払調書）として支払っている場合，これは報酬ではなく，給与としなければならないと の判決があり，その結果を受けて，国税においては派遣業の派遣労働者に対する報酬は全て給与 となった。
したがって，県税においても，派遣業の派遣労働者に対する支払給与は，外形標準課税上もす べて給与として処理しなければならないことになるが，これについては，外形標準課税のチェックリス トとして整備されることになった。

これは地方税が国税と連携した例である。
他方，国税では，事業所得として処理されている（それが認められているにもかかわらず）が，外形標準課税上は，給与所得として認定された場合（事業税の計算上，支払者は給与として処理しな ければならない場合），県税から国税に対して，その事実をフィードバックする積極的な仕組み（標準化されたフレームワーク）は未だできていない。

課税される側としては，不満ではあってもわざわざ，所得税を修正申告する手間をかけたくはない ので，国税から指摘されない限りそのままにしておくことが想定されるが，これは同一の所得事実に対して2つの処理が認められることになり，税務処理の整合性がとれないことになる。

県税における課税事務として，国税においても修正すべきと判断又は発見した事案についても，積極的に，地方から国税側ヘフィードバックできる仕組み（国税との連携）がないといらことである。
（2）県税に関する課税体系の定期的な見直しに向けての取組
地方税法は，条例制定など一定の手続きにより，法定外税を設けることなどを認めている。
また，県は企業誘致のため県内へ本社機能や支店，事業所等を移転する企業に対し，平成27年度から，本社機能立地促進のため，不動産取得税や法人事業税の軽減措置をとることとしてい る。

一方，法定税として現行の課税体系で維持されている中で，税収規模の小さいもの，目的税から普通税となったもの，また，県固定資産税のように課税実績がなく，将来的にも存在しないと予測さ れるような税目の存在などの状況を踏まえて，大きな目で県税の税目全体の体系について議論して いくことも必要と思われる。

なお，平成19年度より導入されている「いしかわ森林環境税（個人及び法人の県民税均等割に加算されて徴収される税）」は平成 24 年度からも 5 年間継続されることが決定しているが，継続を決定す る評価委員会報告書によっても，当該事業の効果や評価については，どのような事業を実施したか等は，記載されているものの，実施効果として，計数的に捉えたものとなっていない。

その一方で，環境税として，国が独自に課税している税も存在する。平成 24 年 10 月 1 日から段階的に施行されている「地球温暖化対策のための税」である。

具体的には，石油•天然ガス・石炭といったすべての化石燃料の利用に対し，環境負荷（CO2排出量）に応じて課税するものである。
また，自動車関連税等も将来的には，地球温暖化対策・クリーン化対策として機能することが予想され，地方税としての「いしかわ森林環境税」導入の趣旨については，十分理解できるものである が，環境税と銘うって，県民税均等割へ上乗せ徴収している以上，具体的な目標値と達成度合いな どは広く県民にPRし，国税として国が独自に課税している環境税との違い・必要性を周知させること が求められる。
（3）不動産取得税の課税事務（筆写作業）について
不動産取得税の一般的課税事務の流れは下記のとおりである。
（1）登記情報が送付される。
（法務局から市町へ登記済み通知書（所有権の移転情報）が送付される）
（2）市町から県へ所有権の移転情報が報告される。
③記情報と同時に固定資産評価額情報も報告される。
（4）税額を算出する。
（5）税務システムへ入力する。
（6）納税通知書を発付する。
しかしながら，不動産取得税の課税判断が難しいもの（所有権移転情報が贈与や，錯誤または真正な登記名義の回復など（通常の売買ではないもの））については，取得原因の内容確認調査が必要であることから，多大な行政コストがかかっている。
（4）延滞金集計結果の活用について
延滞金総額については，年度末•毎月末等必要に応じて滞納者管理システムにより集計している。 しかし，その集計結果の分析•活用は十分とは言い難い。延滞金とはいえ，徴収事務にかけるコスト や滞納せずに納税している人との不公平感を考えたい。

県では，延滞金については，滞納となった本税と一体で管理するため，小票により本税と延滞金 を一覧管理するほか，税務システムによりリアルタイムの延滞金計算も行い，滞納者からの問い合わ せに対応できる体制をとつている。延滞金等の税外金についても，本税に附帯するものとして同時徴収に努めているが，このうちどれくらいの割合分を徴収していくかといら徴収目標を立てる等の集計結果の活用方法を検討していく必要がある。

延滞金の減免（免除）は，個別案件ごとに決裁をとるほか，税務システム上の減免処理後に出力 される「延滞金減免決議書」においても，減免額の確認を行っており，いずれも県総合（県税）事務所長の決裁によって決議される。しかしながら，ヒューマンエラーの可能性があるため，誤った減免処理が発生しないよう，更に厳重なチェックを求めたい。

なお，「延滞金催告書｣の送付には，担当者が調定状況を確認してから発送しているが，定期的

にチェックする仕組みを現行システムの再開発時には検討されたい。
（5）滞納整理事務と機構の活用について
県税徴収事務は，滞納整理事案に対する差し押さえ等の執行場面では，情報弱者の立場にあ る。

国は滞納者の財務に関する情報を確定申告の段階で把握できるため，確定申告に添付する決算書の明細表や内訳書で，預貯金に関する情報，第三者に対して保有する売掛金等の債権情報，不動産等保有固定資産情報，被担保権設定情報をいち早く知ることができる。また，市町は，給与等支払報告書による個人～の課税情報，住民税に関する情報をいち早く収集できるが，県には，自動車関係税以外独自に収集できる情報は無い。滞納整理機構は，住民税の徴収強化の位置づけ の任意組織であるが，今後，県の情報弱者機能を補完できる仕組みとしての展開も望まれる。
（6）滞納者の層別化について
滞納整理事務手続きの過程において，作成された整理経過票は，紙ベースで地区ごと，滞納者 ごとにファイルが作成されている。

滞納整理事務手続の過程において収集される情報は，今後の滞納整理事務手続きに水平展開 されるべきものも多いので，是非データベース化を図り，情報の共有化と滞納者の層別•体系的解析を行い，徴収実務へ役立てる事が望まれる。

## II 各論

i はじめに
（1）個人県民税（均等割•所得割）について（格別の監査手続を省略）
個人住民税には，都道府県民税と市町村民税があり，都道府県，市町村が共に課税する均等割，所得割と，都道府県が課税する利子割，配当割，株式等譲渡所得割により構成される。

均等割は，その年の1月1日（賦課期日）において都道府県，市町村内に住所がある個人に対して，原則として所得金額とは無関係に課税される税である。

標準税率は都道府県民税が年額 1，000円，市町村民税が年額 3，000 円であるが，平成26年度 から 35 年度までの 10 年間は，復興財源確保のため，それぞれ 500 円が加算されている。

更に，平成 19 年度からは「いしかわ森林環境税」が導入され，県民税均等割に年額 500 円（法人 の場合（＝法人県民税）は均等割額の $5 \%$ 相当）が上乗せ徴収されている。

「いしかわ森林環境税」は，全額が「いしかわ森林環境基金」に積み立てられ当該基金から各事業へ充当されるが，目的及び使途については限定されるものではない。

なお，平成 23 年度に第三者評価委員会において，税導入効果を検討し，平成 24 年度から5年間継続が決定し県税条例も改正されている。
所得割は，その年の1月1日に都道府県，市町村に住所がある個人に対して，所得税と同様にそ の所得に対して課税される。
ただし，所得税はその年中の所得について課税する現年所得課税の方式となっているのに対し て，個人住民税の所得割は，前年の所得金額を課税標準とする前年所得課税の方式をとっている。
また，所得割の所得控除についても，控除額は国税である所得税とは異なるなどの違いはある。
しかしながら，個人住民税は，都道府県，市町村が確定した税額を納税義務者が納める賦課課税方式（課税権者である市町村長が，納税義務者に対して納税通知書を交付することによって納税義務を確定させる方法）をとつており，都道府県民税の課税，徴収も市町村民税と併せて市町村が行っているため，個人県民税（均等割•所得割）に対しては，県においては見るべきところもないため，格別の監査手続を省略することにした。
（2）都道府県が課税する個人県民税であるところの利子割，配当割，株式等譲渡所得割について （格別の監査手続を省略）
県民税利子割（金融機関等から利子等の支払を受ける際に課税される。），県民税配当割（一定 の上場株式等の配当等を受ける際に課税される。）及び県民税株式等譲渡所得割（上場株式等を証券会社等の特定口座（源泉徴収選択口座）において譲渡し，その対価の支払を受ける際に課税 される。）の申告及び納税は，すべて特別徴収の方法によっており，それぞれ各金融機関•特定配当等の支払をする者及び特定口座を管理する証券業者等の特別徴収義務者において，納税事務 は適切に行われていると推定され，かつ，下記のとおり経年の滞納も発生していないため，格別の監査手続を省略することにした。

県民税利子割
（単位：円）

| 区 | 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 調定額 | 件数 | 5,804 | 5,467 | 5,493 | 5,303 | 5,372 |
|  | 金額 | $1,221,652,385$ | $1,068,930,878$ | $1,042,564,838$ | $796,844,588$ | $750,228,920$ |
| 収入済額 | 件数 | 5,804 | 5,467 | 5,493 | 5,303 | 5,372 |
|  | 金額 | $1,221,652,385$ | $1,068,930,878$ | $1,042,564,838$ | $796,844,588$ | $750,228,920$ |
| 収入率 |  | $100.0 \%$ | $100.0 \%$ | $100.0 \%$ | $100.0 \%$ | $100.0 \%$ |

県民税配当割
（単位：円）

|  | 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 調定額 | 件数 | 5，756 | 5，637 | 5，821 | 6，167 | 6，323 |
|  | 金額 | 350，071，530 | 416，980，592 | 432，755，281 | 873，561，299 | 1，652，936，478 |
| 収入済額 | 件数 | 5，756 | 5，637 | 5，821 | 6，167 | 6，323 |
|  | 金額 | 350，071，530 | 416，980，592 | 432，755，281 | 873，561，299 | 1，652，936，478 |
| 収入率 |  | 100．0\％ | 100．0\％ | 100．0\％ | 100．0\％ | 100．0\％ |

県民税株式等譲渡所得割
（単位：円）

| 区 | 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 調定額 | 件数 | 188 | 182 | 220 | 379 | 351 |
|  | 金額 | 139，209，377 | 122，956，726 | 138，569，794 | 1，498，881，685 | 1，012，369，994 |
| 収入済額 | 件数 | 188 | 182 | 220 | 379 | 351 |
|  | 金額 | 139，209，377 | 122，956，726 | 138，569，794 | 1，498，881，685 | 1，012，369，994 |
| 収入率 |  | 100．0\％ | 100．0\％ | 100．0\％ | 100．0\％ | 100．0\％ |

（3）県固定資産税について（格別の監査手続を省略）
固定資産税は市町税であるが，市町の財政上のバランスをとるため，法律で定める一定限度価額以上（市町村の人口規模に応じた一定価額を超えるもの）の償却資産に対しては，県が課税する （税額＝市町村の課税限度価額を超える価額 $\times 1.4 \%$ ）ことになっている。

しかしながら，調査した結果，県内各市町には，該当する大規模償却資産は現在存在していな かったため，格別の監査手続きを省略することにした。

大規模償却資産に係る固定資産税の県内市町課税限度額試算表
（単位：億円）

| 市町名 | H27 基 準 財政需要額 | A $\times 2.2$ | H27 基 準 財政収入額 | 基準財政需要•収入額に応 じた課税限度額 |  | 人口に応じた課税限度額課税標準額 ベース | 課税限度額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  | 基準財政収入額ベース $(B-C)$ | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 課税標準額 } \\ \text { ベース } \\ (\mathrm{D} \times 100 / 75 \\ \times 100 / 1.4) \\ \hline \end{array}$ |  | E＋F |
|  | A | B | C | D | E | F | G |
| 最大値 | 833 | 1，834 | 632 | 1，201 | 114，430 | 40 | 114，470 |
| 最小値 | 19 | 42 | 10 | 32 | 3，029 | 5 | 3，034 |

（4）地方消費税について（格別の監査手続を省略）
消費税率の全体 $8 \%$ のうち $1.7 \%$ は，地方消費税であるが，申告及び納税については，国内取引•輸入取引ともに，消費税として一本化されて，国税として各税務署及び税関にそれぞれ申告•納税される税である。

また，地方消費税の都道府県間の清算及び市町村への交付事務等を除き，事務手続きは全て国が行っており，地方消費税に関する特別な課税及び徴収事務等を県は行っていないため，格別 の監査手続を省略することにした。

以上のとおりであるので，各論として格別に取りあげた税目は，以下のとおりである。法人 3 税（法人県民税•法人事業税•地方法人特別税）
個人事業税
不動産取得税
ゴルフ場利用税
軽油引取税
自動車取得税
自動車税
県たばこ税
鉱区税
狩猟税
核燃料税
その他
税務システム
滞納整理
ii 法人3税（法人県民税•法人事業税•地方法人特別税）
（1）法人3税とは
法人県民税とは，県の仕事に必要となる費用を県内で活動を行う法人に負担を求める税である。
法人事業税とは，法人が事業を行ら場合には，各種の県の施設を利用して収益活動を行ってい るため，その経費の負担を求めるための税である。

地方法人特別税とは，税の地域偏在性解消を目的として創設された国税で，法人事業税の申告書の下欄に地方法人特別税の記載欄があり，法人事業税と併せて申告納税される。

地方法人特別税は，いったん国庫へ収納された後に各都道府県へ地方法人特別譲与税として分配される。
（2）課税要件について
（1）納税義務者
県内に本店または支店や事業所•事務所を設置している法人に対して課税される。
平成 26 年度末現在の課税対象法人の区分別内訳は，次のとおりである。

| 区 分 | 法人数 |  | らち外形標準課税対 <br> 象法人数 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| らち連結課税法人数 |  |  |  |
| 本県本店分割法人 | 1,204 | 94 | 57 |
| 他県本店分割法人 | 6,335 | 503 | 628 |
| 単独 法 人 | 26,177 | 83 | 85 |
| 合 計 | 33,716 | 680 | 770 |

※分割法人とは，複数の都道府県にまたがつて，支店や事業所•事務所を設置している法人で ある。
（2）課税事務の流れ
法人3税の課税事務の流れは，以下のとおりである。
納税義務者が申告書を作成し，各県総合（県税）事務所において，申告書を受付，その内容を審査する。

各申告書は受付後，税務システムに入力され，国税準拠法人については，国税データと申告内容とのマッチングが税務システム内において実施され，違算が無いかどうかをチェックされ，是認•更正•決定等の処理を行う。

法人3税は，税務署（国税）へ申告された当該事業年度の法人税額及び法人税課税標準である課税所得により算定されるので，国税データとのマッチングは不可欠となっている。

国税データとのマッチングは，入力後の税務システムの中で自動的に行われる。したがってアン マッチが生じた場合（それぞれの申告内容に相違があった場合）には，金沢県税事務所は各税務署 へ出向き，当該法人税申告書及び決算書の閲覧を行い，相違点を確認したらえで，是認または更正等の処理を行わなければならない。

## （3）課税標準

法人3税の対象法人は，国税準拠法人と自主決定法人に分けることができる。
国税準拠法人とは，課税標準が国税である法人税額に準拠している法人であり，自主決定法人と は，課税標準を県が単独で決定することのできる法人である。
a 法人県民税は，均等割額と法人税割額からなり，その合算が法人県民税額となる（地方税法第 24 条，第 25 条第 1 項第 2 号）。
法人税割の課税標準は，基本的には法人税額である（地方税法第 23 条第1項第3号）。
b 法人事業税は，法人の行う事業によって課税標準が異なる。
殆どの事業についての課税標準は，当該事業年度の法人税の課税標準とすべき所得及び清算所得であるが，特定の事業（電気・ガス供給業，保険業）を営む法人については，収入金額となる （地方税法第 72 条の 12）。

また，平成 16 年 4 月 1 日開始事業年度分より，事業年度終了日に資本金の額が 1 億円を超える法人に対しては，外形標準課税が適用されている。
ただし，収入金額課税法人，公益法人等，特別法人（信用金庫，農協•漁協など協同組合，医療法人等），人格のない社団や財団等は，外形標準課税対象法人から除かれる。
外形標準課税対象法人の税額計算については，下記のとおりであり，税額は（A）所得割，（B）付加価値割，（C）資本割の合算となる。
このうち（B）付加価値割と（C）資本割が，法人の外形標準に基づく課税標準である。
税額 $=(A)$ 所得割額 $+(B)$ 付加価値割額 $+(C)$ 資本割額
所得割の課税標準は，基本的には法人税の課税所得金額である。
（A）所得割額 $=$ 課税所得金額 $\times$ 適用税率
付加価値割とは，企業の収益配分額である付加価値に着目したもので，役員または使用人に対 する報酬，給料，賃金，賞与，退職手当等の合計額である報酬給与額，支払利子から受取利子を引いた額である純支払利子及び土地，建物に係る支払賃借料から受取賃借料を引いた額である純支払賃借料の合算である。

収益配分額＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料
上記で計算された企業の収益配分額に，単年度損益（繰越欠損金控除前の法人事業税の所得金額）を加減算したものが付加価値割の課税標準となる。
（B）付加価値割額 $=($ 収益配分額 $\pm$ 単年度損益 $) \times$ 適用税率
資本割の課税標準は，法人税法第2条第16号または第 17 号の 2 に規定する額である，資本金等 の額である。
（C）資本割額 $=$ 資本金等の額 $\times$ 適用税率

法人の種類に基づく課税標準と標準税率は，以下のとおりである。

| 外形標準課税対象法人（資本金（又は出資額） 1 億円超の普通法人） |  |  | H26．9．30以前 | H26．10．1以後 | H27．4．1以後 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  | 開始事業年度 | 開始事業年度 | 開始事業年度 |
| 外形基準 | （B）付加価値割 | 付加価値額 | 0．48\％ | 0．48\％ | 0．72\％ |
|  | （C）資本割 | 資本金等の金額 | 0．2\％ | 0．2\％ | 0．3\％ |
| 所得基準 | （A）所得割 | 所得 | $1.5 \% \sim 2.9 \%$ <br> （軽減税率適用法人につい ては，各事業年度の所得区分に応じて $1.5 \%$～ $2.9 \%$ ，軽減税率不適用法人（3以上の都道府県に事務所•事業所のある法人）に ついては2．9 \％） | $2.2 \% \sim 4.3 \%$ <br> （軽減税率適用法人につい ては，各事業年度の所得区分に応じて $2.2 \%$～ $4.3 \%$ ，軽減税率不適用法人（3以上の都道府県に事務所•事業所のある法人）に ついては4．3 \％） | $1.6 \% \sim 3.1 \%$ <br> （軽減税率適用法人につい ては，各事業年度の所得区分に応じて $1.6 \% ~ 3.1$ ，軽減税率不適用法人（3以上の都道府県に事務所•事業所のある法人）について は3．1 \％） |
| （b）資本金（又は出資額） 1 億円以下の普通法人，人格のない社団や財団，公共法人及び公益法人等 |  |  |  |  |  |
|  | （A）所得割 | 所得 | $2.7 \% \sim 5.3 \%$ <br> （軽減税率適用法人につい ては，各事業年度の所得区分に応じて $2.7 \%$～ $5.3 \%$ ，軽減税率不適用法人（3以上の都道府県に事務所•事業所のある法人）に ついては5．3 \％） | $3.4 \% \sim 6.7 \%$ <br> （軽減税率適用法人につい ては，各事業年度の所得区分に応じて3．4 \％～ $6.7 \%$ ，軽減税率不適用法人（3以上の都道府県に事務所•事業所のある法人）に ついては6．7 \％） | $3.4 \% \sim 6.7 \%$ <br> （軽減税率適用法人につい ては，各事業年度の所得区分に応じて $3.4 \%$～ $6.7 \%$ ，軽減税率不適用法人（3以上の都道府県に事務所•事業所のある法人）に ついては6．7 \％） |
| （c）特別法人（協同組合，信用金庫，医療法人等） |  |  |  |  |  |
|  | （A）所得割 | 所得 | $2.7 \% \sim 3.6 \%$ <br> （軽減税率適用法人につい ては，各事業年度の所得区分によって $2.7 \%$～ $3.6 \%$ ，軽減税率不適用法人（3以上の都道府県に事務所•事業所のある法人）に ついては3．6 \％） | $3.4 \% \sim 4.6 \%$ <br> （軽減税率適用法人につい ては，各事業年度の所得区分によって $3.4 \%$～ $4.6 \%$ ，軽減税率不適用法人（3以上の都道府県に事務所•事業所のある法人）に ついては4．6 \％） | $3.4 \% \sim 4.6 \%$ <br> （軽減税率適用法人につい ては，各事業年度の所得区分によって3．4 \％～ $4.6 \%$ ，軽減税率不適用法人（3以上の都道府県に事務所•事業所のある法人）に ついては4．6 \％） |
| （d）電気・ガス供給業，保険業を営む法人 |  |  |  |  |  |
| 収入割 |  | 収入金額 | 0．7\％ | 0．9\％ | 0．9\％ |

（注）外形標準課税対象法人の平成 28 年 4 月 1 日開始の各事業年度については税率が改正さ れている。（改正された税率については省略）
（4）申告及び納税について
法人県民税の申告と納税

| 申告 の種 類 |  | 納める税額 | 申告と納税の期限 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 中間申告$\left(\begin{array}{l} \text { 事業年度が } 6 \text { 月を } \\ \text { 超え, 法人税の中 } \\ \text { 間申告額が } 10 \text { 万 } \\ \text { 円を超える法人 } \end{array}\right)$ | 予定申告 | $\left(\begin{array}{c}\text { 前事業年度の } \\ \text { 法人税割額 }\end{array} \times \begin{array}{c}6 \\ \\ \text { 前事業年度 } \\ \text { の月数 }\end{array}\right)+\begin{gathered}\text { 均 } \\ \text { 等 } \\ \text { 割 } \\ \text { 額 }\end{gathered}$ | 事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内 |
|  | 仮決算に基づく中間申告 $\binom{\text { 予定申告の税額を超えな }}{\text { い場合に限り選択可能 }}$ | （法人税額 $\times$ 税率）+ 均等割額 |  |
| 確定申告 |  | $\{($ 法人税額 $\times$ 税率 $)+$ 均等割額 $\}$ －中間納付額 | 事業年度終了の日から2月以内 <br>  |
| 解散法人の申告 | 清算中の事業年度が終了した場合の申告 | （法人税額 $\times$ 税率）+ 均等割額 | 事業年度終了の日から2月以内 |
|  | 残余財産の一部を分配又 は引渡しをした場合の申告 | 法人税額 $\times$ 税率 | 分配又は引渡しの日の前日 |
|  | 残余財産が確定した場合 の申告 | $\{$（法人税額 $\times$ 税率 $)+$ 均等割額 $\}$ －清算中の予納額 | 残余財産確定の日から1月以内 と残余財産の最後の分配又は引渡しの日の前日とを比較して いずれか早い日 |
| 公共法人•公益法人などで法人税割が課されな いもの |  | 均等割額 | 毎年4月30日 |

法人事業税の申告と納税

| 申 告 の 種 類 |  | 納める税額 | 申告と納税の期限 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 中間申告 | （1）予定申告 | 前事業年度の税額 $\div$ 前事業年度の月数 $\times 6$ | 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内 |
| （事業年度が 6 月を超え法人税の中間申告額が10万円を超える法人，外形標準課税対象法人及び収入金額課税法人。ただし，特別法人は除く。） | （2）仮決算に基づ く中間申告 <br> （予定申告の税額 を下回る場合に限 り選択可能） | 仮決算の所得等（所得金額，付加価値額，資本金等の額，収入金額）$\times$税率 |  |
| 2 確定申告 |  |  | 事業年度終了の日から2月以内。 |
|  |  | 所得等（所得金額，付加価値額，資本金等の額，収入金額） <br> $\times$ 税率 - 中間納付額 | （会計監査人による監査などの理由によって決算が確定しない法人で確定申告の提出期限が延長されている法人は3月以内。連結法人は4月以内。ただし，納付は2月以内。） |
| 3 解散法人の申告 | （1）清算中の事業年度が終了した場合の申告 | 所得等（所得金額，付加価値額，資本金等の額，収入金額） <br> $\times$ 税率 | 事業年度終了の日から2月以内 |
|  | （2）残余財産の一部を分配又は引渡しをした場合 の所得割の申告 | 分配額等が解散当時の資本金額等 を超える部分 $\times$ 税率 | 分配又は引渡しの日の前日まで |
|  | （3）残余財産が確定した場合の所得割の申告 | 清算所得金額 $\times$ 税率 <br> －清算中の予納額 | 残余財産確定の日から1月以内と残余財産の最後の分配又は引渡しの日の前日 とを比較していずれか早い日 |

地方法人特別税の申告と納税
地方法人特別税の申告は，法人事業税と合わせて申告し納税する。
（5）減免措置について
法人県民税は，収益事業を行わない以下の法人で，一定の要件を満たす場合減免される。
（1）公益社団法人及び公益財団法人
（2）地方自治法第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体（自治会•町内会など）
（3）特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人（NPO法人）
（6）税収の状況
（1）法人3税の推移
（単位：円）

| 年 度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 調定額 | $36,147,739,930$ | $40,624,006,164$ | $42,594,327,004$ | $47,795,185,990$ | $55,863,937,162$ |
| 収入額 | $36,051,429,311$ | $40,523,918,263$ | $42,487,289,597$ | $47,720,036,991$ | $55,672,156,496$ |
| 徵収率 | $99.7 \%$ | $99.8 \%$ | $99.7 \%$ | $99.8 \%$ | $99.7 \%$ |

金沢県税事務所で全県の課税を行っている。
（2）法人 3 税の県総合（県税）事務所別収入未済額の推移
（単位：円）

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 小松県税事務所 | $28,007,295$ | $25,778,178$ | $23,224,748$ | $28,241,402$ | $55,990,203$ |
| 金沢県税事務所 | $52,094,173$ | $56,249,314$ | $64,273,936$ | $36,547,553$ | $126,667,170$ |
| 中能登総合事務所 | $3,230,070$ | $3,368,331$ | $3,799,456$ | $2,774,058$ | $2,480,039$ |
| 奥能登総合事務所 | $5,175,817$ | $4,578,522$ | $4,513,650$ | $3,755,086$ | $3,051,224$ |
| 計 | $88,507,355$ | $89,974,345$ | $95,811,790$ | $71,318,099$ | $188,188,636$ |

（注）法人 3 税：法人県民税，法人事業税，地方法人特別税
（3）法人3税の県総合（県税）事務所別不納欠損額の推移
（単位：円）

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 小松県税事務所 | $1,082,706$ | $7,200,953$ | 571,876 | 915,742 | 459,799 |
| 金沢県税事務所 | $6,990,359$ | $2,708,768$ | $10,536,395$ | $3,163,217$ | $3,069,964$ |
| 中能登総合事務所 | 64,200 | 215,135 | 383,485 | 524,539 | 157,439 |
| 奥能登総合事務所 | 36,136 | 0 | 78,489 | 0 | 18,130 |
| 計 |  | $8,173,401$ | $10,124,856$ | $11,570,245$ | $4,603,498$ |

（7）監査の手続き
法人3税の課税と徴収事務について，担当者に質問•確認を行い，その内容を簿冊等と突合し，具体的ケースについては，試査により監査を行った。
（8）監査の結果
課税事務の手続きは，納税義務者が申告書を作成し，各県総合（県税）事務所において，申告書を受付け，その内容を審査する。
ただし，ここでの審査内容は，必要書類が全て提出されているか，書類間の整合性はあるかどうか など表面的•形式的な審査であり，申告内容の中身にまでは立ち入らない。

各申告書は受付後，税務システムに入力され，国税準拠法人については，国税データと申告内容とのマッチングを税務システム内において実施し，間違いが無いかどうかをチェックしたらえで，是認•更正•決定等の処置が行われる。

このことにより，国税データとの整合性は保たれているといえる。
しかしながら，法人事業税において，法人税の所得金額の計算に準拠しないものが下記のとおり存在する（地方税法第 72 条の 23 ただし書）。
i 海外投資等損失準備金の積立金額損金算入
ii 医療法人等の社会保険診療報酬に係る所得の除外（社会保険料収入は事業税の対象外）
iii法人税の繰戻還付がある場合の欠損金の繰越控除
iv 外国法人税額等の損金算入額
v 所得税額の損金不算入 等
更に，法人県民税においても，法人税割の課税標準は，法人税額そのものではなく，以下のもの を控除する前の金額とされている（地方税法第 23 条第 1 項）。
a 法人税法第 68 条の規定による利子配当等に係る所得税額の控除（法人税法上は，内国法人

が受ける利子，配当等について所得税法その他の法令により源泉徴収された所得税額を法人税額から控除する。）
b 法人税法第 69 条の規定による外国税額の控除（国外所得金額について，その所得の発生した国で外国法人税を課されている場合には控除し，または還付されることになっている。）
c法人税法第 70 条の規定による仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴ら法人税額の控除（仮装経理に係る減額部分の税額は，更正の日の属する事業年度開始の日前 1 年以内に開始した事業年度の法人税額の範囲内で還付し，残額はその後5年間の各事業年度の法人税額 から順次控除する。）
d 租税特別措置法第 42 条の 4 （試験研究を行った場合），同第 42 条の 11 （国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合），同第 42 条の 12 （雇用者の数が増加した場合），同第 42条の12 の2（国内の設備投資額が増加した場合），同第 42 条の 12 の 4 （雇用者給与等支給額 が増加した場合）の規定による法人税額からの控除額（一部については中小企業者除く。）
法人3税申告書のチェック要領の概要
（手順の概略）
1．期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額と均等割税額との照合及び計算突合
2．事業税所得割所得金額と地方法人特別税所得金額の計算の内訳との照合及び計算突合

3．所得金額の計算の内訳で，繰越欠損金額等若しくは災害損失金額又は債務免除等が あった場合の繰越欠損金額等の当期控除額と6号様式別表9（欠損金の控除明細）当期控除計との照合及び計算突合
4．すでに納付の確定した当期分の事業税額と中間納付の既納付額（税務システムの端末画面）との照合

5．その他6号様式間での金額の整合性及び計算突合
概略は以上のとおりであるが，形式的なチェック作業であり，チェックの内容もルーティン化された ものである。

なお，金沢県税事務所では業務マニュアルが作成されており，マニュアルに従って作業は行われ ている。

次に，外形標準課税に係る申告書のチェック作業であるが，県は，外形標準課税に係る申告書 を作成する際に参考とすべきチェックリスト（課税標準の算定に当たり再確認したい主な項目）を ホームページ等で公開している。

当該チェックリストでは，「資本金等の額」については，監査日現在，以下のように記載されてい た。

資本金の額（又は出資金の額）は会社法の規定による資本金の額（又は出資金の額）であり，資本金等の額は，原則として，法人税法第 2 条第 16 号に規定する額となります。

しかしながら，地方税法は，平成27年4月1日改正（法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等）され，「資本割の課税標準である資本金等の額が資本金と資本準備金の合計額を下回る場合，当該額を課税標準とする。また，法人住民税均等割の税率区分の資本金等の額 を資本割の課税標準に統一」することになった。
すなわち，法人税法上の資本金等の額が，会社法上の資本金と資本準備金の合計額を下回っ た場合には，会社法上の資本金及び資本準備金の合計額が資本割の課税標準となったわけであ る。

上記チェックリストは，監査日現在で上記税制改正に対応していなかったが，記載を改めるべきと提案したところ，平成28年1月より改められた。

申告書には，別表5（1）のコピーを添付させていないケースがあるが，設立届時と異なるものにつ いて，必要に応じて別表5（1）のコピーを任意提出させるか，税務署での閲覧により対応している。
また，是認照合アンマッチリストを閲覧したところ，国税記載欄には金額が記載されているにもかか わらず，県税記載欄での翌期繰越欠損金額が不記入のケースが，散見された。

地方税法における欠損金の繰越控除については，地方税法施行規則において様式（6号様式別表9）が定められている。

法人県民税法人税割の計算においては，地方税法上「欠損金の繰戻還付を受けた場合の法人税額の繰越控除の特例（法人税法第 80 条•法人税額の還付）を受けている場合は，法人税割にお いては還付を行わず，9年間に限り，その還付金に対応する法人税額を課税標準である法人税額 から控除する。」と記載されており，地方税法上繰戻還付はできない。

欠損金の繰越控除は，その適用を受けようとする法人が記載し，6号様式の申告書に添付するこ ととされているが，繰戻還付については，地方税法上は認められていないので，繰越控除を行うこと になる。
そして，実務上は繰越控除を適用しようとする年度にのみ，申告書及び別表等明細書の添付が なされ，毎年の別表等明細書の添付は，実際には殆ど行われていない。

また，実際の適用事業年度においても，「欠損金額等の控除明細書」のコピーを添付するのみで あった。

上記実態について質問したところ，国税において欠損金の繰戻還付が行われた年度においては，県税においても，税務システムの所得計算情報への入力を実施しているので，国税における欠損金額の申告内容と県税の欠損金額は一致しており，国税の欠損金繰越データとの総額の一致は，税務システムで確認できるので，年度別の繰越期限管理は担保されているとのことであった。

しかしながら，国税との是認照合アンマッチリストを閲覧する限り，翌期繰越欠損額が国税とアン マッチであるものは少なからず散見される。
上記理由は，国税で欠損金の繰戻還付を使用しているにもかかわらず，県税においては繰戻還付ができないため，県に対しては還付申請が行われた旨の報告（法人税別表等のコピーの添付）が自主的になされていないからである。

実務上は繰越控除を適用しようとする年度に，申告書及び別表等明細書の添付がなされ，その

際にさかのぼつて，累積欠損金データも修正されるため，実務上の問題は生じていないらしい。
国税において欠損金の繰戻還付を受けた法人の場合は，当該年度の所得計算情報への入力が徹底されない限り，国税の累積繰越欠損データと県税の累積繰越欠損データは一致しない。

法人3税申告納税者で国税準拠法人については，申告書の税務システムへの入力後，国税デー夕との照合が行われるが，照合でアンマッチが生じたものについてはアンマッチリストが出力される。

平成 26 年度の月別アンマッチ件数は，下記のとおりであった。
（単位：件）

| 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 1 月 | 2 月 | 3 月 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 141 | 387 | 359 | 302 | 1，016 | 2，019 | 404 | 575 | 400 | 417 | 604 | 219 |

アンマッチ件数は，最大月で2千件以上発生しており，アンマッチ件数が集中しているのは8月， 9月であった。

8月，9月に集中する理由は，3月決算の法人の確定申告期限である5月末から約 $2, ~ 3 ヶ$ ヶ後に地方税の国税照合が行われるからである。

また，アンマッチの生じる主な理由は，
i 法人事業税において，法人税の課税標準（所得割）である，所得金額の計算に準拠しない ものが存在する（地方税法第 72 条の 23 ただし書）。
ii 法人県民税においても，法人税割の課税標準は，法人税額そのものではなく，各税額控除前の金額とされている（地方税法第 23 条第 1 項）。
ことによる制度上当然生じる差異が殆どである。
したがって，地方税の申告書そのものの記載誤りや，内容自体の不正申告，不申告（国のみ申告）等を理由とするアンマッチよりも，国税と地方税の所得控除•税額控除・その他（欠損金の繰越控除 の扱いなど）の国税と地方税の課税標準を計算するために設けられた制度上当然生じる差異に起因するものが大きい。

国税とアンマッチの生じた項目については，法人税の申告期限後2，3ヶ月を目処にして，全ての アンマッチ項目について各税務署へ出向き，国税データとの照合及び計算突合等を実施してい る。
税務署における申告内容の調査等によって，不申告法人が発見され，設立届けの確認及び休業法人かどうか等の調査も行われることになるため，各税務署における申告内容の調査は最も重要な手続きとなっている。
監査人が試査した，平成26年度3月分是認照合アンマッチリストだけでも，国税にのみ申告書（ 0売上げ・O課税を含む）が提出され，県には申告がないため，休業法人であるのかどうかを現在調査中であるものは，多数存在した。

また，上記アンマッチリストを閲覧し，8月分から抽出した調査結果と生じた理由については，下記 のとおりであった。

|  | 事 例 | 工 程 |  | （単位： 1 法人 $\times$ 分） |  |  |  | 計 | 件数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 損失額を 0 と記載したり，所得額欄を空欄としていたもの （単純な記載誤り） | 県申告書•国税データの 硫認確認 | 20 |  |  | 更正処理等 | 20 | 40 | 127 |
| 2 | 国税には申告しているが，県税に申告しないもの （国にのみ申告） | 国税データの確認 | 20 | 国税（法人税申告書）の確認\％ | 20 | 更正処理等 | 20 | 60 | 162 |
| 3 | 申告があったとしても課税標準額，繰越控除額等必要部分の記載がない場合 | 県申告書•国税データの確認 | 20 | 国税（ 法人税申告書）の確認 $\%$ | 20 | 更正处理等 | 20 | 60 | 441 |
| 4 | 法人税で控除できるが地方税 （県民税法人税割）で控除でき ない特別控除を，誤って控除 していたもの | 県申告書•国税データの | 20 | 国税（法人税申告書）の確認※ （特別控除の内容） | 20 | 更正処理等 | 20 | 60 | 64 |
| 5 | その他 |  |  |  |  |  |  |  | 222 |

国税準拠法人のらち，eLTAXによる電子申告が行われている法人については，法人税申告書 データとのアンマッチリストのうち，国税と地方税との課税標準の差異に基づいて当然生じるアン マッチについては，「各税務署における申告内容の調査作業等」をできるだけ減らすことができるよ らに業務の効率化を図る税務システム運用面の改善（アンマッチリストを出力するための運用ソフト の改善）が必要である。

現在，法人関係税のための電子申告のシステムとしては，国税としての法人税を課税する立場か ら国税庁が運用しているe一Taxと全ての都道府県及び市区町村が会員となって，一般社団法人地方税電子化協議会へその運用を委託しているeLTAXの2本がある。

地方税電子化協議会とは，納税義務者が各地方公共団体に電子申告を行うための窓口を一本化するために設けられた団体であり，協議会が運用しているeLTAXシステムは，納税義務者が専用のホームページ（ポータルサイト）で行った電子申告書を申告先の各地方公共団体に振り分けて転送し，地方法人3税の申告データは協議会のサーバーには蓄積されない仕組みになっている。

地方税の税務データは，各都道府県と市区町村がそれぞれの責任において保有管理することに なっている。

したがって，e一TaxシステムとeLTAXシステムとの統合（一本化）は，各地方公共団体のそれぞ れのセキュリイティの実情を考慮した場合，将来的にも困難（直ぐには統合できない）であることが予想される。

しかし，eLTAXユーザー側で，会計ソフトを使用している場合，殆どの会計ソフトは，すでに会計 ソフト内で，e一TaxとeLTAXは統合されている。

市販のソフトでも十分対応されているにもかかわらず，国税において税額更正が入った場合に，現在の税務システムでは，欠損金の繰越控除を管理するシステムが確立されておらず，必ずアン マッチリストとして出力されることになる。

現在の税務システムは，法人からの申告額，実際の収入額，税額更正を含めた収納管理の3分野を，法人の事業期間ごとに統合する方式で構築している。統合された3分野は法人の事業年度ご とに完結している。

このため，欠損金の繰越控除のように，国税と地方税との課税標準の差異に基づいて当然生じる単純なアンマッチであっても，その影響が複数の事業期間にわたるものについては，申告額だけを欠損金の繰越控除と一致させるだけではなく，3分野全体で統合し，さらに複数の事業年度間でも統合する必要があるが，現在の税務システムは，これに対応していない。

「税務署における申告内容の調査作業等」をできるだけ減らすことができるように業務の効率化を図るシステム運用ソフトの改善（アンマッチリストを出力するための運用ソフト面の改善）が求められ る。

国税準拠法人（普通法人）に関する国税データとの照合及び計算突合作業は，現状では不可欠 な作業であり，今後も継続しなければならない作業となつているが，法人税申告書のらち課税標準 が国税に準拠している部分については，全て国税の判断に依拠しなければならないとしても，法人税の課税標準に準拠しない部分については，法人税申告書の別表だけではなく，決算書や科目内訳書との突合，また，必要があると認めた場合は，納税者に対する電話による聞き取り調査や，総勘定元帳の閲覧等の実地調査も考えられる。

法人事業税の所得割基準としての法人所得が法人税の課税標準に準拠しない例（自主決定法人）として，医療法人等の社会保険診療報酬に係る所得の除外（社会保険料収入は事業税の対象外）がある。

県は，医療法人等に係る所得金額の計算書（第34号の2，3様式）及び記載の手引きでこれに対応している。

地方税法第 72 条の 23 第1項ただし書の規定の適用を受ける医療法人が事業税の確定申告書を提出する際の申告書に上記様式の計算書を添付しなければならない。

| 経理状況 | 計算方式 | 添付する計算書の種類 |
| :--- | :--- | :--- |
| 社会保険分に係る収入及び経 <br> 費をその他に係る収入及び配分方式 <br> と明確に区分していない場合 |  | 第 34 号の5様式 |
| 社会保険分に係る収入及び経 <br> 費とその他に係る収入及び費配分方式 <br> と明確に区分している場合 |  | 第 34 号の4様式 |

国税の課税標準は，社会保険料収入を区分しないため，上記「社会保険診療報酬にかかる所得」 の算定における所得配分方式•経費配分方式の経理が適正であるかどうかを判断できるのは，金沢県税事務所だけであるが，現在までに医療法人に対する事業税の実地調査をしたことはなかった。

所得配分方式と経費配分方式で経理する法人数は，下記のとおりであった。

| $区 ~$ 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 所得配分方式 | - | - | 213 | 385 | 422 |
| 経費配分方式 | 434 | 437 | 228 | 52 | 12 |
| 合 計 | 434 | 437 | 441 | 437 | 434 |

県の課税調查での「社会保険診療報酬にかかる所得」の違算件数については，申告時に違算等 のチェック，訂正指導により申告させている。

所得配分方式における社会保険診療にかかる収入金額計算の基礎とする根拠法は列挙されて おり，決算書及び法人税申告書別表4との突合によって，計算の整合性の確認はとることができるが， この様式内での計算突合だけでは，不正な申告（仮装•隠蔽）には対応できない。
また，経費配分方式においては社会保険分の医療収入と社会保険以外分の収入は各収入科目 によって区分計上されることになるが，この様式内の計算突合だけでは，不正な申告（仮装•隠蔽）に は対応できない。

この場合の不正な申告とは，「自由診療事業に係る収入を，故意に社会保険診療に係る収入に含めて計上する。」などの事例である。

すなわち，外形標準課税対象法人を除き，自主決定法人に対する県単独での税務調査は行わ れていないのが実情である。

これについては，自主的に修正申告が行われない限り，質量共に圧倒的な国税による税務調査 に全面的に依存せざるを得ないということであった。
しかし，自主決定法人とは県が単独で課税標準を決定できる法人である以上，申告の真実性を担保するために，県単独での実地調査も必要と思われる。
特に，医療法人への事業税の課税に当たつては，医療法人から提出された資料等について確認等を行っているものの書面審査によるものであり，医療法人への現地調査は実施されていない。

また，県単独での実地調查（現地に保管されている帳簿や領収書等の証憑類の確認や，社会診療報酬支払基金へのレセプトの照会，また，国民健康保険団体連合会への診療報酬請求書等の確認）は実施されていない。

なお，自主決定法人（医療法人等）については，制度上国税における欠損金額の申告内容とは当然にリンクしていない。

現行の税務システムでは，医療法人等の自主決定法人及び翌年度に繰戻還付を受けた法人が，当該年度に繰戻還付の明細書コピーを法人3税の申告書へ添付してこない場合には，国税とリンク した繰越欠損金の年度別の管理ができないことになるため，医療法人等の自主決定法人及び翌年度に繰戻還付を受けた法人が，当該年度に繰戻還付の明細書コピーを法人3税の申告書へ添付し てこなかった場合については，提出された欠損金額等の控除明細書をさかのぼって再確認してい る。

法人の所得金額に対して課税される所得割は，国と県で異なる課税所得が計算されることはない ので，国の賦課した法人税額，法人税の課税所得を課税標準として法人3税を賦課•徴収する。

一方，電気・ガス供給業•保険業を営む法人の事業税は収入金額に対して課税される収入割で あるが，石川県における，収入金課税法人は現在 20 法人であり，その殆どは，太陽光パネル等設置 による小規模な売電業者であった。

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26 年度 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 収入金課税法人数 | 61 | 60 | 64 | 74 | 87 |
| うち太陽光発電事業者数 | 1 | 1 | 1 | 4 | 16 |

このような太陽光発電事業を行ら小規模な法人に対する収入金課税制度等（太陽光発電などを行ら県内単独法人）の周知について，県は特にPR等の啓発活動は行っておらず，県内該当業者へ の周知•徹底の方法及び現状については不透明な部分が多かった。

現状での課税対象事業者の把握方法は，法務局の新規設立会社の設立登記の事業内容の閲覧によって，収入金課税対象法人かどうかをチェックしているだけである。

登記データの異動等による調査だけでは，本業に対する売電事業の売上げ割合などの実態は分 からず，発見されることも少ないと思われる。

収入金課税とは，売上高等を課税標準とするもので，「国税の課税所得が0であっても納付しなけ ればならない税金（地方税）である。」ことが，中小の新規売電事業参加業者等に周知されているのか どうかも疑問であり，太陽光パネルの設置等による売電事業は増加することも予想されるので，今後，実地調查を含めた実態把握が必要であると思われる。

外形標準課税であるが，平成 16 年 4 月 1 日より普通法人のらち，資本金又は出資金の額が 1 億円 を超える法人について導入されており，課税標準及び適用税率の計算は既述したとおりである。外形標準課税は，地方税特有のものであり，所得割•資本割の他に，新たな価値概念として付加価値割といらものが導入されている。
石川県においても，外形標準課税に係る申告書を作成する際の参考資料として，「チェックリスト」 （課税標準の算定にあたり再確認したい主な項目）をホームページで公表するなどして，啓発を図っ ているところである。
外形標準課税対象法人に対しては，申告書（6号様式）及び別表（6号様式別表）の他，決算書 （BS，PL）を添付させるようにしているが，科目内訳書までは徴収していない。
決算書についても，資本金等の金額の確認及び支払利子や賃借料の金額確認などのために部分的に参照しているだけで，勘定科目との突合までは机上チェックではできていない。

外形標準課税別表（ $5-2,5-3,5-4,5-5,5-6$ ）間の突合及び整合性チェックはしている ので，形式的•初歩的な記入ミスには対応しており，特に問題であるとは言えないが，「チェックリスト」 に記載されているような特に誤りやすい項目の内容にまで踏み込んだチェックはできない。

外形標準課税対象法人については，後述するように実地調査を実施しており，現在は3巡目の調査が行われているところであるが，事後的に指摘事項の是正状況を確認する必要があると思われる法人については，当該事業年度の翌事業年度の申告書を提出させるに当たって，科目内訳書を提出させる，また突合できなかったものについては，対象法人への電話等による問い合わせもより積極的に実施すべきである。
（指摘事項）
地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（自治会•町内会など）の減免申請受付 に当たっては，財産目録を提出させるべきである。

法人県民税は，以下の法人が収益事業を行わないで一定の要件を満たす場合に，減免される。
ア 公益社団法人及び公益財団法人
イ 地方自治法第260条の2第7項に規定する認可地縁団体（自治会•町内会など）
ウ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する法人（ NPO 法人）
上記団体の内ア及びウについては，他の特別法による規制もなされているところ，町内会等は，任意団体として，外部の第三者からの監督は全く行われていない現実がある。
町内会等が第三者のチェックを受けるのは，会館等を建設するために法人格を取得しなければ ならない場合だけであり，このように固定資産等を取得するために法人格を取得した町内会等を認可地縁団体と呼ぶ。

平成 26 年度に石川県内において，減免申請を受付けた新規認可地縁団体は 35 団体であり，そ の全ての団体が法人県民税（均等割）減免申請書を提出している。

減免を受けようとする理由は「収益事業を行っていないため」である。県税条例施行規則により，減免を受けようとする理由を証明する書類を添付することとなっており，現状では，団体の規約，市町長の認可証明書の提出を求めているが，これでは「収益事業を行っていない証明」にならないと考えられる。

減免申請を受けたものについては，殆ど実態を審査することはなく，形式的な審査だけで，申請は認められている現状がある。

認可地縁団体は「財産目録を管理し，常に事務所に備え置く」ことが義務づけられている。
収益事業の有無は，国税が判断すべきものであるが，申請時に収益事業を行っているかどうかに ついて，収益を生む可能性のある財産の状況を把握するため，減免申請の段階（新規のみ申請）で財産目録を提出させるべきである。
（意見）
県税通達関係集において，申告及び申告指導にかかる事務は，具体的に記載されている。
平成 26 年度法人 3 税申告書を任意に抽出し，閲覧したところ，申告受付後の申告書間の整合性 を確認するための，チェックマークは，全ての6号様式（提出用）に，下記のとおり打たれていた。

| 回 | ，マークの色 | チェック内容 | 担当者 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1回目 | 黒色 | 申告書間の数額の整合性をチェッ クする。 | 担当者は特定されておらず，課内の人員が手分けしてチェックする |
| 2回目 | 赤色 | 入力時のプルーフチェック | 同上 |
| 3回目 | 青色 | 税務総合システム入力後の最終チ エック | 確定申告調定担当者 |

最後の税務システム入力後の最終チェックは，確定申告調定担当者が実施することが決まって いるのみで，1回目と2回目のチェックについては，担当者は特に決まっていない。

その時の各職員の繁閑を考慮して，手分けしながらランダムに行っているのが現状である。
したがって，1回目から3回目のチェックが全て同一人（確定申告調定担当者）によって行われて しまう可能性も否定できない。

税務システムへの入力（申告内容の登録）は正確でなければならず，入力内容の検証は重要 な統制手続きの下で行わなければならない。

申告書間の整合性をチェックする担当者が，税務システムへの入力後の最終チェックまでして しまった場合は，申告調定業務における内部牽制機能は失われてしまうと考える。

現状のチェック体制でもミスが発生しておらず，チェックは十分に講ぜられていると思われるが，職員の処理能力に差（熟練者と初心者など）があることや，不正が発生する可能性を排除するた め，確実に複数人のチェックが入る体制にしてはどうか。
（意見）
会計ソフトを使用しない手書きの申告書でのケアレスミスを見逃したケースがあった。
平成 26 年度の申告書を閲覧したところ，6号様式別表9（欠損金額の控除明細）において，平成 19 年1月1日から12月31日分の欠損金額が，そのまま翌期への累積欠損金額に加算され ていたケースがあったが，国税データ突合などにより正しいものを再提出させており，累積繰越欠損金額は正しく修正した。

このようなケアレスミスを繰り返さないように，実際にあったケアレスミスについて，チェック要領 に追記してはどうか。
（意見）
外形標準課税は，平成 16 年度より資本金 1 億円超の普通法人に課されている法人事業税の一部であるが，石川県は，法人の申告額が適正かどうか確認するため，平成 17 年度から外形標準課税についての調査を開始している。

平成 27 年度は，ローテーションとして3巡目の調查が行われている。

調査計画は，おおむね4年で全対象法人が一巡できるように立案され，大きな変更はなされて いない。

県内における調査対象法人に対する不備が指摘された法人数の経年推移は省略するが，平成 17 年度から調査を開始し 10 年を経過したことで，制度としても定着してきたことから，指摘され た法人数も減ってきている。また，対象法人数が逓減傾向にある理由としては，外形標準課税対象から外れるための減資が行われているためと思われる。

なお，一部の法人においては，前回調査の指導事項が今回も同様にみられる事例があった。例えば，給与に含まれるべき残業手当，従業員賞与，通勤手当及び帰省旅費の算入漏れなど であった。

更に，通常の従業員の退職金の場合とは別に，役員に対する退職慰労金の算入漏れなどがこ れまでの調査を通じた中で度々見られることから，前回の指摘した内容が是正されていなかった法人については，今後は基本計画に拘わらず，1年以内に再調査を実施してはどうか。

## iii 個人事業税

（1）個人事業税とは
個人事業税は，個人の行う一定の事業に対し，事業の所得を課税標準として，事務所等所在の都道府県が，その事業を行ら個人に課税する都道府県税である（地方税法第 72 条の2第3項）。

個人事業税は，個人が事業活動を行う際に都道府県の行政サービスの提供を受けていることに対し，その経費を負担すべきであるという応益負担の考え方に基づいて課税されている（地方税 Q\＆A 90 頁）。

個人事業税が課される事業は，第1種事業，第2種事業，第3種事業として法定列挙されている。都道府県が税額を計算して納税者に通知する賦課課税方式により課税される。
また，事業の所得の計算上，年額 290 万円が事業主控除として控除される。
（2）課税要件
（1）納税義務者
地方税法第 72 条の 2 に規定する一定の事業者。
（2）課税標準と税率
個人事業税の対象事業と税率は，次のとおり。

| 区 分 | 事業の種類 | 税 額 |
| :---: | :---: | :---: |
| 第1種事業 | 物品販売業，不動産貸付業，製造業，駐車場業，請負業，飲食店業，その他一般の営業 | 課税所得金額の5\％ |
| 第2種事業 | 畜産業，水産業，薪炭製造業 | 課税所得金額の4\％ |
| 第3種事業 | 医業，弁護士業，税理士業，コンサルタント業，理容業，美容業，その他の自由業 | 課税所得金額の5\％ |
|  | あんま・はり・きゅう等の事業 | 課税所得金額の $3 \%$ |

税額の計算については，次のような計算で行われる。
税額 $=$（前年の事業所得の金額 - 事業主控除 290 万円）$\times$ 税率
（3）申告と納税について
（1）申告事務
申告期限は3月15日（年の途中廃業した場合，廃業の日から1月以内，死亡により廃業した場合 は4月以内）。

所得税の確定申告書を提出した場合は，個人事業税の申告は不要である。
（2）課税事務の流れ
課税は，金沢県税事務所と中能登総合事務所の 2 事務所で行っている。
所得税の確定申告書が毎年4月下旬までに国税連携システムにアップされ電子申告されたもの

に関しては，確定申告書と決算書が閲覧できる。書面で提出されたものは，税務署において閲覧し ている。それをもとに調查票兼入力票を作成する。5月ごろから内容の確認と税額計算を行い，7月末調定し，8月初旬に納税通知書を発送している。納付は2分割され，それぞれ8月末と 11 月末が期限。この時期の発送に間に合わなかったものや修正申告されたものに関しては，納付書に定めら れた日までに納税する。

各県総合（県税）事務所別の推移は，下記のとおりである。
金沢県税事務所
（単位：円）

| 区 分 | 22年度 | 23 年度 | 24年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| :--- | :---: | :---: | ---: | ---: | ---: |
| 調定額 | $1,163,227,383$ | $1,140,072,325$ | $1,139,478,724$ | $1,135,472,943$ | $1,196,156,302$ |
| 収入額 | $888,145,472$ | $889,907,072$ | $910,174,431$ | $924,086,915$ | $1,004,432,964$ |
| 徵収率 | $76.4 \%$ | $78.1 \%$ | $79.9 \%$ | $81.4 \%$ | $84.0 \%$ |

小松県税事務所
（単位：円）

| 区 分 | 22 年度 | 23年度 | 24 年度 | 25年度 | 26 年度 |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 調定額 | $177,659,118$ | $174,589,357$ | $184,503,354$ | $182,972,410$ | $193,613,854$ |
| 収入額 | $148,262,472$ | $149,186,504$ | $160,340,544$ | $161,146,962$ | $174,186,439$ |
| 徵収率 | $83.5 \%$ | $85.4 \%$ | $86.9 \%$ | $88.1 \%$ | $90.0 \%$ |

中能登総合事務所
（単位：円）

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 調定額 | 71，451，712 | 61，873，738 | 69，021，272 | 66，886，922 | 71，245，523 |
| 収入額 | 68，021，292 | 59，173，366 | 66，978，508 | 65，123，299 | 69，078，086 |
| 徴収率 | 95．2\％ | 95．6\％ | 97．0\％ | 97．4\％ | 97．0\％ |

奥能登総合事務所
（単位：円）

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 調定額 | 39，588，726 | 34，131，692 | 32，007，019 | 35，052，149 | 40，185，400 |
| 収入額 | 38，739，834 | 32，993，897 | 30，814，870 | 33，185，512 | 38，390，100 |
| 徵収率 | 97．9\％ | 96．7\％ | 96．3\％ | 94．7\％ | 95．5\％ |

（4）監査の手続き
個人事業税の課税と徴収事務について，担当者に質問•確認を行い，その内容を簿冊等と突合 し，課税の具体的ケース（特に国税の事業所得における請負業，医業における自由診療部分，不動産所得）ついては，試査により監査を行った。
（5）監査の結果
（意見）
国税では事業所得として申告されているが，個人事業税においては事業と見なされないケースが存在する。例えば，大工や左官などの請負業である。『事業税逐条解説』（自治省府県税課編平成 7年5月18日発行）によれば，「請負契約によることがあっても，通常単に自己の労力を提供しこれ に対する対価として賃金を受け取つているにすぎない者の行う事業については事業税を課さない」 との記述があるが，単なる労務の提供者にすぎないかどうかの判断は非常に難しい。

また，国からの取扱通知『地方税法の施行に関する取扱いについて』の第3章第2，2の1（7）にお いて，「請負業とは，その事業が通常請負契約によって行われるものをいらものであること。なお，大工，左官，とび職等が請負業に該当するかどうかの認定にあたつては，国の税務官署の取扱いに準 ずるものであること。」との記載があるが，個人事業税を課税するには事業性の有無の確認が必要で あるため，明確に判断できないものを国税に事業所得として申告していることをもつて課税するとし た場合，かえつて課税誤りが発生する可能性もあることから，電話などによる聞き取り調査を行い，，個々のケースを判断している。

事業性の判定をさらに適正に行うため，申告者に対する調査を行う際の調査項目を定めてはどう か。
iv 不動産取得税
（1）不動産取得税とは
不動産取得税は，不動産の取得に対して課税される都道府県税である（地方税法第 73 条の 2 第 1項）。「不動産の取得」とは，有償，無償を問わず，売買，交換，贈与，寄付，現物出資等の他，建築等の原始取得，相続等の承継取得などを原因とするものをいら。不動産の登記は第三者への対抗要件に過ぎず，不動産の取得と直接関係しない。しかし，課税実務上，所有権の保存または移転登記がなされると，登記簿上の所有者が，所有権の取得者と推定され（最判昭34．1．8），登記を手がか りに課税が行われている（地方税 Q\＆A 410 頁）。

固定資産税（財産税）と異なり，流通税といら性格を持つものであるが，不動産の取得といら行為そ のものに担税力があるとされている（石川県不動産取得税逐条解説集，昭和 62 年 2 月）。
（2）課税要件について
（1）納税義務者
不動産の取得者（地方税法第 73 条の 2 第 1 項）。
（2）課税標準
課税標準は原則として，取得時における不動産の価格すなわち適正な時価とされる（地方税法第 73 条第5号）。ここでいら適正な時価とは，不公正な取引による値引•値上を排した時価であるとされ るため，実際の売買価格や建築工事費は使用されない。

具体的には，市町における固定資産課税台帳に価格が登録されている場合は，その価格を用い る（地方税法第 73 条の 21 第 1 項）。ただし，新築家屋など固定資産課税台帳に登録されていない場合や増改築，地目の変更等で固定資産課税台帳の価格によることが適当でない場合は，固定資産税と共通の固定資産評価基準によって価格を決定する（同条第2項）。そして，適正な時価としての性質は，固定資産評価基準が市価の動向を考慮した基準を採用することによって担保されていると される。
（3）納税額
課税標準額 $\times$ 税率 土地 $3 \%$
家屋（住宅）3\％
家屋（住宅以外）4 \％※本則税率は $4 \%$
（3）申告及び納税について
（1）申告
不動産を取得した日から 60 日以内に申告しなければならない。
（2）課税事務の流れ
a 承継取得の場合
登記情報が法務局から市町に通知され，さらに市町から月に一度その情報が県に通知される。 その後納税者からの申告の有無にかかわらず，登記から半年程度で課税をしている。毎月10日を目途に同月末が納期限の納税通知書を発送している。税額が多額な場合は，前月に「お知らせ」を

## 発送している。

b 原始取得（新築建物）の場合
原則として市町が評価を行い（面積が大きいもの等は県が評価をする。），それが県に通知され課税している。年ごとにまとめて，翌年4月以降に納税通知書を発送している。承継取得の場合と同様 に，月末が納期限である。

課税は，金沢県税事務所と中能登総合事務所の 2 事務所で行っている。

県総合（県税）事務所別推移は，下記のとおりである。
金沢県税事務所
（単位：円）

| 区 分 | 22 年度 | 23年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| :---: | ---: | :---: | :---: | :---: | ---: |
| 調定額 | $1,729,488,235$ | $1,946,086,270$ | $2,043,288,007$ | $1,981,442,754$ | $2,222,001,166$ |
| 収入額 | $1,524,067,298$ | $1,810,261,537$ | $1,920,132,650$ | $1,898,944,057$ | $2,156,702,306$ |
| 徵収率 | $88.1 \%$ | $93.0 \%$ | $94.0 \%$ | $95.8 \%$ | $97.1 \%$ |

小松県税事務所

| 区 分 | 単位：円） |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区調定額 | $517,408,248$ | 23 年度 | $436,003,694$ | 64 年度 | 25 年度 |
| 収入額 | $414,687,900$ | $352,093,842$ | $479,812,172$ | $767,043,325$ | $701,106,129$ |
| 徵収率 | $80.1 \%$ | $652,973,688$ | $580,440,726$ |  |  |

中能登総合事務所

| 区 分 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | （単位：円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 調定額 | $244,580,064$ | $178,431,184$ | $238,646,062$ | $217,517,008$ | $238,655,039$ |
| 収入額 | $236,943,940$ | $162,608,781$ | $218,989,454$ | $203,758,079$ | $223,492,836$ |
| 徵収率 | $96.9 \%$ | $91.1 \%$ | $91.8 \%$ | $93.7 \%$ | $93.6 \%$ |

奥能登総合事務所
（単位：円）

| 区 分 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 調定額 | $80,743,239$ | $88,472,104$ | $69,605,544$ | $73,650,613$ | $76,041,699$ |
| 収入額 | $66,793,215$ | $76,005,600$ | $57,489,331$ | $61,998,199$ | $65,277,800$ |
| 徴収率 | $82.7 \%$ | $85.9 \%$ | $82.6 \%$ | $84.2 \%$ | $85.8 \%$ |

（4）軽減措置について
新築住宅の税額の軽減

|  | 税額の計算 | 不動産取得税 $=$（固定資産税評価額－1，200 万円）$\times 3 \%$ |
| :---: | :---: | :---: |
| 建 | 軽減の要件 （増改築含む） | 特例適用住宅を建築又は新築末使用の特例適用住宅を取得した場合申告することにより一戸につき 1,200 万円（認定長期優良住宅の場合 1,300 万円）が固定資産評価額から控除される <br> （注）特例適用住宅 住宅の床面積が $50 \mathrm{~m}^{2}$（アパートなどの一戸建以外の賃貸借住宅については $40 \mathrm{~m}^{2}$ ）以上 $240 \mathrm{~m}^{2}$ 以下の住宅 |

中古住宅の税額の軽減

| $\begin{aligned} & \text { 建 } \\ & \text { 物 } \end{aligned}$ | 税額の計算 | 不動産取得税＝（固定資産税評価額－控除額）$\times 3 \%$ |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 新築日 | 控除額 |
|  |  | 平成9年4月1日以降平成9年3月31日以前平成元年3月31日以前昭和 60 年 6 月 30 日以前 | $\begin{gathered} \text { 1,200 万円 } \\ \text { 1,000 万円 } \\ 450 \text { 万円 } \\ 420 \text { 万円 } \end{gathered}$ |
|  | 軽減の要件 | 住宅の床面積が $50 \mathrm{~m}^{2}$ 以上 $240 \mathrm{~m}^{2}$ 以下の のらち次のいずれか要件を満たすものである <br> （1）昭和 57 年1月 1 日以降に新築されたも <br> （2）昭和 56 年 12 月 31 日以前に新築され の証明，又は既存住宅売買瑕疪保険に いるもの <br> （3）新耐震基準に適合しない住宅で，入居 を実施し，耐震基準に適合していることの | 者個人が居 <br> 新耐震基準に ることについ <br> 震基準に適合 ヶ月以内に受 |

住宅用土地（新築住宅用土地，中古住宅用土地）の税額の軽減

|  | 税額の計算 | $\begin{aligned} & \quad \text { 不動産取得税 }=(\text { 固定資産税評価額 } \times 1 / 2 \times 3 \%)-\text { 控除額 }(\text { 下記 } \mathrm{A} \\ & \text { か } \mathrm{B} \text { の多い金額 }) \\ & \mathrm{A}=45,000 \text { 円 } \\ & \mathrm{B}=\left(\text { 土地 } 1 \mathrm{~m}^{2} \text { 当たりの固定資産税評価額 } \times 1 / 2\right) \times(\text { 課税床面積 } \times 2 \\ & \quad\left(200 \mathrm{~m}^{2} \text { 限度 }\right) \times 3 \% \times 3 \\ & \quad \text { (注) } \text { 宅地の課税標準が } 1 / 2 \text { となる特例は平成 } 30 \text { 年 } 3 \text { 月 } 31 \text { 日までの適用と } \\ & \text { なる } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: |
| 土 地 | 軽減の要件 | 新築住宅用土地の取得 <br> （1）土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住宅が新築され た場合で，次のいずれかのとき <br> a 土地の取得者がその土地を特例適用住宅の新築時まで引き続き所有して いるとき <br> b 土地の取得者からその土地を取得した方が特例適用住宅を新築したとき <br> （2）土地を取得した方が，その土地を取得した日前 1 年以内にその土地の上に特例適用住宅を新築していた場合 <br> （3）新築未使用特例適用住宅とその敷地を，新築後 1 年以内に取得した場合 <br> （4）自己居住用の新築未使用特例適用住宅を，土地の取得日前後 1 年以内に取得 した場合 <br> 中古住宅用土地の取得 <br> （1）土地を取得した方が，その土地を取得した日から1年以内にその土地の上 にある自己居住用の耐震基準適合既存住宅（新築後未使用で1年超過した住宅を含む）を取得した場合 <br> （2）土地を取得した方が，その土地を取得した日前 1 年以内にその土地の上に ある自己居住用の耐震基準適合既存住宅（新築後未使用で1年超過した住宅を含む）を取得していた場合 |

（5）減免について
（1）被災不動産
天災その他の災害により滅失又は損壊した不動産と同一用途に供する不動産を，災害を受けた日から3年以内に取得した場合，新たに取得した不動産の税額のうち，被災不動産の固定資産課税台帳価格に税率を乗じて得た額が減免される。
（2）公共の用に供する不動産
公民館の用に供する不動産または町会等公共的団体が，専ら公共の用に供する不動産を取得 した場合，当該取得に対して課税される不動産取得税相当額が減免される。
不動産取得税減免額の推移

| 区 分 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 減免人員 | 180 | 71 | 42 | 48 | 65 |
| 減免税額 | $21,885,400$ | $14,741,400$ | $8,812,000$ | $6,169,700$ | $9,601,400$ |

（6）納税の猶予について
次のような場合，申告により納税が猶予される。
ア 土地を取得した日から3年以内に，その土地の上に特例適用住宅を新築する場合，3年間以内の猶予。
イ 土地を取得した日から1年以内に，その土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得する場合，1年間以内の猶予。
（7）監査の手続き
不動産取得税の課税と徴収事務について，担当者に質問•確認を行い，その内容を簿冊等と突合し，具体的ケースについては，試査により監査を行った。
（8）監査の結果

## （指摘事項）

父と子の共有名義の住宅に対する不動産取得税の課税案件において，父を代表として課税した ものの，父の財産調査により財産が発見できなかったため執行停止とした案件があった。

不動産を共有で取得したことに対する不動産取得税が滞納となった場合，連帯納税義務者であ る共有者全員に課税を行うべきなのは言うまでもない。

こういった場合の県の処理手続きは，連帯納税義務者のうち一人に納税通知を行い（宛名者以外の共有名義者は通知書の共同取得者欄に記載），納期限後に未納であれば同宛名で督促を行 う。その後，年度末時点でも滞納となっている場合には，宛名者以外の共有名義者に対し，納税通知の発付などの手続きに着手するといらものである。

今回の場合，父だけでなく子に対しても，納税通知の発付を行うべきであったが，滞納整理小票 には父の氏名のみで記載され，課税資料には共同取得者である子の情報が記載されているが，課税資料の確認を行わなかったため，父の滞納初期段階で子への課税といつた対応がとられないま

まとなり，結果として子の納税義務が時効により消滅してしまった。今回の執行停止自体は，父の財産調査しか行えなくなった時点（課税より5年経過）で行われていることから，父の財産調査の結果 により執行停止した判断はやむを得ないが，課税後の連帯納税義務の追及漏れは，税務経験が浅 い職員により発生したものと考えられる。
また，その後，徴収担当者が代わつているが，本来初期の段階で課税資料により確認されている情報であると判断し，新規滞納案件や大口滞納案件を優先的に処理していたため，再確認されな かったものと考えられる。

今回の事例では，執行停止後の調査において当該不動産の設定抵当権に係る債務（銀行ロー ン）が継続していたことから，もう一方の連帯納税義務者である子にも納税する資力があった可能性 がある。
結果として，この事案は，共有者全体では担税力がある中で不動産取得税を逃れたと言える余地 を残したのではないかと考えられ，滞納初期段階の連帯納税義務の追及漏れは，税の公平性を害 するものとなってしまうといえる。

今後，同様な事例が発生しないように，手続きの徹底を図るべきである。
（意見）
不動産取得税の申告書は，石川県税条例第 73 条によれば，不動産を取得してから 60 日以内に提出しなければならないことになっているが，家屋の評価を県で評価するものについては提出要請 をしているが，それ以外の場合には殆ど提出されていない。

確かに不動産取得税は，納税者が自分で申告し税額を計算するいわゆる申告納税ではなく，固定資産評価額により，課税する賦課課税方式の税目ではあるが，合規性の観点から，県税条例と実際の事務に相違がある。

取得の事実の確認は，地方税法の規定により，法務局からの登記済通知書を確認した市町から の通知を受け取っており，違法建築や未登記物件の網羅性は薄いものの，課税の公平性を保たれ ていると思われる。
しかしながら，不動産の取得者に対して納税義務者となることを認識させていくことが必要である ことから，届出について周知を図ってはどうか。

平成 26 年度不動産取得税の県総合（県税）事務所別不納欠損額は，下記のとおりであった。
（単位：円）

| 区 分 | 金沢 | 小松 | 中能登 | 奥能登 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 1 時効完成 | $2,152,000$ | 956,954 | 0 | 0 |
| 2 執停後3年 | $10,819,938$ | 903,200 | 58,941 | $1,571,300$ |
| 3 即時消滅 | 193,627 | 0 | 0 | 0 |

（意見）
税務課が滞納に係る「整理率＝（収入額＋執行停止額）／（滞納額－既執行停止額）」といら指標の向上を方針としているため，滞納処分の執行停止（特に，滞納処分をすることができる財産がないと認める場合に該当するとしたもの）が多い印象を持ったが，財産がなくとも納税しようと苦悩する納税者の存在を考えると，慎重な対応が必要である。滞納者に対しては誓約書の活用（債務の承認によ る時効中断）も考えられるが，これによる時効の中断を図っているケースは少ない印象であった。

法人が滞納した場合の調査においては，執行停止や国税除却法人など決算書を入手できない場合もあるが，徴収担当者の中には，滞納者からの納税相談において収支状況を聞き取るものの追跡•反面調查まで行っていない場合がある。また，本人は無職であるが，妻は大企業勤務だった例があり家計のキャッシュフローまで掴んでいれば滞納整理の進展もあったのではないかと考えら れることからも，納税者のキャッシュフローの解析は滞納整理の進展につながると思われるので，滞納者の財産を把握する能力を高めるために，決算書の分析など財務調査に関する研修を行っては どうか。
（意見）
不動産取得税が時効となった案件があった。高額滞納者等については，必要に応じて広範囲に関係人先の捜索等を行らといらことであるが，一方で，ある事案では，廃業といら状況でもなく，また，決算書においては多額の役員貸付金•機械装置•保証金といった資産が存在するといらものもあっ た。現地調査結果では，会社に臨場し機械等は存在しないと判断していた。調査に瑕疪はないが，役員の個人資産や関係先等を広範囲に調査すれば財産が見つかる場合もあったのではないか。

V ゴルフ場利用税
（1）ゴルフ場利用税とは
ゴルフ場利用税は，ゴルフ場の利用に対してゴルフ場の所在する地方団体が課税する道府県民税であるが，税収の 10 分の 7 は市町に交付される（地方税法第 75 条，第 103 条）。

平成元年の消費税導入時，物品税と同様にゴルフ場，舞踏場，麻雀場，ボーリング場等に課税さ れていた娯楽施設利用税は廃止されたが，ゴルフ場の利用行為だけは，ゴルフ場利用税と名称を変更して残された。ゴルフ場が所在することにより，開発許可，環境対策等の特別な行政サービスに係る財政需要が生じること，また，行政サービスの受益は，専らゴルフ場の利用者が享受しており，利用者に十分な担税力が認められること等が課税根拠とされている。ゴルフ場施設利用者と他のス ポーツ施設利用者との間に税負担の公平を欠き平等原則に違反するとはいえないとした判決例（最判昭 50．2．6）もある（地方税 Q\＆A 461 頁）。
（2）課税要件について
（1）納税義務者
ゴルフ場利用者からゴルフ場（特別徴収義務者）が都道府県に代わつて徴収し，当該都道府県 に納税する。年齢が 18 歳未満の者，70歳以上の者及び障害者は，非課税とされる（地方税法第 75条の2）。国民体育大会や学校の教育活動としてゴルフ場を利用する場合にも同様に非課税となる措置がある。（地方税法第 75 条の3）
（2）課税要件
税率は，ゴルフ場のホール数や利用料金の額などを基準として，県が定めたゴルフ場ごとの等級 により，次のようになっている。

| 1級 | 1人1日につき | 1,150 円 |
| :--- | :--- | :---: |
| 2級 | 1人1日につき | 1,050 円 |
| 3級 | 1人1日につき | 1,000 円 |
| 4級 | 1人1日につき | 900 円 |
| 5級 | 1人1日につき | 850 円 |
| 6級 | 1人1日につき | 800 円 |
| 7 級 | 1人1日につき | 700 円 |
| 8級 | 1人1日につき | 650 円 |
| 9級 | 1人1日につき | 550 円 |

なお，「利用料金の額」とは，会員以外の者が当該施設を利用する場合において，通常支払うべ き平日の料金の額（当該料金の額が，会員以外の者が通常支払うべき休日の料金の額の 100 分の 60 に満たないときは，当該休日の料金の額の 100 分の 60 に相当する額）をいら（石川県税条例施行規則別表第1）。
（3）申告と納税について
（1）申告事務
ゴルフ場が毎月分を翌月15日までに申告し，納税する。
（2）課税事務の流れ
ゴルフ場が「ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録変更申請書」により申請したプレー料金とホー ル数に基づく税額により，申告と納税が行われる。

定期的に現地調査を行い，主に 70 歳以上の非課税対象者についての調査を行っている。
課税は，金沢県税事務所と中能登総合事務所の2事務所で行っている。

ゴルフ場利用税の推移は，下記のとおりである。
（単位：円）

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 調定額 | $592,412,500$ | $583,153,250$ | $559,245,325$ | $577,874,750$ | $554,078,850$ |

ゴルフ人口の減少により，近年は逓減傾向にあるものと考えられる。
（4）監査の手続き
ゴルフ場利用税の課税と徴収事務について，担当者に質問•確認を行い，その内容を簿冊等と突合し，具体的ケースについては，試査により監査を行った。
（5）監査の結果
ゴルフ場利用者の実質負担額は，バブル崩壊後に全国展開しているゴルフ場運営会社の参入と ともに，近年ではプレーヤー人口の減少もあり，ゴルフ場の企業努力により，割引券等で正規の利用料金より割引いているところも多い。

ゴルフ場利用税算出の基礎となる「通常支払うべき利用料金」は「正規の利用料金」であり，割引料金で利用している納税者が多いことも考えられるため，今後も定期的なゴルフ場への料金調査等 が必要ではないかと考えられた。

## vi 軽油引取税

（1）軽油引取税とは
軽油引取税とは，バス・トラックなどの軽油の引取り（購入）に対して課される税金である。
軽油引取税は引取課税になっている。具体的には元売業者•特約業者から現実の納入を伴ら軽油の引取り（購入）を行った者が，元売業者•特約業者を通じて納税することとなる。このように流通 の途中段階で課税されるが，当該税額し軽油の代金に上乗せされ，最終的には軽油の消費者が実質的な税の負担者となっている。

根拠法令
地方税法第 144 条～施行令，施行規則（課税根拠）
石川県県税条例，条例施行規則（手続細則）
（2）課税要件について
（1）納税義務者（地方税法 144 条の 2 第 1 項）
元売業者•特約業者から現実の納入を伴う軽油の引取り（購入）を行った者が元売業者•特約業者を通じて納税する。
（2）課税事務の流れ
特別徴収義務者が，毎月分を翌月末日までに申告書を提出し納付書により納税する。
県内で恒常的に特別徵収義務者となっている者は約 160 ある。そのうち県内に本社があるものは 60 程度。県外の業者でも石川県内で引き取りがあれば課税の対象となり，申告納税が必要である。
（3）課税標準（納税額についての計算）
数量を課税標準として，当該軽油の納入地所在の都道府県において，その引取りを行う者に課し ている。

税率
納税額 $=1$ キロリットルにつき 32,100 円（地方税法附則第 12 条の 2 の 8 ）
平成 5 年 12 月からこの税額となっている（暫定税率期限延長切れに伴って，平成 20 年 4 月の み標準税率 15,000 円）。
実際の計算は1覚あたりで税額を算出し小数点1位以下は切り括て。

## （3）申告及び納税について

特別徴収義務者である特約業者または元売業者が，軽油の納入地の所在する都道府県に，毎月分を翌月末日までに申告納税する。このように，特別徴収義務者が，納税義務者から税を徵収し，納税義務者に代わって申告•納税する制度を特別徵収制度といら。
（4）免税措置（免税軽油）とその手続きについて
（地方税法第144条の5，第144条の6附則第12条の2の7）
所定の用途で軽油を使用する場合，県総合（県税）事務所で免税手続をとれば，免税軽油を購入できる。現行の免税は平成 27 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの 3 年間，延長で適用され ている。

免税の対象となるものは次のとおり
ア 船舶•鉄道•軌道用車両の動力源の用途
イ 農業•林業用機械の動力減の用途
ウ セメント製品製造業•電気供給業•鉱物の掘採事業•倉庫業•廃棄物処理事業•木材加工業•木材市場業など一定の用途
（5）調査について
任意調査（「質問検査権」地方税法第144条の11第1項）と犯則調査（地方税法第144条の54） の権限があり，主に次の調査が行われている。
a 見本品採取
特約業者•販売業者•大口需要家（運送会社）等の事業所に直接出向いて，サンプルを採取し，不正軽油かどうかを分析する。分析機器は小松県税事務所内にあるので，同所に持ち込んで検査 を実施する。
b路上採取
通行中のトラックを停止させて軽油をサンプルとして採取し，不正軽油かどうかを分析する。おお むね年2回の頻度で実施しており，1回あたりの実施時間は約2時間程度，おおむねね 40 くらいのサ ンプルを採取している。
c 廃棄物対策課との合同の路上での抜き取り調査
年1回（金沢•能登隔年）路上採取を合同で行らもの。
d帳簿調査
特約業者に対し，申告内容が正しいかどうかの調査を適宜実施している。
免税軽油使用者を対象とした調査を実施することもある。
（6）不正軽油問題について
ここ数年，事例はない。
（7）報償金
特別徴収義務者に対しては，「特別徴収義務者等に対する報償金交付要綱」第 2 条及び第 3 条 に基づき，納期限（徴収猶予期間を含む）までに申告納税された税額の $2.5 \%$ の報償金が，毎年3月と9月の年2回交付される。

| 区 分 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 交付額 | $267,956,000$ | $272,939,000$ | $264,567,000$ | $260,755,000$ | $260,825,000$ |

（8）税収の状況
（1）軽油引取税の推移
（単位：円）

| 調定年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 収入額 | $10,950,271,145$ | $10,927,833,647$ | $10,587,236,880$ | $10,612,004,624$ | $10,514,110,207$ |
| 徴収率 | $98.0 \%$ | $98.0 \%$ | $97.9 \%$ | $97.8 \%$ | $97.8 \%$ |

徴収率が毎年 $100 \%$ となっていないのは，軽油引取税の徴収猶予制度を適用している特別徴収義務者があり，納入が年度をまたぐ場合が発生しているからである。
（2）軽油引取税の県総合（県税）事務所別調定額の推移
（単位：円）

| 事務所 | 22年度 | 23年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 小松県税事務所 | 0 | 51,775 | 0 | 0 | 49,089 |
| 金沢県税事務所 | $11,179,012,093$ | $11,156,130,724$ | $10,811,243,416$ | $10,851,812,094$ | $10,752,252,162$ |
| 中能登総合事務所 | 42,626 | 40,635 | 200,289 | 216,135 | 2,760 |
| 奥能登総合事務所 | 0 | 183,387 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | $11,179,054,719$ | $11,156,406,521$ | $10,811,443,705$ | $10,852,028,229$ | $10,752,304,011$ |

## （9）監査の手続き

軽油引取税の課税と徴収事務について，金沢県税事務所の担当者に質問•確認を行い，その内容を簿冊等と突合し，具体的ケースについては，試査により監査を行った。
（10）監査の結果
a 課税徴収事務の一般的な事務手続の確認
特に意見はない。
b 不納欠損の発生状況及び個別の処理状況が妥当か。
直近5年間において不納欠損は発生していない。
それより以前の事例において会社が事業停止した事例があったが，代表者個人及び関連会社 に対し納税保証をとって追及したことがあったとのこと。その際は関連会社の不動産の売却代金 などより回収が図られていた。
c 特別徴収義務者に対する調査が不十分でないか。 おおむね妥当な調査が行われている。
d 不正軽油による脱税防止のための抜取り調查の手法が妥当か。
抜取り調査については，頻度や実施時間の延長等によりサンプル採取を増加することが望まし
いと言えるが，職員の配置状況等より現在の運用が不当とは言えない。
e 免税軽油使用者への実地調查がなされているか。
実施はなされていた。
f 免税証の保管管理方法が妥当か。
特に問題点は認められなかった。
g 不正軽油問題の発生状況
不正軽油問題は発生していない。
h 報償金制度の運用方法が妥当か。
特に問題点は認められなかった。

免税措置の対象となる業種については，そもそも軽油引取税が道路特定財源であったことから，道路の利用と関連性のない業種に対して免税措置が図られてきたといら経緯がある。

しかし，現在は道路特定財源ではなくなっていることから，免税措置を残していることについて理論的根拠が失われたのではないかと考えられる。

この点は立法論に関わることであるが，免税措置をとることの合理性について国レベルでの議論 が必要と考えられる。
（意見）
地方税法は軽油引取税の徴収猶予制度を認めている。
軽油引取税の徴収猶予制度がどのように具体的に運用されているか，納付（納入）受託集計表を閲覧し，担当者等からヒアリングを実施した。

納付（納入）受託集計表とは，軽油引取税の徴収猶予制度を適用しようとする特別徴収義務者等 が差入れ提供した約束手形等の収納管理簿である。

当該軽油引取税に関しては，納期限から2カ月以内を支払日とする約束手形を担保として受け入 れる形で運用がなされていた。
約束手形の支払期限に，上記の差入れ提供された約束手形が現金化されるため，納付委託を活用した徴収猶予制度の運用自体には，特に問題はないと思われる。

また，適用しようとする特別徴収義務者からの徴収猶予申請書は，全て提出されており，上記法適用の形式的要件は満たしていた。
県税条例においても，「申請書に，徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して，こ れを知事に提出する。」とあり，具体的には売掛明細書を提出させており，徴収猶予に際しては実質的な審査と判断を要求しているものと解釈される。

ただし，猶予しなければならない資金繰り上の差し迫った特段の事情がない限り，できるかぎり徴収猶予は認めるべきではないと思料するところ，「売掛金明細書」は，特別徴収義務者が作成する もので，その記載内容を確認するために，適宜現地調査を行い，帳簿や納品書等の確認を行う必要がある。
vii 自動車取得税
（1）自動車取得税とは
自動車取得税は，自動車を取得し新規登録するときにかかる都道府県税である。すなわち，都道府県が取得俩額 50 万円（平成 27 年 4 月 1 日現在）を超える自動車の取得に対し，その取得者に課 す税金である（地方税法第113条から第143条，本法附則第12条の2の2）。
自動車税の税額は原則として，取得価額を課税標準として税率（本則 $3 \%$ ）を掛けて計算するが，平成 2 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までに取得された取得価格が 50 万円以下の自動車に対 しては，課税できない改正が行われている（地方税法第 120 条，地方税法附則第 12 条の 2 の 4 ）。
なお，自動車取得税は平成 21 年 4 月に，目的税から普通税に改正され，使途制限も廃止されて いる。
更に，同税は消費税が $10 \%$ 時に廃止が予定されている。
（2）課税要件について
（1）納税義務者
県内に主たる定置場のある自動車を取得した人（割陚購入の場合は買主）。

## （2）課税標準

税率は，次のとおり。
自家用自動車（軽自動車以外）の場合は，取得価額の $3 \%$
営業用自動車（軽自動車以外）の場合は，取得侕額の $2 \%$
軽自動車の場合は，取得価額の $2 \%$
この場合の取得価額とは，実際に自動車を購入する際に支払った金額ではなく，車種・グレード・仕樣ごとに定められた基準額（財団法人地方財務劦会が発行している「自動車取得税の課税標準基準額及び税額一覧表」に記載されている金額）に，新車時からの経過年数に応じた残価率を乗じ た金額である。前述の一覧表にない正規輸入車は，「Red Book」（有限会社オートガイド発行）を参照し，並行輸入車は相手国の販売価額を適用している。
実際の自動車取得税の算出は，次のような方法でなされている。
取得価額 $\times$ 補正率 $(0.9) \times$ 税率
（3）エコカー減税
自動車取得税は，自動車税と同様に政策的な側面を併せ持ち，平成 27 年 4 月 1 日から平成 29年3月31日に取得した自動車には，その燃費基準に応じ一定の税率が軽減される。
（4）非課税について
次のような場合は非課税となる。
（1）国や地方公共団体等による取得
（2）相続による取得
（3）自動車の性能が悪い，注文した塗色と違う等の理由で取得の日から1か月以内に購入先に

返品したとき
（4）法人の合併や分割による取得
（5）割賦完済等により，所有権が売主から買主に移転したとき
（5）減免について
身体障害者等の方が取得する自動車に関しては，一定の要件のもとに自動車取得税は減免され る。申告（登録）の際に申請することになっている。

自動車取得税減免額の推移
（単位：人，円）

| 区分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 減免人員 | 853 | 810 | 779 | 714 | 431 |
| 減免税額 | $38,137,000$ | $34,997,800$ | $42,584,700$ | $42,233,700$ | $16,156,300$ |

（6）申告及び納税について
（1）申告事務
登録する日に申告と納税を行う。
（2）課税事務の流れ
申告書の審査•受付と収納は，一般社団法人石川県自動車会議所に委託している（平成 26 年度委託料 8，009 千円，別途証紙売さばき手数料 18，991 千円）。
減免の申告は，自動車会議所内にある税務課分室において受け付けている。
収納は，証紙代金収納計器を用いて行っている。委託先は証紙相当額を前払いで購入し，納税者からの代金を受領し証紙代金収納計器を通じて収納を行うことになる。なお，普通自動車は金沢市入江にある自動車会館内において，軽自動車は金沢市新保本町にある軽自動車検査協会石川事務所において申告の受付と収納を行っている。

自動車取得税の推移は，下記のとおりである。
（単位：円）

| 区分 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 調定額 | $1,864,461,900$ | $1,768,634,200$ | $2,239,489,600$ | $2,038,982,800$ | $888,539,200$ |

平成 26 年度に自動車取得税が大幅に減少しているが，理由は税率の引き下げ等である。
（7）監査の手続き
自動車取得税の課税と徴収事務について，担当者に質問•確認を行い，その内容を簿冊等と突合し，具体的ケースについては，試査により監査を行った。また，申告書受付及び収納事務につい ては，実査を行った。
（8）監査の結果
自動車取得税の課税標準額には，標準装備外付加物についても含まれるものであるが，ディー ラーからの申告に基づくものであるため，取得時における申告内容の確認が求められる。

一方で，後日の調査を実施した場合，取得時と調査時にタイムラグが生じることによる申告内容と調査内容が異なることも予想され，これを防ぐためには，取得後，速やかな調査を行う必要があるが，毎月の取得台数を考慮すると現実的ではない。

したがって，ディーラーに対する指導を一層強化し，申告内容の適正化を確保することが重要で ある。
viii 自動車税
（1）自動車税とは
自動車税は，自動車取得時及び4月1日現在の自動車の所有者に対して課税される都道府県税 である。すなわち道路運送車両法第4条の規定により登録された自動車に対し，その自動車の主た る定置場の所在する都道府県において，その所有者に課される税金である。

自動車に係る税金には，自動車税•軽自動車税•自動車取得税•自動車重量税等があるが，これ ら自動車に係る税金の種類と課税団体を，以下参考のため表として示す。

| 税金の種類 | 課税団体 | 課税時期•賦課期日 |
| :--- | :--- | :--- |
| 自動車取得税 | 都道府県 | 自動車を取得し新規登録する時 |
| 自動車重量税 | 国 | 自動車を取得し新規登録する時及び車検時 |
| 自動車税 | 都道府県 | 自動車取得時及び4月1日（4月1日現在の自動車の所有者に対 <br> して課税） |
| 軽自動車税 | 市町村 | 4月1日（4月1日現在の自動車の所有者に対して課税） |

（地方税 Q\＆A 443 頁）
（2）課税要件について
（1）納税義務者
県内に主たる定置上のある自動車を所有している人。自動車が，信販会社等のローンにより売買 される場合には，債権担保の目的から所有権が売主に留保されることとなるが，この場合には買主 が所有者とみなされて自動車税を納付することとなる。
（2）課税標準
乗用車の場合は，総排気量に応じて税額が定められており，トラックやバスは別途規定されてい る。

自動車税額（乗用車）
（単位：円）

| 排気量 | 自家用 | 事業用 |
| :---: | :---: | :---: |
| 1.0 リッター以下 | 29，500 | 7，500 |
| 1.0 超へ1．5リッター以下 | 34，500 | 8，500 |
| 1.5 超～2．0リッター以下 | 39，500 | 9，500 |
| 2.0 超～2．5リッター以下 | 45，000 | 13，800 |
| 2.5 超～3．0リッター以下 | 51，000 | 15，700 |
| 3.0 超～3．5リッター以下 | 58，000 | 17，900 |
| 3.5 超～4．0リッター以下 | 66，500 | 20，500 |
| 4.0 超へ4．5リッター以下 | 76，500 | 23，600 |
| 4.5 超へ6．0リッター以下 | 88，000 | 27，200 |
| 6.0 リッター超 | 111，000 | 40，700 |

（3）自動車税のグリーン化特例
自動車税は政策的な側面を併せ持ち，エコの観点から，平成26年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録された次の自動車は，登録の翌年度の1年間に限り自動車税が軽減され る。

| 対象となる自動車 |  |  | 特例措置の内容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 電気自動車 |  |  | 標準税率より <br> おおむね <br> 75\％軽減 |
| 燃料電池自動車 |  |  |  |
| プラグインハイブリッド自動車 |  |  |  |
| 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車（ $\ldots 1$ ） |  |  |  |
| クリーンディーゼル乗用車（平成 21 年排出ガス規制適合ディーゼル車） |  |  |  |
| 右の排出ガス性能と燃費性能の両方を満たすガり リン車 | 排出ガス性能 | 燃費性能 |  |
|  | 平成 17 年排出 <br> ガス基準 <br> $75 \%$ 低減達成 | 平成 27 年度燃費基準 $+20 \%$ 達成 （平成 32 年度燃費基準達成） |  |
|  |  | 平成 27 年度燃費基準 $+20 \%$ 達成 <br> （平成 32 年度燃費基準未達成） | 標準税率より <br> おおむね |
|  |  | 平成 27 年度燃費基準 $+10 \%$ 達成 | 50\％軽減 |

※1 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車とは，平成 21 年排出ガス基準 $10 \%$ 低減（車両総重量が 3.5 トン超 12 トン以下のものについては平成 22 年排出ガス基準 $10 \%$ 低減）を達成し たものをいう。
これらに対し，新車新規登録の日から，11年を経過しているディーゼル車や 13 年を経過している ガソリン車•LPG 車は，おおむね $15 \%$ の重課となる。
（4）申告及び納税について
（1）申告事務
新規取得のときや減免を受けるとき以外は申告の必要なし。
申告は，石川県自動車会館内等にある税務課分室において自動車取得税と併せて受け付ける が，収納等の一部事業を一般社団法人石川県自動車会議所に自動車取得税と同様に委託してい る。
（2）課税事務の流れ
新規取得以外の通年課税は，4月1日現在の所有者に対して当初申告の内容により税務課が課税している。5月上旬に納税通知書を発送し，同月末が納付期限である。

コンビニエンスストアにおける自動車税の収納事務については，プロポーザルにより選定された業者に適正な報酬体系で外部委託している。

県総合（県税）事務所別の推移は，次のとおりである。
金沢県税事務所
（単位：円）

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | ---: | ---: | ---: |
| 調定額 | $11,867,557,268$ | $11,695,601,187$ | $11,632,592,391$ | $11,557,202,218$ | $11,452,032,485$ |
| 収入額 | $11,533,065,893$ | $11,403,382,407$ | $11,376,813,323$ | $11,337,960,462$ | $11,250,855,030$ |
| 徴収率 | $97.2 \%$ | $97.5 \%$ | $97.8 \%$ | $98.1 \%$ | $98.2 \%$ |

小松県税事務所
（単位：円）

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 調定額 | $3,749,972,586$ | $3,721,819,792$ | $3,675,977,456$ | $3,624,153,292$ | $3,562,053,057$ |
| 収入額 | $3,581,224,680$ | $3,562,921,204$ | $3,541,061,704$ | $3,514,118,543$ | $3,464,840,302$ |
| 徴収率 | $95.5 \%$ | $95.7 \%$ | $96.3 \%$ | $97.0 \%$ | $97.3 \%$ |

中能登総合事務所

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 調定額 | $2,008,443,206$ | $2,066,877,695$ | $2,032,865,758$ | $2,010,092,661$ | $1,967,997,162$ |
| 収入額 | $1,961,145,170$ | $2,029,030,702$ | $1,996,494,750$ | $1,973,114,733$ | $1,939,832,894$ |
| 徴収率 | $97.6 \%$ | $98.2 \%$ | $98.2 \%$ | $98.2 \%$ | $98.6 \%$ |

奥能登総合事務所

| 区 分 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 単位：円） |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 調定額 | $970,624,510$ | $950,263,596$ | $925,178,676$ | $904,605,074$ | $880,459,210$ |
| 収入額 | $958,927,382$ | $941,182,313$ | $916,596,848$ | $897,146,478$ | $873,381,667$ |
| 徴収率 | $98.8 \%$ | $99.0 \%$ | $99.1 \%$ | $99.2 \%$ | $99.2 \%$ |

自動車税の不納欠損額の県総合（県税）事務所別の推移は，次のとおりである。

| 金沢県税事務所 |  |  |  |  | （単位：円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 1 時効完成 | 17，203，444 | 13，051，318 | 14，926，717 | 12，018，139 | 10，417，665 |
| らち執行停止あり | 4，816，221 | 3，149，633 | 4，314，604 | 4，289，343 | 5，810，543 |
| 2 執停後3年 | 3，322，271 | 2，812，823 | 7，606，588 | 3，614，514 | 2，439，483 |
| 3 即時消滅 | 3，551，299 | 6，591，133 | 2，014，900 | 3，851，310 | 1，655，035 |


| 小松県税事務所 |  |  |  |  | （単位：円） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| 1 時効完成 | 9，503，115 | 8，289，825 | 8，592，336 | 6，751，467 | 5，569，738 |
| うち執行停止あり | 6，311，703 | 5，517，922 | 6，031，841 | 4，170，703 | 3，005，127 |
| 2 執停後3年 | 2，650，106 | 6，290，524 | 6，539，638 | 3，286，630 | 3，999，158 |
| 3 即時消滅 | 831，272 | 1，071，731 | 1，090，785 | 264，554 | 297，200 |

中能登総合事務所

| 区 分 | 22年度 | 位：円） |  |  |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 1 時効完成 | $3,179,822$ | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| 弓ち執行停止あり | 715,560 | $1,055,411$ | $1,906,044$ | $1,318,392$ | $1,329,518$ |
| 2 執停後3年 | 461,067 | 458,344 | $1,188,696$ | 848,648 | 640,205 |
| 3 即時消滅 | 590,088 | 390,080 | 157,756 | 884,109 | $1,225,113$ |


| 奥能登総合事務所 |
| :--- |
| 区 分 |
| 1 時効完成 |

（5）減免について
身体障害者手帳等（身体障害者手帳•戦傷病者手帳•療育手帳•精神障害者保健福祉手帳）を所有する者が日常生活に不可欠の生活手段として使用する自動車について，特定の要件を満たす場合，自動車税の全額が減免となる。

また，自動車販売業者の商品や社会福祉法人の介護車輌についても減免がある。
自動車税減免額の推移
（単位：人，円）

| 区分 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 減免人員 | 16,719 | 16,964 | 17,330 | 17,140 | 17,237 |
| 減免税額 | $558,349,400$ | $561,497,100$ | $568,889,000$ | $570,980,300$ | $575,949,900$ |

（6）監査の手続き
自動車税の課税と徴収事務について，担当者に質問•確認を行い，その内容を簿冊等と突合し，具体的ケースについては，試査により監査を行った。また，申告書受付及び収納事務については，実査を行った。
（7）監査の結果
県内居住者が所有する県外ナンバー車輌については，陸運局を含めた全国規模での協議を行 わなければ解決しない問題であると思われるが，納税者に対し管轄変更を広報するなど，何らかの対策が求められる。
（意見）
自動車税の減免について，身体障害者等については，市町や県の福祉事務所に問い合わせを行い，確認しているが，自動車販売業者や社会福祉法人については，実態調査を行っていない。自動車販売業者が，減免を受けた商品車を自己使用するなど自動車税の減免対象外となるケース がないよう，抜き打ち的な実態調査が必要ではないか。
（意見）
自動車税の徴収について，金沢県税事務所においては，納税者調書を試査すると，おおむねね調査をしつかり行っているものの，一部に執行停止•不納欠損までの過程に改善を期待したいものも あった。

例えば，預金調査を含めた財産調査を行い執行停止に繋げているが，調査時に残高数百円で あったが時効間際に取引履歴では動きが見られたものについて，入金理由によっては滞納処分で きた可能性もあつた。

税の分野においても，3E的視点（経済的•有効的•効率的）を考慮し，また，常に公平性を忘れな いことが重要である。
ix 県たばこ税
（1）県たばこ税とは
卸売販売業者等が製造たばこ税の売渡しを行う小売販売事業者の営業所所在の都道府県に対 し申告して納める税である。
（2）課税要件について
（1）納税義務者
小売販売業者等に対する売渡しまたは消費等を行ら製造たばこの製造者，特定販売業者又は製造販売業者
（2）課税標準
売渡しまたは消費等に係る製造たばこの本数
（3）税率（円／1，000 本）（平成 26 年度）

| 区 分 | 製造たばこ | 製造たばこ（旧3級品） |
| :---: | :---: | :---: |
| 県たばこ税 | 860 円 | 411 円 |
| 市町たばこ税 | 5，262 円 | 2，495 円 |
| 地方計 | 6，122 円 | 2，906 円 |
| 国たばこ税 | 5，302 円 | 2，517円 |
| 国たばこ特別税 | 820 円 | 389 円 |
| 国計 | 6，122 円 | 2，906 円 |
| たばこ税 計 | 12，244 円 | 5，812 円 |

（4）申告納税期限
毎月（初日から末日）の売渡し等に係る税額を翌月末までに申告納税する。
（3）地方たばこ税の課税概要
－国たばこ税は，製造場から移出され，または保税地域から引き取られた製造たばこに課税され る。
－地方たばこ税は，製造者（日本たばこ産業株式会社）等から小売販売業者等に売渡し等され た製造たばこに課税される。

※上記の場合以外に，小売販売業者を介さず，直接消費者等に売渡される場合がある。
（4）県たばこ税の課税業務の流れ
$\qquad$県事務担当者


年1回
一部


毎月
税務総合情報
システム
（5）県たばこ税の推移
（単位：円）

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 調定額 | $2,339,792,106$ | $2,696,421,058$ | $2,654,953,101$ | $1,573,193,755$ | $1,418,186,185$ |
| 収入済額 | $2,339,651,448$ | $2,696,297,616$ | $2,654,945,150$ | $1,573,193,755$ | $1,418,186,185$ |
| 収入率 | $100 \%$ | $100 \%$ | $100 \%$ | $100 \%$ | $100 \%$ |

収入率 $100 \%$ の状態が続いており，滞納に関する徴収事務については問題がない。
（注）平成 25 年度の県たばこ税が前年に比べ急に減少した理由は，
ア 県たばこ税と市町たばこ税との間で以下のとおり税率調整があり，県から市町へ税源移譲が行われたこと，

イ 売渡本数が前年度の 1，796，944 千本が $1,755,806$ 千本と減少したことなどによる。
資料照合により，上記税額減少の理由説明には，合理性があると判断した。

税率改正（実施時期 平成 25 年 4 月 1 日）
＜旧3級品以外の製造たばこ＞

> 県たばこ税

市町たばこ税
計
$\qquad$改正後
1，504 円／千本
4，618 円／千本
860 円／千本
－ 644 円／千本
5，262 円／千本＋644 円／千本
6，122 円／千本
＜旧3級品の製造たばこ＞

改正前
716 円／千本
2，190 円／千本 2，906 円／千本

改正後
$\begin{aligned} 411 \text { 円 } / \text { 千本 } & \mathbf{\Delta} 305 \text { 円 } / \text { 千本 } \\ 2,495 \text { 円 } / \text { 千本 } & +305 \text { 円 } / \text { 千本 }\end{aligned}$
（6）監査の手続き
県たばこ税の課税について，担当者に質問•確認を行い，その内容を簿冊等と突合し，具体的 ケースについては，試查により監査を行った。申告書受付事務については，実査を行った。

## （7）監査の結果

卸売販売業者等は，本店所在都道府県へ，在庫本数，卸売販売業者等との取引本数，（1）小売販売業者への売渡本数等（都道府県ごと）を報告し，また，一方で卸売販売業者等は，（2）小売販売業者への売渡本数等を小売販売業者所在の都道府県へ申告している。
県では申告書等の突合チェック等については，地方公共団体情報システム機構と委託契約を結 び，全国レベルの電子データを一元管理する「たばニ流通情報管理システム」により，上記県たばこ税申告書と報告の整合性確認委託を行っている。

「たばこ流通情報管理システム」では，本店所在都道府県に提出される（1）と，消費地都道府県に提出される（2）との突合を行い，差引き本数が0でない場合は，いずれかが間違っているので，事業者及び関係都道府県間で確認すべきことを「全国都道府県別•事業者別申告•報告本数突合一覧表」として県に報告している。

上記「たばこ流通情報管理システム」を利用する確認業務は，あくまでも卸売販売業者等からの申告と報告の数値の整合性を確認する業務に止まり，売渡し本数等事実の信憑性を確認する業務 とはなっていない。たばこ税が各県にまたがる広域的となっている課税システムを考慮すれば，県単独で事実確認を行うには限界を伴うことも理解できるが，今後は，業者からの申告書の信憑性（過少申告等の有無）をどのように確認していくかの検討が一方では必要だろうと考える。地方税法第 74条の7では，たばこ税について，徴税吏員に対し調査に係る質問検査権を納税義務者，小売販売業者等に行らことを認めているのである。
x 鉱区税
（1）鉱区税とは
鉱区税とは，地方税法に基づき，鉱区に対し，面積を課税標準として，鉱区所在の都道府県にお いて，その鉱業権者に課される税金である。地下の埋蔵鉱物を採掘する権利である鉱業権は，排他性をもつ物権とみなされ（鉱業法第 12 条），その設定には経済産業大臣に出願して，その許可を受 けなければならない（鉱業法第 21 条）ことから，その特権を与えられることに対する対価であると考え られている。権利に対して課税されているので，採掘していない場合も課税される。

県内の課税件数は，7件。
（2）課税要件
（1）納税義務者
県内に鉱区をもつている鉱業権者。
（2）課税標準と税率
鉱区の面積に応じて，次のように定められている。

| 鉱区の種類 |  | 納める額 |
| :--- | :---: | :---: |
| 砂鉱を目的としない鉱区 | 試掘鉱区 | 面積 100 アールごとに年 200 円 |
|  | 採掘鉱区 | 面積 100 アールごとに年 400 円 |
| 砂鉱を目的とする鉱区 | - | 面積 100 アールごとに年 200 円 <br> （河床の延長 1,000 メートルごとに年 600 円） |
| 石油や可燃性天然がスを目 <br> 的とする鉱区 | 試掘鉱区 | 面積 100 アールごとに年 200 円 $\times 2 / 3$ |
|  | 採掘鉱区 | 面積 100 アールごとに年 400 円 $\times 2 / 3$ |

（注）年の中途で鉱業権の設定，消滅があった場合には，月割計算による。
（3）申告と納税について
（1）申告
鉱業権の取得消滅は7日以内に金沢県税事務所へ申告が必要（石川県税条例第149条）。
（2）課税事務の流れ
石川県の鉱業権の認可は中部経済産業局が行っている。
通常は，鉱業権を管理する中部経済産業局において，年1回4月中に鉱業原簿の閲覧を行い，金沢県税事務所が 4 月 1 日時点の鉱業権所有者に対し，5月上旬に5月末納期限の納税通知書を送付している。

鉱区税の調定額推移は，下記のとおりである。
（単位： H ）

| 区分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 調定額 | 937,000 | 882,400 | 588,600 | 428,000 | 426,400 |

（4）監査の手続き
鉱区税の課税と徴収事務について，担当者に質問•確認を行い，その内容を簿冊等と突合し，具体的ケースについては，試査により監査を行った。
（5）監査の結果
（意見）
鉱区税は，鉱業原簿への登録内容により課税する賦課課税方式の税目であり，申告納税の税目 ではないが，石川県税条例第 149 条によれば，7日以内の申告が必要となっている。

設定，廃止は事前にわからず，事後に調査若しくは中部経済産業局からの通知により分かること から課税への支障はないが，申告義務があることを認識させていくことが必要であり，届出について周知を図ってはどうか。

## xi 狩猟税

（1）狩朕税とは
狩晟税とは，狩朕者の登録を受ける人に対して課税され，鳥獣を保護•管理するために使われる目的税である。
（2）課税要件について
（1）納税義務者
狩猟者の登録を受ける者
（2）課税事務の流れ
狩絾者の登録を受けようとする者が，農林総合事務所において狩朕者登録を受ける際に，県の証紙を狩朕税申告書に貼って提出する。
登録する際の免許の種別及び市町長証明書欄の証明内容区分を選択し，金額を申告する。
（3）課税標準（納税額についての計算）
以下の区分に応じてそれぞれ定められた金額

| 区 |  | 分 | 税額 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 第一種猟銃免許 | 県民税の所得割額を納める人 |  | 16，500円 |
|  | 県民税の所得割額を納 めなくてもよい人 | 所得割額を納める人の控除対象配偶者または扶養親族で，かつ，農林水産業等に従事していない人 |  |
|  |  | 上記以外の人 | 11，000円 |
| 網・わな猟の狩猟免許 | 県民税の所得割額を納める人 |  | 8，200 円 |
|  | 県民税の所得割額を納 めなくてもよい人 | 農林水産業等に従事していない控除対象配偶者または扶養親族 |  |
|  |  | 上記以外の人 | 5，500 円 |
| 第二種狩悦免許 |  |  | 5，500 円 |

（3）申告及び納税について
県証紙を貼付して申告する。
（4）免税又は減免措置とその手続きについて
「対象鳥獣捕獲員」及び「認定鳥獣捕獲等事業者の従事者」は，市町長の発行する証明書を申告書に添付することで，狩朕税が非課税となる。また，「申請日前1年以内に，鳥獣保護管理法第9条第1項の許可を受けて捕獲等を行った者」は，許可証の写し又は市町長等の発行する証明書を申告書に添付することで，税額が2分の 1 に軽減される。
（5）調查について
課税事務の流れを考慮しても申告漏れが発生する可能性がないため，申告書と添付書類の照合

を担当者が行っているのみであり，納税者に直接問い合わせるといった税務調査は行われていな い。

## （6）税収の状況

狩猟税の推移
（単位：円）

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 収入額 | $12,650,800$ | $12,339,900$ | $11,846,900$ | $11,337,200$ | $12,721,000$ |
| 徴収率 | $100 \%$ | $100 \%$ | $100 \%$ | $100 \%$ | $100 \%$ |

県内の狩猟税は，すべて金沢県税事務所が管轄している。
狩猟税は，申告と同時に徴収されることから，制度上，必ず徴収率は $100 \%$ となり，収入未済は発生しない。
（7）目的税としての支出額
狩猟税は目的税であり，目的税とは税収による使途があらかじめ定まっている税である。狩猟税 における使途は，以下のとおり通知が行われている。

狩猟税は，地方税法第 700 条の 51 の規定に基づき，鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充てるため課することとされていることから，この趣旨に則り，従前 どおり，次の事業について積極的な取り組みを行うことが望ましい。
（1）鳥獣の保護に関する事項
（1）鳥獣保護区等における標識等の整備
（2）鳥獣保護センターの整備•拡充
（3）鳥獣保護区の管理充実
（2）狩猟に関する事項
（1）放鳥事業の充実
（2）猟区の設置等
（3）取締り，指導の強化•充実
（4）狩猟者講習会の充実
（5）安全対策の強化
（3）普及啓発事業の強化等に関する事項
（4）その他
各都道府県の判断により鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事項
（出典：平成 16 年 4 月 16 日 環自野発第 040416003 環境省自然環境局長通知）

県における支出額の内容は，次のとおりである。
狩猟税に係る鳥獣施策（決算額ベース）
（単位：千円）

| 積極的な取組みを行うことが望ましい事業 （H16．4．16環境省自然環境局長通知） |  | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 項 目 | 事 業 名 |  |  |  |  |  |
| 鳥獣保護区等における標識等の整備 | 制札の設置 | 703 | 622 | 710 | 661 | 692 |
| 鳥獣保護センターの整備•拡充 | 傷病鳥獣救護 | 635 | 635 | 635 | 635 | 635 |
| 鳥獣保護区の管理の充実 | 鳥獣保護員の設置 | 4，437 | 4，431 | 4，695 | 4，686 | 4，698 |
| 放鳥事業の充実 | キジ放鳥事業 | 2，130 | 2，130 | 2，130 | 1，957 | 2，002 |
| 猟区の設置等 |  |  |  |  |  |  |
| 取締り，指導の強化•充実 |  |  |  |  |  |  |
| 狩猟者講習会の充実 |  | 459 | 743 | 1，228 | 741 | 841 |
|  | 狩猟免許更新講習会の委託 | 165 | 165 | 670 | 165 | 236 |
|  | ハンターマップ等の作成 | 294 | 578 | 558 | 576 | 605 |
| 安全対策の強化 | 鳥獣被害対策 | 207 | 207 | 207 |  |  |
| 普及啓発事業の強化等に関する事項 |  | 809 | 808 | 808 | 808 | 808 |
|  | 愛鳥週間事業 | 419 | 418 | 418 | 418 | 418 |
|  | 愛鳥モデル校事業 | 200 | 200 | 200 | 200 | 200 |
|  | 猟友会活動費補助 | 190 | 190 | 190 | 190 | 190 |
| その他，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する事項 |  | 6，672 | 10，496 | 10，841 | 9，937 | 15，239 |
|  | 野鳥観察舎管理委託 | 435 | 416 | 397 | 393 | 393 |
|  | ガンカモ調査 | 310 | 295 | 295 | 295 | 295 |
|  | 鳥獣保護計画調査 | 119 | 123 | 112 | 99 | 93 |
|  | 人と野生鳥獣との共生推進事業 | 4，495 | 3，623 | 3，197 | 2，578 | 2，647 |
|  | 大型獣対策事業 |  | 4，758 | 5，528 | 4，855 | 9，361 |
|  | 狩猟者育成事業 |  | 700 | 700 | 1，000 | 1，000 |
|  | その他事務費 | 1，313 | 581 | 612 | 717 | 1，450 |
| 合 計 |  | 16，052 | 20，072 | 21，254 | 19，425 | 24，915 |
|  | 特別財源（手数料） | 2，308 | 2，199 | 2，308 | 2，334 | 3，236 |
|  | 一般財源 | 13，744 | 17，873 | 18，946 | 15，248 | 13，659 |
|  | 国庫補助金 | 0 | 0 | 0 | 1，843 | 8，020 |

（出典：自然環境課作成資料）
（8）監査の手続き
ア 関係法令，条文，規則等の根拠規定を確認し，制度の趣旨を確認した。
イ 関連部署へのヒアリング及び申告書の閲覧を行い，事務手続の流れを確認した。
ウ 目的税としての支出額は法の定めた目的に従って妥当なものであり，かつ適正に算出され支出されているかを確認した。
（9）監査の結果
近年は，県の鳥獣施策も，農林水産業等への被害拡大を受け，有害鳥獣の管理目的の支出額 （大型獣対策事業•狩猟者育成事業）が増加している。

目的税としての使途は環境省通知により環境保護（鳥獣保護及び狩猟）とされており，県では目的税を鳥獣保護及び狩猟に関する事業に充てている（なお，大型獣対策事業のらち，有害鳥獣管理の目的のための事業については，国庫補助金（10／10）を活用している。）。
狩猟者に対する狩猟税減免措置等が，鳥獣の被害管理にどのようにつながるのか（効果の確認） を含めた幅広い議論も必要と思われる。

## xii 核燃料税

（1）核燃料税とは
核燃料税とは，原子力発電所の立地に伴い，避難用道路の整備などの安全•防災対策が必要 となることから，総務大臣の同意を得て石川県が独自に課税している法定外普通税である。

具体的には志賀原子力発電所を設置する北陸電力株式会社が納税者となる。
石川県では平成 4 年 10 月に創設されたものであり，現在の条例は平成 24 年 10 月から平成 29年 10 月までの 5 年間の課税を行うこととなっている。
（根拠法令 地方税法，石川県核燃料税条例•同施行規則）
（2）納税義務者
発電用原子炉の設置者
（3）課税要件•課税事務の流れ
核燃料税は2種類の課税方式がある。
価額割：原子炉の稼働に着目した課税方式

| 課税客体 | 発電用原子炉への核燃料の挿入 <br> 課税標準 |
| :---: | :--- |
| 税率 | $8.5 \%$ |
| 電用原子炉に挿入された核燃料の価額 |  |
| 納期限 | 当該核燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日 <br> までに申告書を提出し，税額を納付する。 <br> なお，現在は稼働していないため，定期検査が終了した日から起算して2月 <br> を経過する日の属する月の末日となっている。 |

出力割：原子炉の稼働能力に着目した課税方式

| 課税客体 | 発電用原子炉の発電事業 |
| :---: | :---: |
| 課税標準 | 原子炉等規制法により許可を受けた熱出力 |
| 税率 | 139，600 円／千kW／年 <br> （条例上，34，900 円／千 $\mathrm{kW} /$ 課税期間（四半期）） |
| 納期限 | 各課税期間（ $4 / 1 \sim 6 / 30, ~ 7 / 1 \sim 9 / 30, ~ 10 / 1 \sim 12 / 31$ ，翌 $1 / 1 \sim 3 / 31$ ）の末日 の翌日から起算して2月以内に申告書を提出し，税額を納付する。 |

（4）用途
原子力発電所の立地に伴方安全•防災対策等として実施される事業
（区分）
原子力安全対策 原子力防災対策等
生活環境安全対策 放射線監視対策，志賀原子力発電所環境保全対策等
民生安定対策 道路建設，河川改良，港湾改良，砂防地すべり対策，漁港建設等
生業安定対策 水産総合センター志賀事業所管理運営等
（5）税収の状況
（単位：円）

| 区 分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 |
| :---: | :---: | ---: | :---: | :---: | :---: |
| 収入額 | $1,001,591,000$ | - | $192,613,100$ | $770,452,400$ | $770,452,400$ |
| 徴収率 | $100 \%$ | - | $100 \%$ | $100 \%$ | $100 \%$ |

※平成 22 年度までは価額割による収入額が $100 \%$ ，平成 24 年度以降は出力割による収入額が $100 \%$ である。
（6）監査の手続き
税務課担当職員に対する聴取，簿冊類の閲覧を行った。
重点的に調査した事項は，以下のとおりである。
ア 価額割の課税標準における挿入された核燃料の価額の把握方法
イ 出力割の課税標準における熱出力の把握方法
ウ 出力割の課税方法導入の経緯，納税義務者の意見等
工 原子力発電所の立地に伴ら安全•防災対策等として実施される事業の支出と核燃料税の税収との関係
（7）監査の結果
a 価額割の課税標準における挿入された核燃料の価額の把握方法
納税義務者からの申告書に，挿入された核燃料の価額の算出式が記載されている。核燃料自体 は購入の時期によって価額が変動するものであり，価額の算出においては挿入された核燃料がど の単価で購入されたものか特定が必要であるが，適正な管理がなされていた。
b 出力割の課税標準における熱出力の把握方法
志賀原子力発電所の場合，1号機は昭和 63 年 8 月 22 日付通商産業大臣許可による熱出力， 2号機は平成11年4月14日付の許可による熱出力によって税額を算出することとなる。いずれも申請書添付書類によって容易に把握できるものである。
c 出力割の課税方法導入の経緯，納税義務者の意見等
平成 23 年の福島第一原子力発電所事故の影響により志賀原子力発電所も停止することとなり， このため従前の価額割による課税では税収が見込めないこととなった。原発の立地が多い福井県 や青森県が，平成 23 年に先行して出力割による課税方式を導入していたため，石川県でも平成 24年に導入を検討することになつた。

平成 24 年 4 月，県より特定納税義務者である北陸電力株式会社に対し導入について申し入れを行ったところ，北陸電力株式会社からは，「財政需要の必要性，特に原発立地による具体的な防災•安全対策事業の内容及び必要性，固定資産税との実質的な二重課税になるのではないか」と の問題意識が意見として表明されていた。

これに対し県からは，避難用道路や，河川，砂防事業等具体的な事業における財政需要を明示 すると共に，先行する福井県，青森県で既に地方税法上の根拠が得られていること等の回答を行っ た。

これらのやりとりを経て，地方議会における条例の承認，総務大臣との協議及び総務大臣からの同意を得て，出力割による課税方式が導入されることとなった。

原子力発電所の稼働といら国の基本施策に関わる事項であり，かつ原発に関しては国民的な議論も分かれていること，志賀原子力発電所においては，原子力規制委員会において敷地内破砕帯 に関して審査されているところでもあり，今後の帰趨は不透明である。
d 原子力発電所の立地に伴う安全•防災対策等として実施される事業の支出と核燃料税の税収と の関係

核燃料税は目的税ではなく法定外普通税であるため，税収は一般財源となる。
このため，原子力発電所の立地に伴い，避難用道路の整備にともなう安全•防災対策等として実施される事業の支出との関係については必ずしも対応するものではない。

なお，原子力発電所の立地に伴ら安全•防災対策等として平成 26 年度に実施された事業の一例 として，次のようなものがあった。

| 事業名 | 県負担 | 金額 |
| :--- | :---: | :---: |
| 志賀原電環境保全対策費 | 全額 | 省略 |
| 原子力一般行政経費 | 全額 | 省略 |
| 放射線監視対策費 | 全額 | 省略 |
| 原子力災害㫢療対策費 | 全額 | 省略 |
| 水産総合センター志賀事業所管理運営費 | 全額 | 省略 |
| 漁港修築 富来漁港 | 一部 | 省略 |
| 国道415号羽咋バイパス | 一部 | 省略 |
| 七尾道路 | 一部 | 省略 |
| 河川改良 米町川 | 一部 | 省略 |
| 港湾改修 七尾港矢田新地区 | 一部 | 省略 |

上記各事業の県負担の決算額合計は，核燃料税の税収 770,452 千円（平成 25 年度）を超えてい ることを確認し，核燃料税の税収は原子力発電所の立地に伴う安全•防災対策等の事業に支出さ れていると言える。

今後とも対象とする事業の関連性について，県民から疑問が持たれないよう，事業目的の精査，情報開示に努めていただきたいと考える。
xiii その他
（1）一般社団法人石川県自動車会議所（自動車税納付委託先）往査
平成 27 年 10 月 13 日に一般社団法人石川県自動車会議所へ往査し，ヒアリング及び現場視察•現金実査を実施した。
（1）証紙に代わる証紙代金収納計器の貸与について
自動車税の納税事務は，従来（昭和 46 年まで）県証紙を貼って納税していた。
昭和 47 年より証紙に代えて証紙代金収納計器により税額の表示を受けて納税することになった。以下は証紙代金収納計器に係る納税事務のフロー（「流図」）とその仕組みである。


これによって納税事務（委託部分）にかかる業務量は大幅に削減されている。
証紙代金収納計器は，県が事務委託している，一般社団法人石川県自動車会議所のある石川県自動車会館（金沢市入江3丁目）と石川県自動車会館分室（金沢市新保本 4 丁目）に各 1 台，計 2台が，貸与されている。

一般社団法人石川県自動車会議所は，県から自動車税，自動車取得税の申告受付事務を受託 しており，その年間委託料は，下記のとおりである。
（単位：円）

| 区 分 | 22 年度 | 23 年度 | 24 年度 | 25 年度 | 26 年度 |
| :---: | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 年間委託料 | $7,785,750$ | $7,785,750$ | $7,785,750$ | $7,785,750$ | $8,008,200$ |

なお，県は，一般社団法人石川県自動車会議所が委託事務を行っている会館及び会館分室建物床を借り受け，年間借受料として，平成 26 年度各 315 千円， 347 千円を支払っている。

証紙代金収納計器は，県の財産であるところ，これについては，「公益上の必要がある。」との理由で，年間貸付料は無料となっていた。

一般社団法人石川県自動車会議所は，会館及び会館分室において，職員を窓口に配置（会館2人，分室 1 人）し，申告書の受付業務等を行い，委託料は，県嘱託職員の報酬相当をもとに積算して いるが，委託料の積算根拠は上記配置の人数分の人件費のみである。窓口での応援等は頻繁に

おこなわれており，委託料が，委託作業量（工数見積もり必要）に応じたものとなっていない。また一者随意契約により毎期継続している。

ただし，委託事業とその基本契約に関しては，かなり古くから基本契約に基づいて行われてきて いるものであり，職員の作業習熟度も高く，事業も問題なく遂行されているので，委託先の変更等，現状の変更は現実的とは思われない。

現状での一般社団法人石川県自動車会議所との随意契約の見直し（一般競争入札等）が，現実的に困難であるとしても，県職員と一般社団法人石川県自動車会議所の職員との事務作業の線引 きを含め，一般社団法人石川県自動車会議所との委託契約について，少なくとも，実際の作業分担 の現状や証紙代金収納計器貸付料（現在は実質的に無償貸与）を委託料に反映させるなど，検討 （値下げ交渉余地あり）を進める余地があると思われる。

## （2）証紙代金収納計器の運用委託について

貸付期間は，平成 24 年 7 月から平成 29 年 3 月までとなっている。
一般社団法人石川県自動車会議所への委託内容は，「自動車税及び自動車取得税申告書の受付及び審査補助業務」であるが，「自動車税•自動車取得税申告業務に精通しており，他者への委託よりも円滑に業務が遂行できる。」との理由で一者随意契約が継続しており今後も継続すること が予想される。

従って，無償貸付も平成 29 年3月末までは継続することになる。
用途は「自動車税，自動車取得税の払込に係る収納印の表示をするため」であり，その利便性から，殆どの自治体でも採用されている。

北陸3県（富山•石川•福井）においても，全て各県の自動車会議所への委託であった。
各県の職員の窓口配置は以下のとおりであった。

| 石川県 | 福井県 | 富山県 |
| :---: | :---: | :---: |
| 3 人 | 2 人 | $3 人$ |

当該委託料の他に収納計器取扱手数料が発生しているが，3県ともに各県の自動車会議所へ支払っていた。

| 石川県 | 福井県 | 富山県 |
| :---: | :---: | :---: |
| 19 百万円 | 11 百万円 | 10 百万円 |

また，委託料の詳細については，上述のとおりであるが，県職員2名との事務分担の境界もあいま いであった。（ただし，県職員2名と会議所職員2名との事務の応援手助け等は頻繁に行われてい る。）

## （意見）

証紙代金収納計器は県から一般社団法人石川県自動車会議所に2台無償貸与されているが，重要物品の管理票が添付されていなかったので，備品シールにより管理する必要がある。

税務課自動車税グループ分室保管の手提げ金庫を実査した。
手提げ金庫は，証紙代金収納計器用始動票札を入れるもので，その他のものは入っていなかっ た。
（意見）
証紙代金収納計器用始動票札は，自動車会館内にある税務課自動車税グループ分室におい て，ダイヤル式の手提げ金庫に収納し，保管されていた。

手提げ金庫が置かれていたロッカーの中には既にナンバーの刻印された県税納付書•領収書も保管されていた。自動車会館は頻繁に外部の人間の立ち入るところでもあることから，セキュリティ上 の対策として保管方法について改善すべきである。

証紙代金収納計器用始動票札（現金入金と引き換えに会議所へ貸与しているもの）の利用可能額は，証紙売渡額の実績を基に設定され，当該証紙代金収納計器のみで利用できるもので換価性 がないものの，その保管については，さらに鍵のかかる場所で保管することとしてはどうか。
（2）金沢県税事務所
（1）書庫視察
金沢県税事務所の地下 1 階にある書庫を視察した。
（意見）
課税部門の書庫が手狭になり新書庫ができたが，鍵の貸出簿は旧書庫と同じものを使い，入退室管理している。貸出簿の記載が，どちらの書庫の鍵を指しているのか不明なので識別できるように した方が良い。

## （2）金庫視察\＆現金実査

大金庫を開け，現金出納簿（平成 27 年 4 月 1 日から 9 月 30 日）を閲覧し，現金実査を実施した。上記の他に，納税証明書発行手数料を受け取る現金出納機（レジスター）があったのでそれも実査した。

大金庫は，主に，軽油引取税に係る先日付け小切手などが保管されており，記録簿を閲覧したと ころ，月によっては，翌日朝に北國銀行本店へ運び込むまで，現金等が保管される。
金庫を閉めるのは，当日の閉所時刻であるが，金沢県税事務所近隣の北國銀行支店は，「支店 には公金取扱者がいない」「時間外である」との理由で，当日（閉所時刻後）の入金を受け付けてく れないため，そのようになっているとのことであった。

現金出納機は当日納付された手数料を取り扱っている。
また，現金出納機については，納税証明発行手数料のみを取り扱らもので金額は少額であるが，現金出納簿を作成し，当日の朝と現金出納機閉鎖後の毎日の残高確認を出納員と現金取扱員が行っている。
（意見）
納税課で管理する大金庫には，通常，上記小切手等の現金等価物以外は保管していない。
しかし，今回の実査で納税課親睦会の通帳が保管されていることを発見し，金庫管理者に尋ねた ところ，公務に付随して発生する必要なもの（福利厚生関連）といら扱いで保管したものとのことであ り，金庫の鍵は，職員 2 名で分散し管理しており，むやみに金庫を開錠できる体制はとっていないと のことであった。

しかし，公金を納める金庫のあり方としては，親睦会は専ら金沢県税事務所職員等のためのもの であり，公金を取り扱う金庫内での保管は控え，個人の机抽斗又はロッカー等で保管してはどうか。
（3）奥能登総合事務所往査
（1）現金実査
滞納整理事務に関する質問及び手提げ金庫視察•現金実査等を行う。
納税証明発行手数料については，県証紙を買ってもらっている。
能登空港 $2 F$ に売り捌き人（ターミナルビル職員＝第3セクター職員）がいる。
また，手提げ金庫は現金で窓口納付する人用である。
証紙収入会計は売り別き人からの証紙売上（入金）報告をシステム入力しているだけである。
奥能登総合事務所も当日の現金による納付分は翌日に北國銀行へ職員が搬入する。
したがって前日納付分が当日の夜に保管されることになる。
（2）実査結果

|  |  | （単位：枚，円） |
| :--- | :---: | ---: |
| 金種 | 枚数 | 合計 |
| 10,000 | 4 | 40,000 |
| 5,000 | 2 | 10,000 |
| 1,000 | 19 | 19,000 |
| 500 | 25 | 12,500 |
| 100 | 66 | 6,600 |
| 実残合計 |  |  |
| $10 / 6$ 納付金額（ノート） | 48,100 |  |
| 理論残高 | 40,600 |  |
| 差違 | 43,100 |  |

差違原因について調査したところ，現在担当者が，10月5日納付分を銀行へ搬入し，2，500 円を両替中であることが分かった。

また，現金出納簿と手提げ金庫の残高について，現金出納簿を作成し当日の朝と，現金出納機閉鎖後の毎日の残高確認を出納員と現金取扱員が行っている。税は，一度に収納する金額が大き い場合もあるのに，出納員とともに残高確認を行った現金取扱員については，記録を残すことには なっていない。

本庁税務課による各総合（県税）事務所へのモニタリング体制等について質問したところ，定期的 な考査を実施しているとのことであった。

奥能登総合事務所は，現在課税業務は行っておらず徴税業務が主体である。
しかしながら，平成 26 年度に，自動車•動産•不動産等の差押実績がなかった。
自動車等を差し押さえしなければならなくなったときはどうするのかを質問したところ，検討すると のことであった。

また，差押物件を保管する専用の書庫や金庫も事務所にはなく，県税徵税事務全体における問題として，先ず，差押債権の現物（預金通帳等）があった場合の保管方法や実際の保管場所の確保など具体的な取扱いに関する規程が整備されていないものの，現状では，銀行口座の差し押さ えや，給与支払者への差押通知で十分に対応できており，現物等の取扱いに関しては，特に支障 は生じてはいない。
xiv 税務システム
（1）税務システムとは
県税事務においては，税務総合情報システム（税務システム）が平成 12 年より使用されている。税務システムは外部業者が提案したシステムをカスタマイズして開発されたオープン系システムであ り，CSV ファイル等を介して外部機関システムとの連携も行われている。税務システムの構成は，以下のとおりである。

（出典：税務課作成資料）

（出典：税務課作成資料）
（2）税務システムの維持•運用体制
（1）税務システムの開発及び保守管理
税務システムの開発及び保守管理は税務課電算グループによって実施されているが，情報セ キュリティや開発予算の観点から，行政経営課も関与している。

税務課電算グループは開発及び保守管理業務をシステム開発業者へ委託しており，委託を受け た業者SEが庁舎内に常駐し，保守管理業務を行っている。
（2）バックアップ
税務システムのデータは日次でバックアップが行われ，庁舎内に保管されている。
③アクセス制限及びデータ漏えい防止
県における情報セキュリティ方針は，「石川県情報セキュリティポリシー基本方針」によって定めら れており，情報セキュリティ対策の統一基準となる「情報セキュリティ対策基準」が別途定められてい る。

## （趣旨）

第1条 この石川県情報セキュリティポリシー基本方針（以下「基本方針」という。）は，情報資産の機密性（権限のない者への重要な情報の漏えいを防止することをいら。），完全性 （情報の改ざん，破壊による被害を防止することをいら。）及び可用性（権限のある者に対 し，いつでも情報の利用を可能とすることをいら。）を維持し，想定される脅威から県が管理 する情報資産を適切に保護するため，情報セキュリティに対する基本的な指針を定めるもの とする。
（出典：石川県情報セキュリティポリシー基本方針）

行政経営課情報システム室により，平成 26 年度以前は県庁内部課を対象に毎年1回情報セキュ リティ監査が行われている。当該情報セキュリテイ監查の対象項目はプロバイダ接続，無線LAN，非公開情報の取扱状況及び外部記憶媒体の管理状況であるが，税務課においてはプロバイダ接続及び無線LANは該当がなく，非公開情報の取扱状況及び外部記憶媒体の管理状況に関する情報 セキリティ監査を受けた結果，問題は発見されていない。

情報セキュリテイ監査項目

| 大項目 | 項 目 |
| :---: | :---: |
| 1．プロバイダ接続 | 接続するコンピュータの Windows バージョンは指定バージョンか |
|  | 接続するコンピュータの Internet Explorer バージョンは指定バージョ ンか |
|  | 接続するコンピュータにウイルス対策ソフトは導入しているか |
| 2．無線 LAN | 導入前に情報セキュリテイ委員会事務局と協議を行ったか |
|  | 暗号化方式は強度の強い WPA2／AES を使用しているか |
|  | SSID のステルス機能を使用しているか |
|  | MAC アドレス認証を行っているか |
| 3．非公開情報の取扱状況 | 情報セキュリテイポリシー対策基準の別記様式3はあるか |
| 4．外部記憶媒体の管理状況 | 外部記憶媒体を，情報セキュリティポリシー対策基準の別記様式2に より管理しているか |

（出典：情報セキュリテイ監査結果通知書）

税務システムへのアクセスに必要なパスワードは各担当者に付与され，最低1年ごとに変更が行 われている。
通常の担当者が用いるIDとは別に保守管理上，システム管理者が直接データを修正する際やア プリケーションの変更を行ら際に使用するための特権IDについては，税務課電算グループ4名にの

み与えられている。また，特権IDを使用した直接データ修正履歴が残されている。
税務システムは，外部ネットワークとの接続がなされていない閉鎖されたネットワークでのみ運用さ れているため，外部からの不正アクセスがなされる可能性はない。

更に，一般職員の使用する端末には外部記憶媒体を使用不能とする設定が行われており，デー タの持ち出しを未然に防いでいる。

税務システムと外部機関システムとの間でデータ連携を行う際には，税務課電算グループのみが使用できる管理者用パソコンが 4 台存在しており，MOやUSBといった外部記録媒体を使用できる状態となっている。

外注先へデータを渡す場合には暗号化したらえで外部記録媒体による手渡しを行っており，以下 のような税務情報受払管理簿を用いたデータ管理がなされている。

税務情報受払管理簿

| No | 情報名 | 情報提供先 | 引渡予定日 | 管理者 | 引渡日 | 担当者 | 返却日 | 担当者 |  |  |
| :---: | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

（出典：税務課作成資料）

税務システムのサーバーは，庁舎内の専用のサーバー設置室に保管されており，録画機能付監視カメラによる監視がなされ，かつ，以下のような入退室記録が残されている。

石川県庁）ネットワーク管理室（1）税エリア 入退出者管理簿
平成27年 月 日（曜日）

| No． | 会社）所属 | 氏名 | 開錠 | 施錠 | 入出時刻 | 退出時刻 | 入室目的 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |
| 5 |  |  |  |  |  |  |  |
| 6 |  |  |  |  |  |  |  |
| 7 |  |  |  |  |  |  |  |
| 8 |  |  |  |  |  |  |  |
| 9 |  |  |  |  |  |  |  |

※開錠または施錠を実施した場合，上記欄に○をつけること。
（出典：税務課作成資料）
（4）外注契約管理
外部業者への保守管理委託にあたつては，委託内容や外部業者が守るべきセキュリティ事項を記載した契約書を締結している。

印刷•封入業者への委託に伴い外部記憶媒体によるデータを渡し，データ消去報告書（下記参照）及び根拠ログの入手を行っている。

石川県知事 谷本 正憲殿
住所 石川県金沢市OO
会社名 株式会社 OO

業務データ消去報告書
平成 27 年度の「県税のOO業務」に係る作業用データにつきまして，下記のとおり消去 したことを報告します。

> 記

1．対象データ
［データ受領日：平成 年 月 日

2．データ消去日付 平成 年 月 日

3．消去作業者 氏名

4．作業確認者 氏名
（出典：税務課作成資料）

税務課電算グループは外部業者との定期的なミーティングにより，システム障害情報やシステム変更の状況を確認している。
（3）監査の手続
税務システムの維持•運用体制についてヒアリング，関連規程•資料の閲覧，税務システムの画面 の閲覧及びデータ保管場所の視察を行い，規程に基づく運用がなされているかを確認した。
（4）監査の結果
税務システムのデータバックアップの保管場所は，大規模な天災が発生した場合にはデータの復旧が困難となる可能性がある。
（意見）
外部者がサーバー設置室に入室する際，開錠後の複数外部者の入退出記録は入退出者自身 が自ら入退出者管理簿へ記載しているのみで，管理者による入退出者管理簿の確認がなされてい ない。したがって，ネットワーク管理室（情報システム室管理）に倣い，入退出者管理を正確に行って はどうか。
xv 滞納整理事務について
（1）滞納とは
一般的に，滞納とは，納税者が納期限までに完納されないことをいう。
滞納整理とは，滞納となった地方団体の徴収金を徴収するための事務手続の総称であり，それ には督促状が送達されていることが滞納処分の原則的条件である。

税金が滞納になると，催告書等による文書催告や電話催告等によって納税の催告を行う。
滞納者に徴収金を一時に完納できない事情があるような場合には，徴収猶予といら納税の猶予措置をとって納税について猶予期限を与えて分割納付してもらうこともある。場合によっては財産調查を行って滞納処分として財産差押をすることもある。

また，滞納者に一定の事情がある場合には，滞納処分の執行を停止し，一定の期間が経過すると納税義務を消滅させることもある。

このように，滞納者が置かれている個々の状況によって様々な対応が取られるが，滞納になると徴収金を徴収するか，滞納処分の執行を停止して納税義務を消滅させるか，あるいは差押等の強制徴収手続をとることによって，滞納になっている事案を整理し完結させる必要がある。

滞納整理が必要な理由は，究極的には滞納を発生させないことにある。
税は公平に課税するだけでなく，公平に徴収しなければならない。滞納整理の目的は徴収面から の税の負担の公平を確保することにある（地方税滞納整理の理論と実務）。

県の滞納整理の概要図を，次のとおり示す。

（2）滞納整理システムとは
滞納整理関係の税務総合情報システム（税務システム）事務処理フローを，次のとおり示す。
税務総合情報システム事務処理フロー（滞納整理関係）

（3）滞納処分とは
滞納処分とは，納税者等が納期限までに地方団体の徴収金を納付•納入せず，督促してもなお納付•納入しない場合にとられる地方団体の強制徴収手続きの総称をいら。
地方団体の徴収金が納期限までに納付•納入されず，督促してもなお納付•納入されない場合に は，地方団体は自力執行による滞納処分を行って租税債権の早期の実現を図ることになる。

滞納処分には，広義の滞納処分と狭義の滞納処分があり，広義の滞納処分は，国税徴収法第6章に規定する処分の全てをいい，狭義の滞納処分は，広義の滞納処分のうち地方団体が自ら強制換価手続を行ら場合をいう。

国税徴収法第5章に規定する処分には，
ア 財産の差し押さえ
イ 交付要求（参加差押）
ウ 財産の換価
エ 換価代金等の配当
がある。
狭義の滞納処分からは，交付要求（参加差押）は除かれるが，その理由は，交付要求（参加差押） は，地方団体が自ら強制換価手続を行らのではなく，ともに滞納者の財産について既に滞納処分や強制執行等の強制換価手続が開始されている場合に，その手続に参加して配当を受け，それに よって地方団体の徴収金を徴収する制度だからである。


地方団体の自力執行としての滞納処分は，差押，換価，配当といら一連の手続きからなる。


## 差押

差押は，滞納処分の最初の処分として，滞納者の財産処分を制限して換価（公売•取立）でき る状態におく強制処分をいら。差押は換価するために滞納者の財産の保全を目的として行わ れる。
交付要求及び参加差押
交付要求及び参加差押は，ともに滞納者の財産について既に滞納処分や強制執行等の換価手続が開始されている場合に，その手続きに参加して配当を受け，それによって租税債権の実現をはかる制度である。交付要求及び参加差押は，地方団体自らが差押，換価，配当する手続きに代わるものであり，その意味で広義の滞納処分である。交付要求と参加差押をあわせ て広義の交付要求といい。この二つのものに本質的な違いはなく，それぞれの要件，手続，効力に違いがあるだけである。
換価
換価は差押財産を金銭に換える強制手続きの総称である。換価処分は次の二つに分けられ る。

財産の公売
財産の公売とは，差し押さえた動産や不動産を売却することをいう。
債権の取立
債権の取立とは，差し押さえた預貯金や給料等の債権を滞納者の債務者から取り立てる ことをいう。一般的には，差押財産の売却を換価という。
配当
配当とは，差押財産の換価代金その他の金銭を地方団体の徴収金その他の債権に配分す る手続の総称である。
（地方税滞納整理の理論と実務）
（4）監査の手続き
各県総合（県税）事務所において滞納一覧及び滞納整理経過表，その他の関連書類（納税誓約書•分割納税計画書•未納一覧•差押調書•債権差押通知書•配当計算書•充当計算書•執行停止 に係る滞納者調書など）を閲覧し，重要と思われる事案について質問した。
（5）監査の結果
（1）督促状の発送事務について
督促とは，納税者が租税等を納期限までに完納しない場合に，その納税者等に対してなされる最初の納税の請求であり，納税の請求を求める書面を督促状といら（地方税滞納整理の理論と実務）。

地方税法は，納税者が納期限までに徴収金を完納しないときは，納期限後20日以内に督促状を発送しなければならないと定めている。

しかし，自動車税については発送件数が膨大であり，20 日以内の発送は実務的に困難となって いる。

平成 26 年度の自動車税に関する督促状発送は約 53，000 通であり，自動車税の納税通知書約 51 万件に対する割合は $10 \%$ にのぼっていた。

県では，督促状発付件数を減らすため，コンビニ納税等を導入し，納期内納付の呼びかけを推進しているところである。
（意見）
徴収事務について，有効かつ効率的に事務運用を進める観点から，まず自動車税等の督促状発送件数を減らす方策が重要と考えられるので，納税（納期内）のPR（口座振替制度の利用促進， コマーシャル，ポスター配布）を更に充実させてはどうか。
（2）アナウンス効果の高い滞納処分の積極的実施について
平成 26 年度滞納処分（自動車税）のためのタイヤロック実施状況を調査したところ，下記のとおり 4件であった。

| 実施年月日 | 滞納税目 | 滞納税額 <br> （円） | 対象財産 | 顛 |
| :--- | :--- | ---: | :--- | :--- |

滞納整理の顛末を調査したところ，タイヤロックについては，実施効果が大きいことが分かる。
しかしながら，タイヤロックに関しては，
①自動車の所有権が留保されている場合（所有者と使用者が異なる場合）が多い。
（2）経年劣化により公売しても徴収が見込めない車が多い。
③ その後自主納付•完納に至る効果は大きいものの，コストパフォーマンスは低い。
（調査に，1ヶ月から2ヶ月を要し，滞納者との折衝及びタイヤロック作業については，約4人で1日がかりの作業となるなど調査から処分に至るまでに時間と人員を要し，またレッ カー移動や保管に経費がかかる。）
等の理由で，経年の実施件数は横ばいで推移している。

次に，平成 26 年度インターネット公売実施分は，下記のとおり2件であった。

| 実施年月日 | 滞納税目 | 滞納税額 | 公売財産 | 落札価格 |
| :---: | :--- | ---: | ---: | ---: |
| H27．2．2 | 自動車税，法人県民税，法人事業税 | $1,385,369$ 円 | 水牛様置物 | 3,001 円 |
| H27．3．9 | 自動車税，個人事業税 | 364,985 円 | 腕時計 | 8,260 円 |

（意見）
インターネット公売は，近年のIT化の進展を十分に活用した滞納整理事務であり，納税を促すア ナウンス効果も高いと思われ，県は，毎年，出品し滞納整理に活かしている。

今後も，自動車税•法人2税•個人事業税滞納者等については，財産調查の早期着手及びPR効果の高い物品などの公売財産の早期発見に努めるとともに，インターネット公売の今以上の積極的活用が望まれる。

③滞納処分の執行停止について
「石川県税収入未済額滞納整理基準及び滞納処分執行停止基準」（石川県税通達関係集）によ れば，県は「滞納処分執行停止基準」により一般的に調查の方法を定めている。

平成 26 年度における各県総合（県税）事務所別滞納処分執行停止件数は，下記のとおりであっ た。
（単位：件，円）

| 事務所名 | 滞納処分執行停止件数 | 金 |
| :--- | ---: | ---: |
| 金額 |  |  |
| 小県税事務所 | 853 | $227,867,148$ |
| 小松県税事務所 | 319 | $40,020,891$ |
| 中能登総合事務所 | 105 | $3,843,717$ |
| 奥能登総合事務所 | 26 | $2,982,569$ |

平成 26 年度における各県税事務所別即時消滅処分件数は，下記のとおりであった。
（単位：件，円）

| 事務所名 | 即時消滅処分件数 | 金 額 | 弓ち個人県民税 <br> （件数） | 弓ち個人県民税 <br> （金額） |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 金沢県税事務所 | 1,061 | $11,578,630$ | 959 | $8,654,414$ |
| 小松県税事務所 | 107 | $3,412,842$ | 98 | $3,115,642$ |
| 中能登総合事務所 | 43 | 810,824 | 38 | 683,124 |
| 奥能登総合事務所 | 559 | $4,358,174$ | 557 | $4,300,374$ |

金沢県税事務所において，平成 26 年度における，滞納処分停止伺い兼整理簿を全件閲覧した。執行停止整理簿様式を次のとおり示す。

| 番号 | 氏名 | 停止日 | 根拠 | 即時消滅 | 不納欠損日 | 完結 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  |  |  |  |  |  |

滞納者調書様式を次のとおり示す。
滞納者•住所•氏名•職業

| 区 分 | 調査事項 | 調査日 | 調査先 | 状況 |
| :--- | :--- | :--- | :---: | :---: |
| 生活状沉調查 |  |  |  |  |
| 財産状況調査 |  |  |  |  |
| 連帯納税義務者または第二 <br> 次納税義務者の有無 |  |  |  |  |
| 所見（例示） | •・は，他市が執行停止しており，調查の結果資力及び財産 <br> も無いと判断。よって基準第1項により地方税法第 15 条の 71 <br> 項1号に該当するので… |  |  |  |

なお，調査日は平成 26 年度の簿冊であるため，平成 26 年度の年月日となっている。調査の結果

| 調査 <br> No． | 税目 | 納期限 | 時効起算日 （年•月） | 不納欠損処理日（年•月） | 内容 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 6 | 自動車税 | H21 年5月 | H21年8月 | H26 年6月 | 滞納者は，平成 21 年 9 月 に死亡しており，相続人によ る相続権の放棄も確認され たが，滞納処分の執行停止及び即時消滅は平成 26 年 6月，不納欠損処理日も平成 26年6月である。 <br> 連帯納税義務者または第二次納税義務者の有無調査の結果の判明が時効寸前 となっている。 <br> 滞納者死亡による相続人 による相続放棄等の確認は速やかに実施されたい。 |
| 10 | 自動車税 | H21年6月 | H22 年7月 | H27年7月 | 滞納者は平成 23 年に生活保護受給者となっている |


|  |  |  |  |  |  |
| :--- | :--- | :--- | :--- | :--- | :--- |


| 101 | 自動車税 | H24 年5月 | H24 年8月 | H26 年 11 月 | 法人で平成19年6月に国税除却。滞納処分停止のた めの財産調査までの期間短縮を図られたい。 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 170 | 自動車税 | H22 年5月 | H22 年8月 | H27 年8月 | 本人は平成 20 年 7 月に死亡。 <br> 市町は平成24年3月に執行停止。滞納処分停止のた めの財産調査までの期間短縮を図られたい。 |
| 181 | 自動車税 | H24 年5月 | H24 年8月 | H27 年3月 | 滞納者は外国人で，平成 25年8月に出国（外国人登録閉鎖）平成 27 年 3 月に執行停止及び即自消滅とした が，出国前の差押え等をす べきであった。 |
| 197 | 自動車税 | H5 | H24 | H27 年3月 | 20 年以上塩漬け等になっ ているような案件について は，速やかに滞納処分停止 のための財産調査を実施す べきである。 |

上記表に記載するもの以外にも，国税や他の市町で，既に執行停止処分や除却•即時消滅となっ ているにもかかわらず，執行停止のための調査が遅れているものが存在する。県税の性格上や屯を得ないケースもあるが，他の市町で「財産無し」と判断されたものや，国税で除却処理されたことが判明したものについては，速やかに滞納処分停止のための財産調査が必要である。
（意見）
自動車税の滞納処分の執行停止後に，執行停止を取り消した事例があった。
（事例）
（単位：円）

| 納期限（年•月） | 金 額 | 備 考 |
| :---: | :---: | :---: |
| H23 年5月 | 51，000 | 滞納•執行停止 |
| H24年5月 | 42，000 | 滞納•執行停止 |
| H27年6月 | 39，600 | 現年課税 |

当該滞納者については，他団体が財産調查を行い平成 26 年3月に執行停止処分をしたもので あり，その団体の財産調査の結果を基に，県も平成 26 年 12 月に執行停止処分をしたところであるが当該滞納者が自動車（H13 年式換価価値 10 万円以下）を所有していたことが，翌 27 年度に判明し，滞納処分の執行停止を取り消した案件であり，資力があったのではないかと疑われる。

今回は，不十分な他団体の調査を鵜吞みにしたことで発生した事案であるが，単なるケアレスミス であり，当該滞納者の他の県税の賦課徴収程度は状況確認したほらがよい。
（4）財産調査の方法について
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号における，執行停止の要件は「滞納処分することができる財産 がないとき」である。

しかしながら，「滞納処分することができる財産がない状態である」と判断する為の基準について は，国税徴収法基本通達等によっても，以下のように記載されているだけで，具体的には定められて いない。国税徴収法基本通達第 153 条関係では，国税徴収法第 153 条第 1 項第 1 号の「滞納処分 の執行」をすることができる財産がないときとは，滞納処分の停止をするかどうかを判定するときにお いて，次に掲げる場合のいずれかに該当するときをいら。

ア 既に差し押さえた財産及び差押えの対象となり得る財産の処分予定価額が，滞納処分費（判定時後のものに限る。）及び国税徴収法第2章第3節（国税と被担保債権との調整）の規定等に より国税に優先する債権の合計額を超える見込みがない場合
イ 差押えの対象となり得る全ての財産について差し押さえ，換価（債権の取立を含む。）を終わ ったが，なお徴収できない国税がある場合
他の地方団体では滞納処分の執行停止基準を，規定や要綱の形で定めており，石川県の場合も上述したとおり，執行停止基準を具体的に定めており，執行停止の判定時においても係長，課長，次長，所長と決裁過程で，滞納者調書によりチェックされるようになっている。

なお，実際に行っている財産調査の概要は，以下のとおりである。

- 銀行照会は県内の主だった銀行 9 行及びゆらちょ銀行への取引照会（文書照会）
- 県内各市町への住民調査及び給与支払報告等の照会
- 固定資産税調査
- 自動車登録調査
- 自宅（住居）への臨場など

財産調查の状況について滞納者整理小票及び滞納整理経過表を閲覧した結果，調査の深度等 に問題があったと思われるものをランダムに列挙する。
a 預貯金等の照会は実施しているが，小口の滞納については決算書までは入手していない。 また，滞納発生後各税務署で申告書を閲覧するが，資金収支までは確認できていないなど。
b 社名変更（事業承継あり）しており，課税課で登記確認しているが，納税担当課では，その法人 の役員等の変化まで確認していなかった。
c納税義務者である妻が，収入がないから払えないといらものの，夫の扶養になっており，実質所有は夫であったことが後に判明しており，実質所有者への納税義務の拡大が検討されていなかっ た。
d 法人所有の自動車税の滞納があったにもかかわらず，不納欠損処理となるまで，小口の滞納で あったため一度も決算書を入手しなかった。
e 過去の納税実績から車検時までに納税されると推測した案件について，督促状発付後の調査の優先順位を下げていた。
f 本人は無職であるが，妻は大企業勤務のケースで，家計のキャッシュフローまでは調查せず。
g 時効前に，固定資産税評価額が 25 万円を超える畑が 2 筆見つかったが，換価できる可能性が低

いと判断し，差押えを行わず，5年の時効を迎えてしまった。
h 滞納発生後税務署で決算書を閲覧するが，BS残高や預貯金の内訳のみのチェックに終始してお り，損益やキャッシュフローまでは詳細に分析していない（差し押さえるものがないかだけを捜す）。
i 死亡者名義で乗られていた車で，死亡確認後に滞納が発生，5年の時効で不納欠損となったも のについて，リース車の残債があったかどうかを調査していない。
j 住所地に居住が確認できないため，アルバイト者の所得調査をしていない。
k 消費者金融から口ーンをして買った車の借金を返済しているので生活が苦しいと弁明しているが，債務の裏づけ調査をしていない。
1 その他分納誓約者に対する定期的コンタクトが必要なものなど。

次に平成 26 年度に執行停止した調書を閲覧したが，滞納処分の執行停止をするかどうかの判断 については，現実的には国税の調査や，他の地方税の処分結果に基づき，判断しているケースも見られた。

県税の性格上（国や市町に比べ申告内容や資産保有情報が極端に少ない。），やむを得ない場合があることは承知しているが，実際に財産調査方法とその深度については，各担当者間でのばら つきが生じる可能性もある。
（5）不納欠損処理の状況について
平成 26 年度県税等理由別不納欠損額（県税等理由別不納欠損額調）を次のとおり示す。
（単位：円，件）

| 区分 | 時効完成によるもの |  | $\begin{array}{\|l\|l} \hline \text { 滞納処分の停止後3年 } \\ \text { 経過によるもの } \end{array}$ |  | 滞納処分の停止後直ち に消滅させたもの |  | 計 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 個人県民税（均等割•所得割） | 12，399 | 126，848，988 | 2，229 | 29，781，702 | 1，652 | 16，753，554 | 16，280 | 173，384，244 |
| 法人県民税 | 52 | 1，231，373 | 33 | 938，315 | 33 | 857，354 | 118 | 3，027，042 |
| 個人事業税 | 29 | 1，283，100 | 49 | 5，036，283 | 5 | 213，400 | 83 | 6，532，783 |
| 法人事業税 | 6 | 130，700 | 11 | 523，390 | 1 | 4，800 | 18 | 658，890 |
| 不動産取得税 | 18 | 3，108，954 | 11 | 13，353，379 | 1 | 193，627 | 30 | 16，655，960 |
| 自動車税 | 577 | 17，461，696 | 256 | 7，706，454 | 78 | 2，137，735 | 911 | 27，305，885 |
| 税計 | 13，081 | 150，064，811 | 2，589 | 57，339，523 | 1，770 | 20，160，470 | 17，440 | 227，564，804 |
| 納税延滞金 | 197 | 4，979，459 | 109 | 7，108，723 | 45 | 1，389，234 | 351 | 13，477，416 |
| 過少申告加算金 | 1 | 3，300 |  |  |  |  | 1 | 3，300 |
| 不申告加算金 | 1 | 10，300 | 2 | 13，100 |  |  | 3 | 23，400 |
| 重加算金 | 1 | 43，677 | 7 | 139，400 |  |  | 8 | 183，077 |
| 税外収入金計 | 200 | 5，036，736 | 118 | 7，261，223 | 45 | 1，389，234 | 363 | 13，687，193 |
| 合計 | 13，281 | 155，101，547 | 2，707 | 64，600，746 | 1，815 | 21，549，704 | 17，803 | 241，251，997 |

平成 26 年度不納欠損事由のうち，時効完成（滞納処分の停止後3年を待たずに，時効が完成し たものを含む。）によるものは，税目別に見ると，個人県民税，延滞金以外では自動車税が突出して おり，次に不動産取得税が多いことが分かる。
※市町が徴収事務を担っている個人住民税については，以下分析を割愛している。

次に，平成 26 年度に不納欠損処分を行った 17,803 件（241百万円余）の中に，徴収権の時効完成後，遅滞なく処理されていない事例（調査表参照）が，下表のとおり存在したが，件数及び金額と も僅少であり，監査上，重要性の観点から意見とはしないこととした。

これらのらちには，次のとおり不納欠損処分までに2年度以上要したものが含まれており，差し押 さえ及び交付要求取下げの確認漏れや分納誓約の有効性判断に時間を要したために処理が遅れ たとのことである。
（単位：円）

| 調査 No． | 税 目 | 不納欠損額 | 納期限年月 | 最新納付年月 | 時効完成年月 | 不納欠損処理年月 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 194 | 不動産取得税 | 365，900 | H14年5月 |  | H19 年6月 | H26 年8月 |
| 209 | 自動車税 | 25，800 | H 7年5月 | H13年3月 | H22 年7月 | H26 年8月 |
| 298 | 自動車税 | 39，500 | H19 年5月 |  | H24 年8月 | H26 年8月 |
| 811 | 自動車税 | 7，200 | H15 年6月 | H19年4月 | H25 年7月 | H27 年3月 |
| 814 | 自動車税 | 1，200 | H16 年5月 | H20年11月 | H25 年11月 | H27 年3月 |
| 851 | 自動車税 | 5，500 | H20 年6月 |  | H25 年8月 | H27 年3月 |

これらの処理は，主に金沢県税事務所において，担当者が税務システムの「不納欠損候補者リス卜管理データベースに，時効完成などの必要な情報を入力することが遅れたことなどが原因と考え られる。

一方で，不納欠損処分は，執行停止後3年経過した場合や本人の死亡（相続なし）及び所在不明（財産なし）の場合に行われるものであるが，処理事務そのものは，最終的に税務システムへの入力作業であり，遅滞なく処理できるものである。

にもかかわらず，このように事務処理が遅れる背景の一つとして，地方公共団体の会計と企業会計との相違があげられる。

地方公共団体の会計においては，現金主義に基づく会計年度独立の原則により，不納欠損処分時の年度において，処理（整理）することが適正な処理と認められている。

これに対して，企業会計においては，発生主義に基づき複式簿記による貸借対照表及び損益計算書などの作成を通じて，不納欠損処分の年度だけでなく，その原因が発生（時効完成等）した年度を含め，課税から不納欠損処分までの複数年度にわたり，債権（資産）•債務（負債）として，その変動を認識するものであり，各年度末には資産評価を行い，適正な資産管理及び認識（貸倒引当） を行うことができるメリットがあると考えられる。

地方公共団体の会計における資産管理のあり方に対する本質的な議論を促し，地方公共団体の会計を補完する企業会計的手法の導入が有効な対策となりえる可能性を示す事例である。

| （単位：円） |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 税目 | 不納欠損額 | 納期限年月 | $\begin{gathered} \text { 最新 } \\ \text { 納付年月 } \end{gathered}$ | 当初時効 予定 | 実際の時効完成 | 不納欠損処理年月 | $\begin{array}{\|l\|} \hline \text { 1年 } \\ \text { 以内 } \\ \hline \end{array}$ | 2年度以上経過 |
| 191 | 自動車税 | 10，200 | H20年6月 |  | H25年8月 |  | H26年8月 | O |  |
| 193 | 個人事業税 | 27，400 | H11年8月 | H16年4月 | H21年4月 | H26年2月 | H26年8月 | 0 |  |
| 193 | 個人事業税 | 25，200 | H11年11月 | H16年4月 | H21年4月 | H26年2月 | H26年8月 | $\bigcirc$ |  |
| 194 | 不動産取得税 | 365，900 | H14年5月 |  | H19年6月 |  | H26年8月 |  | 0 |
| 206 | 自動車税 | 39，500 | H18年5月 |  | H23年8月 | H26年6月 | H26年8月 | 0 |  |
| 206 | 自動車税 | 36，200 | H19年5月 |  | H24年8月 | H26年6月 | H26年8月 | 0 |  |
| 209 | 自動車税 | 25，800 | H7年5月 | H13年3月 | H18年3月 | H22年7月 | H26年8月 |  | 0 |
| 216 | 自動車税 | 29，500 | H16年5月 | H21年2月 | H26年2月 |  | H26年8月 | $\bigcirc$ |  |
| 217 | 個人事業税 | 60，400 | H13年7月 | H21年2月 | H26年2月 |  | H26年8月 | 0 |  |
| 224 | 自動車税 | 6，500 | H20年6月 |  | H25年8月 |  | H26年8月 | $\bigcirc$ |  |
| 241 | 自動車税 | 27，400 | S58年5月 | H14年3月 | H19年3月 | H26年8月 | H26年8月 | O |  |
| 262 | 自動車税 | 6，500 | H20年6月 |  | H25年8月 |  | H26年8月 | 0 |  |
| 298 | 自動車税 | 39，500 | H19年5月 |  | H24年8月 |  | H26年8月 |  | 0 |
| 298 | 自動車税 | 32，900 | H20年6月 |  | H25年8月 |  | H26年8月 | 0 |  |
| 325 | 自動車税 | 16，400 | H14年5月 | H16年12月 | H21年12月 | H26年6月 | H26年8月 | $\bigcirc$ |  |
| 349 | 自動車税 | 39，500 | H20年6月 |  | H25年8月 |  | H26年8月 | 0 |  |
| 575 | 自動車税 | 34，500 | H19年5月 |  | H24年8月 | H26年9月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 575 | 自動車税 | 36，100 | H19年5月 |  | H24年8月 | H26年9月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 576 | 法人県民税 | 20，000 | H18年11月 |  | H24年1月 | H26年7月 | H26年12月 | 0 |  |
| 576 | 法人県民税 | 20，000 | H18年11月 |  | H24年1月 | H26年7月 | H26年12月 | 0 |  |
| 576 | 法人県民税 | 20，000 | H18年11月 |  | H24年1月 | H26年7月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 576 | 法人県民税 | 20，000 | H18年11月 |  | H24年1月 | H26年7月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 576 | 法人県民税 | 20，000 | H18年11月 |  | H24年1月 | H26年7月 | H26年12月 | 0 |  |
| 582 | 個人事業税 | 37，200 | H13年11月 | H18年3月 | H23年3月 | H26年12月 | H26年12月 | 0 |  |
| 582 | 個人事業税 | 9，300 | H14年9月 | H16年3月 | H21年3月 | H26年12月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 583 | 自動車税 | 49，500 | H17年5月 |  | H22年8月 | H26年11月 | H26年12月 | 0 |  |
| 583 | 自動車税 | 49，500 | H18年5月 |  | H23年8月 | H26年11月 | H26年12月 | 0 |  |
| 583 | 自動車税 | 8，200 | H19年5月 |  | H24年8月 | H26年11月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 583 | 自動車税 | 7，300 | H17年5月 |  | H22年8月 | H26年11月 | H26年12月 | 0 |  |
| 584 | 自動車税 | 13，100 | H18年5月 |  | H23年8月 | H26年9月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 591 | 自動車税 | 18，400 | H14年5月 | H17年12月 | H22年12月 | H26年12月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 596 | 不動産取得税 | 237，000 | H13年9月 | H20年6月 | H25年6月 | H26年12月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 596 | 不動産取得税 | 38，200 | H15年6月 | H19年5月 | H24年5月 | H26年12月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 596 | 不動産取得税 | 59，800 | H15年7月 | H19年5月 | H24年5月 | H26年12月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 596 | 不動産取得税 | 123，600 | H16年6月 | H19年5月 | H24年5月 | H26年12月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 596 | 不動産取得税 | 72，800 | H16年8月 | H19年7月 | H24年7月 | H26年12月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 596 | 不動産取得税 | 49，300 | H16年9月 | H19年9月 | H24年9月 | H26年12月 | H26年12月 | 0 |  |
| 596 | 不動産取得税 | 61，800 | H16年11月 | H19年10月 | H24年10月 | H26年12月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 596 | 不動産取得税 | 51，100 | H17年1月 | H19年12月 | H24年12月 | H26年12月 | H26年12月 | 0 |  |
| 596 | 不動産取得税 | 74，100 | H18年5月 | H20年2月 | H25年2月 | H26年12月 | H26年12月 | 0 |  |
| 596 | 不動産取得税 | 88，800 | H18年5月 | H20年5月 | H25年5月 | H26年12月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 600 | 個人事業税 | 92，800 | H10年9月 | H17年1月 | H22年1月 | H26年11月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 602 | 自動車税 | 37，900 | H17年5月 |  | H22年8月 | H26年6月 | H26年12月 | 0 |  |
| 615 | 自動車税 | 17，200 | H16年5月 |  | H21年8月 | H26年10月 | H26年12月 | 0 |  |
| 615 | 自動車税 | 34，500 | H17年5月 |  | H22年8月 | H26年10月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 615 | 自動車税 | 28，700 | H18年5月 |  | H23年8月 | H26年10月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 615 | 不動産取得税 | 9，100 | H16年11月 | H19年10月 | H24年10月 | H26年10月 | H26年12月 | 0 |  |
| 620 | 自動車税 | 29，500 | H18年6月 |  | H23年8月 | H26年9月 | H26年12月 | $\bigcirc$ |  |
| 620 | 自動車税 | 29，500 | H19年5月 |  | H24年8月 | H26年9月 | H26年12月 | 0 |  |
| 620 | 自動車税 | 4，900 | H20年6月 |  | H25年8月 | H26年9月 | H26年12月 | 0 |  |
| 625 | 自動車税 | 27，700 | H17年5月 |  | H22年8月 | H26年8月 | H26年12月 | 0 |  |
| 795 | 自動車税 | 4，500 | S61年5月 | H2年4月 | H7年4月 | H26年8月 | H27年3月 | $\bigcirc$ |  |
| 795 | 自動車税 | 14，600 | S61年5月 | H2年4月 | H7年4月 | H26年8月 | H27年3月 | 0 |  |
| 805 | 自動車税 | 29，600 | H17年5月 |  | H22年8月 | H26年10月 | H27年3月 | 0 |  |
| 811 | 自動車税 | 7，200 | H15年6月 | H19年4月 | H24年4月 | H25年7月 | H27年3月 |  | 0 |
| 814 | 自動車税 | 1，200 | H16年5月 | H20年11月 | H25年11月 |  | H27年3月 |  | 0 |
| 819 | 自動車税 | 56，100 | H19年5月 |  | H24年8月 | H26年11月 | H27年3月 | 0 |  |
| 819 | 自動車税 | 42，000 | H20年6月 |  | H25年8月 | H26年11月 | H27年3月 | 0 |  |
| 829 | 自動車税 | 41，200 | H17年5月 |  | H22年8月 | H27年1月 | H27年3月 | $\bigcirc$ |  |
| 829 | 自動車税 | 36，600 | H16年5月 |  | H21年8月 | H27年1月 | H27年3月 | 0 |  |
| 836 | 自動車税 | 11，500 | H19年5月 |  | H24年8月 | H27年1月 | H27年3月 | 0 |  |
| 838 | 自動車税 | 20，800 | H15年6月 | H19年2月 | H24年2月 | H27年2月 | H27年3月 | $\bigcirc$ |  |
| 838 | 自動車税 | 5，000 | H16年5月 | H19年2月 | H24年2月 | H27年2月 | H27年3月 | 0 |  |
| 851 | 自動車税 | 5，500 | H20年6月 |  | H25年8月 |  | H27年3月 |  | 0 |
| 861 | 自動車税 | 33，700 | H17年5月 | H20年9月 | H25年9月 | H26年11月 | H27年3月 | 0 |  |
|  |  |  |  |  |  |  | 合計件数 | 59 | 6 |

⑥滞納処分の執行停止•即時消滅について
滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付納入する義務は，その執行の停止が3年間継続したときは消滅する（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）。

3 年間の期間計算の起算日は，滞納処分の執行停止の決定が行われた日の翌日である（地方税

法第 20 条の5第1項）。
平成 26 年度において，個人県民税，延滞金以外で，執行停止後3年経過により納付納入義務が消滅したものは，下記表のとおり 360 件，27，557，821 円であった。
（単位：件，円）

| 区 分 | 件 数 | 金 額 | 備 考 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 法人県民税 | 33 | 938,315 |  |
| 個人事業税 | 49 | $5,036,283$ |  |
| 法人事業税 | 11 | 523,390 |  |
| 不動産取得税 | 11 | $13,353,379$ |  |
| 自動車税 | 256 | $7,706,454$ |  |
| 合 計 | 360 | $27,557,821$ |  |

滞納処分の執行停止期間中においても，滞納処分の執行が停止された地方団体の徴収金の消滅時効は進行する（国税徴収法基本通達第153条2）。

徴収金の消滅時効が完成すれば，滞納処分の執行停止期間内であっても，徴収金及び延滞金の納付納入義務は消滅する。

平成 26 年度に時効が完成したために不納欠損となったもののうち，個人県民税，延滞金等以外 で，滞納処分の執行停止期間中に徴収金の消滅時効が完成したもの（執行停止後 3 年を待たずに時効が完成したもの）は，下記表のとおり 682 件，23，215，823 円であった。
（単位：件，円）

| 区 分 | 件 数 | 金 額 | 備 考 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 法人県民税 | 52 | $1,231,373$ |  |
| 個人事業税 | 29 | $1,283,100$ |  |
| 法人事業税 | 6 | 130,700 |  |
| 不動産取得税 | 18 | $3,108,954$ |  |
| 自動車税 | 577 | $17,461,696$ |  |
| 合 計 | 682 | $23,215,823$ |  |

ところで，滞納処分をすることができる財産がないため滞納処分の執行を停止した場合において， その地方団体の徴収金が限定承認されたものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収する ことができないことが明らかであるときは，地方団体の長は，その地方団体の徴収金を納付し，または納入する義務を直ちに消滅させることができる（地方税法第 15 条の 7 第5項）。

これは，地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは，滞納処分の執行停止のまま3年間を経過するときまで待って納付納入義務を消滅させることは実益がないため，納付納入義務を即時に消滅させることにしたものである（地方税の滞納整理の理論と実務）。

平成 26 年度において，個人県民税，延滞金以外で，滞納処分の執行停止後，徵収金を納付し，

又は納入する義務を直ちに消滅させたものは，下記表のとおり118件，3，406，916 円であった。
（単位：件，円）

| 区 分 | 件 数 | 金 額 | 備 考 |
| :---: | ---: | ---: | ---: |
| 法人県民税 | 33 | 857,354 |  |
| 個人事業税 | 5 | 213,400 |  |
| 法人事業税 | 1 | 4,800 |  |
| 不動産取得税 | 1 | 193,627 |  |
| 自動車税 | 78 | $2,137,735$ |  |
| 合 計 | 118 | $3,406,916$ |  |

上で述べたように「すでに時効が完成しているにもかかわらず，不納欠損処理されなかった事案 が存在する。」理由の背景には，不納欠損処理（内部作業として調定から減額する事務処理をいら。租税は絶対的時効であるのであり債権は，時効期日の到来により消滅している。不良債権処理と比較するとすれば，売掛金債権等の資産を帳簿から除外する又は落とす帳簿手続にあたる。）が思ら ように進まないという現実がある。

上記への対策として，「滞納処分の執行停止のまま3年間を経過するときまで待って納付納入義務を消滅させることなしに，納付納入義務を即時に消滅させる。」方法が先ず考えられるが，徴収金 を徴収することができないことが明らかであるときとは，次のような場合をいらとされる（国税徴収法基本通達第153条16）。
ア 限定承認をした相続人が相続によって承継した地方団体の徴収金を有する場合において，そ の相続による相続財産について滞納処分をすることができる財産がないとき
イ 相続人が不存在の場合またはすべての相続人が相続を放重した場合において，相続財産法人 について滞納処分をすることができる財産がないとき
ウ 解散した法人又は解散の登記はないが廃業して将来事業再開の見込みが全くない法人につい て，滞納処分をすることができる財産がないときまたはその所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるとき
工 株式会社又は協同組織金融機関等について会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律による更生計画が認可決定された場合において，更正又は決定の遅延等により，未納の地方団体の徴収金及び滞納処分費を更生債権として期日までに届け出なかったために更生計画により認められず，会社更生法第204条（更生債権等の免責等）等の規定によりその会社が免責されたとき
一方，「滞納処分執行停止基準」の前文には「不良債権となっている滞納税額を適正に処理する ため，法律の規定を具体化した基準を次のとおり定める。」と記載されているとおり，県は滞納税額を不良債権であると明確に定義づけている。

すなわち，滞納処分の執行停止の事由に該当するような租税債権は，「銀行等の貸出債権の不良債権に該当する。」といら認識であるから，徴収や差押えができないと判明した時点で，執行停止処分等を効果的に活用して積極的に処理していく方法も考えられるところ，徴収金を徴収することが できないことが明らかであるときとは，国税徴収法基本通達では，限定的に解釈されているので，そ

れを厳格に当てはめていく限り，不良債権の処理は思うようには進まないといら限界がある。
一般論であるが，国税徴収法基本通達第 153 条 16 に列挙した以外に，徴収金を徴収することが できないことが明らかな例として，「例えば滞納者である外国人が帰国して再来日する見込みがない ような場合は明らかであるときに該当する。」とか，「滞納者が生活保護法による生活扶助の適用を受けることとなった場合で滞納処分をすることができる財産がないときは，徴収することができないこ とが明らかであるとまでは言えないのではないかと考える。」（地方税滞納整理の理論と実務）という意見も存在する。

国税通達（納税義務の消滅（直ちに消滅させることができる場合）「その他その国税を徴収するこ とができないことが明らかであるとき」とは，おおむね次のいずれかに該当する場合をいら。）は厳格 に解釈されなければならないのはもちろんであるが，例示されているものは限定列挙ではない。

他方，「国税徴収法第153条第1項第2号の「生活を著しく笨迫させるおそれがあるとき」（生活の窮迫）とは，滞納者（個人に限る。）の財産につき滞納処分の執行又は徴収の共助の要請による徴収（以下「滞納処分の執行等」といら。）をすることにより，滞納者が生活保護法の適用を受けなけれ ば生活を維持できない程度の状態（国税徴収法第 76 条第 1 項第 4 号に規定する金額で営まれる生活の程度）になるおそれのある場合をいう。」は滞納処分停止の要件ではあるが，生活保護受給者 だけではなく，現在生活保護は受給していない（申請しない者を含む）者のうち生活の程度（家計の全収入等）が保護受給者のそれを下回っているもので，かつ高齢者等であり，資力の回復が認めら れないことが明らかな場合等は，即時消滅の要件である「いずれかに該当する場合」に準じるものと して，柔軟に解釈することも可能であると考える。

この点に関しては，「石川県税収入未済額滞納整理基準及び滞納執行停止基準について」（県税関係通達集）において，以下のとおり具体的に明文で記載されている。

地方税法第 15 条の7第5項該当（即時消滅）について
3 滞納者が生活保護受給者で，疾病等により将来も資力の回復が認められないものは，地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号該当の者に限り，即時消滅処分することができるものであること。」

上記規定における「滞納者が生活保護受給者で」は，生活保護受給者ではなくとも，保護水準以下の暮らしを余儀なくされている生活困窮者については，資産調查及び収入調查の徹底に よって，運用上は「滞納者が生活保護受給者等で資力の回復が認められない者を含む」との解釈 も可能であると考える。
滞納整理とは，滞納者に対して納付を促すと共に，調査と折衝により滞納原因を探り，併せて納付能力を判定して，滞納の原因に応じて個々の案件につき滞納処分または納税緩和措置とす ることで，滞納の解消を図ろらとする一連の事務のことをいら。
（地方税滞納整理の実務とマネジメント38頁）

滞納原因の分類を実務経験者の視点で整理した表を以下に紹介する。

|  | 滞納原因の分類 | 説明 | 滞納整理の方法 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| （1） | らっかり忘れ | 納期の失念。（納税に納得してい ないわけではない。） | 督促状，催告状による注意喚起と納税の惩湧 |
| （2） | 納税总慢 | 納税のために金融機関等へ赴くの がおつくう。面倒。（納税に納得し ていないわけではない。） | 督促状，催告状による注意喚起と納税の慫㴞 |
| （3） | 生活困窮（著しい収入減少，失業等） | 最低生活を営むだけで精一杯。 （納税に納得していないわけでは ない。） | 減免または納税緩和措置 |
| （4） | 事業不振 | 事業の運転資金調達に苦労して いる。（納税に納得していないわけ ではない。） |  |
| （5） | 疾病•負傷による就労困難または一時的 な支出の増大 | 一時的な理由。（納税に納得して いないわけではない。） |  |
| （6） | 盗難•詐欺等犯罪被害 | 一時的な理由。（納税に納得して いないわけではない。） |  |
| （7） | 災害（火災•地震•水害•崖崩れ等） | 一時的な理由（納税に納得してい ないわけではない。） |  |
| （8） | 行政または職員への反感 | 感情的な問題。滞納者の性格によ る場合もある。（納税に納得してい ないわけではない。） | 担当者の交代または上 <br> 司の支援 |
| （9） | 他の支払を優先（住宅ローンやカードロ ーン等） | 自分さえよければという利己的な理由。 <br> （納税に納得していないわけでは ない。） | 滞納処分 |
| （10） | その他（納税意識希薄等） | 納税に対する義務意識が薄い。 （納税に納得していないわけでは ない。） | 督促状，催告状による注意喚起と納税の慫洓 |

上記分類によれば，「滞納者といらのは，「納得していない」から滞納しているのではなく，自分で はどうすることもできない「やむを得ない事情から」やむなく滞納となっているか，または，うつかりや总慢によって滞納となっているか，あるいは感情的•利己的な理由から滞納しているかのいずれ かである。」（地方税滞納整理の実務とマネジメント60，61頁）。

上記分類表の内，（1）及び（2）のケースについては，その大半は自主的に納付されるか，納税機会の拡大策等によって，ある程度は解消されるべき性格のものであり，多大なマンパワーを充てる必要はないと思われる。

次に（8）から（10）のケースについては，納税者の納税に対する意識といら観点からは，悪質なも のと考える。したがってこのようなケースについては，租税債権の重要性に鑑み，財産調査を経た案件の見極めと，差押•取立•配当等の滞納処分が必要となるので，より多くのマンパワーが必要 となるのはいうまでもない。このような悪質なケースについては，納税者の納税意識に着目して，県内における全滞納者の滞納態様を市町と協力しながらパターン化する（リスト化する）方法も考 えられる。

最後に，上記滞納原因の分類表に示す③から（7）のケースについては，債務者の返済能力，納税するだけの財産を有しているかどうかという「納付能力」に着目した整理の方法が重要であると考える。

例えば，本来は債務者の実態把握に基づく金融機関による貸出債権の分類方法である自己査定基準を一部取り入れることも考えられる。

「債務者区分」の方法とは，債務者の財務状況，資金繰り，収益力等により，返済の能力を判定して，その状況等により債務者を正常先，要注意先，破綻懸念先，実質破綻先及び破綻先に区分する方法である。
（出典：金融検査マニュアル：自己査定（別表1））

| 番号 | 債務者区分 | 自己査定基準の適切性の検証 |
| :---: | :---: | :---: |
| （1） | 正常先 | 正常先とは，業況が良好であり，かつ，財務内容にも特段の問題がな いと認められる債務者をいら。 |
| （2） | 要注意先 | 要注意先とは，金利減免•棚上げを行っているなど貸出条件に問題の ある債務者，元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか，業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者をいう。また，要注意先となる債務者については，要管理先である債務者とそれ以外の債務者とを分けて管理することが望まし い。 |
| （3） | 破綻懸念先 | 破綻懸念先とは，現状，経営破綻の状況にはないが，経営難の状態に あり，経営改善計画等の進渉状況が芳しくなく，今後，経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む）をいら。具体的には，現状，事業を継続しているが，実質債務超過の状態に陥っており，業況が著しく低調で貸出金が延滞状態に あるなど元本及び利息の最終の回収について重大な懸念があり，従っ て損失の発生の可能性が高い状況で，今後，経営破綻に陥る可能性 が大きいと認められる債務者をいら。 |
| （4） | 実質破綻先 | 実質破綻先とは，法的•形式的な経営破綻の事実は発生していないも のの，深刻な経営難の状態にあり，再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者をいら。具体的 には，事業を形式的には継続しているが，財務内容において多額の不良資産を内包し，あるいは債務者の返済能力に比して明らかに過大な借入金が残存し，実質的に大幅な債務超過の状態に相当期間陥って $お り, ~$ 事業好転の見通しがない状況，天災，事故，経済情勢の急変等 により多大な損失を被り（あるいは，これらに類する事由が生じており），再建の見通しがない状況で，元金または利息について実質的に長期間延滞している債務者などをいら。 |
| （5） | 破綻先 | 破綻先とは，法的•形式的な経営破綻の事実が発生している債務者を いい，例えば，破産，清算，会社整理，会社更生，民事再生，手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者を いら。 |

地方税の滞納事務を効率的に進めるといら観点からは，財産調査による，不良債権の見極めは，迅速かつ徹底的に行い，「滞納原因の分類態様のらち，（3）から（7）に該当し，かつ徴収金の徴収がで きないことが明らかである。」と判明したものについては，滞納処分の執行停止•即時消滅等，法で認 められた手段を積極的に活用して，例えば不良債権のうち，金融検査マニュアルにいらところの，（4）実質破綻先債権以下に分類されるような地方税の滞納金については，徴収金の時効の完成を漫然 と待つことなく，地方税法第 15 条の 7 第5項の，今より以上に積極的で柔軟な活用によって，納付納入義務を消滅させる等，滞納金の整理を大幅に推進していくべきと思料する。
（7）個人県民税に係る徴収強化対策について
平成19年度の税源移譲以来，市町が徴収事務を担っている個人住民税（県民税•市町民税）の滞納税額が年々増大し，平成 24 年度決算では滞納税額全体の 7 割を占め，その縮減に取り組むこ とが喫緊の課題となっていた。

```
    そこで平成 25 年度の対策として, 以下アとイに示す方策が示された。
```

ア 県内全域で下記の滞納整理機構を設置し，滞納整理を強化する。
石川県央地区地方税滞納整理機構（かほく市，白山市，野々市市）
南加賀地区地方税滞納整理機構（小松市，加賀市，能美市，川北町）
中能登地区地方税滞納整理機構（七尾市，羽咋市，宝達志水町，中能登町）
奥能登地区地方税滞納整理機構（輪島市，珠洲市，穴水町，能登町）
県の説明資料によれば，滞納整理機構は，地方税法第 48 条による直接徴収による方法から，徴収機構に切り替わる，近年の全国的な傾向を反映したものである。

これまで，市町に対する個人住民税の徴収支援策として，県による直接徴収（地方税法第48条） や税務職員の相互派遣事業などを実施し，滞納整理の促進や市町税務職員の徴収実務能力向上 に努めてきたが，個人住民税の増加傾向には歯止めがかかっておらず，さらに一歩進んだ取組が求 められた。

また近年，多くの道府県で，県と市町とで地方税を共同徴収する取組（広域連合，一部事務組合，任意の滞納整理機構等）が行われ，一定の成果を上げていることから，県と市町とで地方税を共同徴収する任意組織を設立したわけである。

また，直接徴収では，現実的には毎年8月頃から1月までの引継期間しか，滞納整理のための期間がとれなかったといら事情があった。

「地方税法第 48 条に基づく個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例実施要領について （税第446号）」によれば，「地方税法第48条の規定に基づき実施する徴収の特例は，県総合事務所所長が対象市町を選別し，当該市町長の同意を得たらえで，徴収の引継ぎを受けて実施するものと する。」と記載されており，徴税権（滞納処分を含む）は，県に移譲されることになるので，そのための引継（引継期間は翌年の1月末日までの間において，市町ごとに1年を超えない範囲で定めた一定期間に限るものであること）が必要となるからである。

滞納整理機構の発足によって，年間を通しての滞納整理事務が可能となり，また，個人住民税に限らず市町で賦課する全ての税目について滞納整理が可能となり，市町の受ける恩恵も大きい。」と

いらことであった。
滞納整理機構での共同徴収体制を，下記の図に示す。


機構は金沢•小松県税事務所，中能登•奥能登総合事務所内に設置。
県総合（県税）事務所は徴収支援（1）情報提供（2）アドバイス）を行う。
運営委員会は，参加市町納税担当課長，県総合（県税）事務所長，納税課長（，自動車税納税課長）等で組織し，機構の事業の執行方針などを決定する。
（1）滞納整理事務の方針
役割分担
（1）班長（県職員）は滞納整理の進行管理及び県税事務所等との連絡調整
（2）班員（県職員）は引受案件のうち困難案件及び引受案件滞納者にかかる県税を担当
（3）班員（市町職員）は派遣元地区の引受案件を担当
ただし，実際の財産調查，滞納処分等は班員が全て相互に併任を受けていることから全員 で実施。

イ 各市町の滞納案件に偏りが生じないよう，班長が滞納整理の進行を管理する。
県各地区の地方税滞納整理機構設置要綱（概要）は以下のとおりに定められている。 （設置）
第1条 県及び参加市町が共同して，地方税の滞納整理を推進するため，機構を設置する。
（組織）
第2条1．機構は，県及び参加市町をもつて組織し，事務所を各地区県税事務所に置く。
2．機構の業務を運営するため，運営委員会を置く。
3．次条に規定する業務を実施するため，運営委員会の下に特別機動整理班を置く。
（業務）
第3条 機構は，県及び参加市町が共同して，個人住民税を始めとした市町村税及び当該市町村税の滞納者に係る県税の滞納整理を行う。
（運営委員会）

第4条 1．運営委員会は，次に掲げる事項を行う。
（1）機構における滞納整理方針及び年間事業計画に関すること
（2）機構への参加または脱退の承認に関すること
（3）その他前条に規定する業務を推進するために必要な事項
2．運営委員会は，次に掲げる者をもつて構成する。
（略）
3．運営委員会に委員長を置き，各県税事務所長をもつて充てる。
4．委員長は運営委員会の事務を総括し，必要に応じ運営委員会を招集し主宰する。
5．委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
（特別機動整理班）
第5条1．特別機動整理班は，次に掲げる事項を行う。
（1）参加市町から引継ぎを受けた市町村税（当該市町村税の滞納者に係る県税を含む） の滞納整理の推進に関すること。
（2）参加市町が行う市町村税の滞納整理に関するアドバイス等に関すること。
（3）前各号に規定する業務を推進するために必要な事項
2．特別機動整理班は，次に掲げる者をもって構成する。
（1）県各県税事務所所属の県職員
（2）県に派遣された参加市町の職員
（費用負担）
第6条 1．機構の事務に係る通常経費は，参加市町が別に定める割合により負担する。
2．前項に規定する経費は，県各県税事務所長が機構の事務経費として別に経理し，確定済みの費用を年度末に精算する。

最後に県各地区地方税滞納整理機構事務処理要領によれば，滞納案件の選定基準と，引継要領は以下のとおりである。
（滞納案件の選定基準）
第3条1．機構で処理する滞納案件は，次のいずれにも該当するものとする。
（1）個人住民税に滞納があるもの
（2）次のいずれにも該当するものまたは運営委員長が認めたもの参加市町において既に滞納者に対し督促状を発付したもの分納誓約等が履行されており完納となることが見込まれるものでないもの参加市町において不服申立等により現に係争中でないもの参加市町において既に滞納処分に着手したものでないもの滞納者の所在が明らかなもの
2．前項に規定する滞納案件に係る滞納者について，県税の滞納がある場合は，当該滞納者に係る県税についても機構で処理するものとする。
（滞納案件の引継）
第4条1．参加市町の長は，前条に規定する滞納案件を機構に引き継ぐ場合は，滞納者に対し て，おおむね $1 ヶ$ ヶ前までに，当該滞納案件の徴収等を機構において処理する予定で ある旨の予告を引継予告通知兼納税催告書（様式1）により通知するものとする。
2．参加市町の長は，前項の予告通知に記載された指定納期限までに滞納税額が完納さ れない案件について，徴収事務引継書（様式2）に滞納整理票及びその他の関係書類等を添付し，機構に提出するものとする。
3．機構は，参加市町の長から提出された引継関係書類を確認のらえ，徵収事務引受書 （様式3）を参加市町の長に送付するとともに，徴収引受通知書兼差押着手前納税催告書（様式4）により滞納者に通知するものとする。
（参加市町の支援）
第5条 参加市町は，機構の滞納整理業務について，次の支援を行うものとする。
（1）納付状況についての回答
（2）納付，課税取消，還付金の充当等による滞納額の異動に係る連絡
（3）滞納額明細書，納付状況等の帳票の提供
（4）滞納者に係る破産の兆候等新たな情報の提供
（5）財産調査等に係る照会に対する回答
（6）差押債権の取立に必要な歳入歳出外現金納付書の発行及び機構への引渡
（7）差押僓権取立金に係る配当，充当等の収納事務

平成 26 年度末における県内市町の滞納整理機構への参加状況及び地区別地方税滞納整理状況は，下記のとおりであった。

| 区 分 | 市町名 | 参加の有無 | ※収入率 | 備考（回答など） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 南加賀地区 | 小松市 | 参加 | 20．9\％ |  |
|  | 加賀市 | 参加 | 13．5\％ |  |
|  | 能美市 | 参加 | 32．0\％ |  |
|  | 川北町 | 参加 | 35．8\％ | 現状は月2日程度の勤務状況 |
| 県央地区 | 金沢市 | 不参加 | 21．9\％ | 収納推進室を設置するなど自ら の組織を強化している。 |
|  | かほく市 | 参加 | 27．8\％ |  |
|  | 白山市 | 参加 | 33．3\％ |  |
|  | 野々市市 | 参加 | 31．0\％ |  |
|  | 津幡町 | 不参加 | 26．1\％ | 27年12月現在は参加 |
|  | 内灘町 | 不参加 | 22．3\％ | 27年12月現在は参加 |
| 中能登地区 | 七尾市 | 参加 | 27．1\％ |  |
|  | 羽咋市 | 参加 | 41．0\％ |  |
|  | 志賀町 | 不参加 | 21．7\％ | 28年4月より参加予定 |
|  | 宝達志水町 | 参加 | 37．0\％ |  |
|  | 中能登町 | 参加 | 37．4\％ |  |
| 奥能登地区 | 輪島市 | 参加 | 17．9\％ |  |
|  | 珠洲市 | 参加 | 27．5\％ |  |
|  | 穴水町 | 参加 | 40．5\％ |  |
|  | 能登町 | 参加 | 39．2\％ |  |
| 県全体 |  |  | 23．1\％ |  |

※収入率は，各市町別個人県民税収入率（滞納繰越分）＝各市町収入額 $\div$ 各市町調定額
県央地区で機構が発足した平成 24 年度の県全体の収入率は $19.0 \%$ であったが，平成 26 年度末で $23.1 \%$ に向上しており，他の多くの府県と同様，滞納整理機構発足による一定の成果は，見て とれる。
参加しない理由は備考（回答など）に記載したとおりである。
（2）監査の結果
石川県の滞納整理機構は任意団体であり，徴収権そのものを移譲されているわけではない。租税 の徴収権はあくまでも各市町の首長が有している。
従って，滞納整理機構の真の目的は，各市町の税務担当職員の徴収実務能力の向上と滞納者情報の共有化にあるというべきである。

平成 27 年に参加した内灘町と津幡町も担当職員の確保がネックとなっていたものが漸く実現した

ものである。
困難な滞納整理案件は職員個人の技量だけでは手に負えない。
滞納整理機構に参加して，組織的に滞納整理を行うことによって，各市町の職員も徴収技術を身 につけることができるのである。

加えて，金沢市については，滞納者に関する情報を共有化することにより，県税の滞納整理事務 の遂行にも大いに役立つものがある。

県内各市町が機構に参加することによって県住民税の徴収率が明らかに向上しているのである から，金沢市に対しても，参加することによるメリット（市町税務職員の徴収技術の習得）を強調したら えで，より積極的に参加を呼びかけるべきである。

滞納整理においては納税部門の組織的な対応はもちろんのこと，徴収職員の個々の実務能力が重要である。そこで，平成 24 年度より設立された地方税滞納整理機構に参加することにより様々な徴収困難案件を石川県，参加市町が相互に協力し取り組むことで当該職員の実務能力の向上が図られている。また，これが継続されることによって，参加市町との情報交換や人事異動により市町独自の徴収強化にも大きく寄与している。

監査時点で未だ不参加の市町が見受けられるが，今後も積極的な参加の働きかけが望まれる。

引用（頁）•参考文献

杉之内孝司「地方税滞納整理の理論と実務」ぎようせい
全国女性税理士連盟「地方税Q\＆A」大蔵財務協会
鷲巣研二「地方税滞納整理の実務とマネジメント」時事通信社

## 参考 指摘事項及び意見の一覧

本報告書において記載した指摘事項及び意見について，一覧できるよう表形式で記載 する。

| 区分 | 項目 | ページ |
| :---: | :---: | :---: |
| ii 法人 3 税（法人県民税•法人事業税•地方法人特別税） | 地方自治法第 260 条の2第7項に規定する認可地縁団体の減免申請受付について（指摘事項） | 36 |
|  | 申告書のチェック体制について（意見） | 37 |
|  | 申告書のチェック要領について（意見） | 37 |
|  | 外形標準課税対象法人に対する調査について（意見） | 37 |
| iii個人事業税 | 事業性の判定について（意見） | 41 |
| iv 不動産取得税 | 連帯納税義務者からの徴収について（指摘事項） | 46 |
|  | 不動産取得者からの申告書の提出について（意見） | 47 |
|  | 滞納者の財産調査のための能力向上について（意見） | 48 |
|  | 滞納者の財産調査について（意見） | 48 |
| vi軽油引取税 | 特別徴収義務者からの徴収猶予について（意見） | 54 |
| viii自動車税 | 減免実態の調査について（意見） | 62 |
|  | 滞納者の財産調査について（意見） | 62 |
| x 鉱区税 | 鉱業権取得者からの申告書の提出について（意見） | 68 |
| xiii その他 <br> （1）一般社団法人石川県自動車会議所（自動車税納付委託先） | 証紙代金収納計器（県の貸付物品）の管理につい $て$（意見） | 76 |
|  | 証紙代金収納計器用始動票札の管理について（意見） | 77 |
| xiii その他 <br> （2）金沢県税事務所 | 書庫に使用する鍵の貸出簿について（意見） | 77 |
|  | 金庫の管理について（意見） | 78 |
| xiv 税務システム | 税務システムサーバー室の入退室管理について （意見） | 85 |
| xv 滞納整理事務について | 自動車税の督促状発送数減について（意見） | 91 |
|  | インターネットを活用した滞納整理について（意見） | 92 |
|  | 滞納処分の執行停止について（意見） | 95 |

平成 2 8 年 3 月発行
石川県包括外部監査報告書
発行 〒920－8580 石川県金沢市鞍月 1 丁目 1 番地
石川県総務部行政経営課 電話番号 076（225）1246
http：／／www．pref．ishikawa．1g．jp／gyoukaku／index．htm1石川県監査委員事務局 電話番号 076 （225） 1863
http：／／www．pref．ishikawa．1g．jp／kansa／index．html

